

平成 2 8 年度使用教科用図書（中学校）選定資料

社会科（歴史的分野・公民的分野）別冊

宮 城 県 教 育 委 員 会

< 目 次 >

平成 28 年度使用中学校教科用図書選定資料 社会科（歴史的分野・公民的分野）別冊について・・・ 1

1	作成の目的	1
2	作成にあたって	1
3	調査対象教科書	1
4	中学校学習指導要領社会科の目標・改訂の要点	1
5	宮城県教育振興基本計画の目標	2
6	教科書の調査研究	3
*	中学校社会科（歴史的分野）調査対象事項を設定した理由（根拠）	6
*	中学校社会科（公民的分野）調査対象事項を設定した理由（根拠）	7

中学校 社会 歴史的分野・・・ 8

別紙 1 - 1	(1) 調査研究の総括表	8
別紙 1 - 2	(1) 調査研究の総括表	9
別紙 2 - 1	(2) 調査研究事項の具体的な内容 b 歴史上の人物名と主な業績等	10
別紙 2 - 2	(2) 調査研究事項の具体的な内容 c 現在に伝わる文化遺産を取り上げている項目	22
別紙 2 - 3	(2) 調査研究事項の具体的な内容 d 国際関係・文化交流を取り上げている項目	30
別紙 2 - 4	(2) 調査研究事項の具体的な内容 e 宮城に関する歴史的事象を取り上げている内容	41
別紙 2 - 5	(2) 調査研究事項の具体的な内容 f 我が国の領域をめぐる問題に関する内容	42
別紙 2 - 6	(2) 調査研究事項の具体的な内容 g 神話・伝承を含めた日本の文化や伝統に関する内容	45
別紙 2 - 7	(2) 調査研究事項の具体的な内容 h 北朝鮮による日本人拉致問題に関する内容	49
別紙 2 - 8	〔参考〕近現代の歴史的事象で通説的な見解が存在しない内容	50
別紙 2 - 9	〔参考〕政府の統一的な見解に関する内容	51

中学校 社会 公民的分野・・・ 53

別紙 1	(1) 調査研究の総括表	53
別紙 2 - 1	(2) 調査研究事項の具体的な内容 b 自由・権利について記述している内容	54
別紙 2 - 2	(2) 調査研究事項の具体的な内容 c 責任・義務について記述している内容	61
別紙 2 - 3	(2) 調査研究事項の具体的な内容 d 宗教や伝統文化について取り上げている内容	62
別紙 2 - 4	(2) 調査研究事項の具体的な内容 e 天皇に関する内容	64
別紙 2 - 5	(2) 調査研究事項の具体的な内容 f 自衛隊に関する内容	67
別紙 2 - 6	(2) 調査研究事項の具体的な内容 g 我が国の領域をめぐる問題に関する内容	72
別紙 2 - 7	(2) 調査研究事項の具体的な内容 h 北朝鮮による日本人拉致問題に関する内容	76
別紙 2 - 8	〔参考〕政府の統一的な見解に関する内容	78

## 平成28年度使用中学校教科用図書選定資料 社会科（歴史的分野・公民的分野）別冊について

### 1 作成の目的

中学校歴史・公民教科書の採択に向け、採択権者が調査研究するための参考となるよう、従来の「選定資料」に加え、各教科書の特徴等を一層明確にし、記載内容やその分量を比較対照できる別冊資料を作成する。

### 2 作成にあたって

- (1) 各教科書の記載内容を比較検討できるよう調査研究事項を設定する。
- (2) 調査研究事項の設定に当たっては、学習指導要領(H20.9月)の社会科の目標等及び宮城県教育振興基本計画(H22.3月)の目標等を踏まえる。
- (3) 調査研究事項について、各教科書の記載内容を比較検討できるよう、ページ数、取り上げている項目の数及び記述の概要で表す。

### 3 調査対象教科書（発行者）

#### (1) 歴史的分野（8者）

東京書籍 教育出版 清水書院 帝国書院 日本文教出版 自由社 育鵬社 学び舎

#### (2) 公民的分野（7者）

東京書籍 教育出版 清水書院 帝国書院 日本文教出版 自由社 育鵬社

### 4 中学校学習指導要領社会科の目標・改訂の要点

#### 【社会科の目標】

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

#### 【歴史的分野】

##### 〔目 標〕

- (1) 歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。
- (2) 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。
- (3) 歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに関心をもたせ、国際協調の精神を養う。
- (4) 身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

〔改訂の要点〕

- ア 「我が国の歴史の大きな流れ」を理解する学習の一層の重視
- イ 歴史について考察する力や説明する力の育成
- ウ 近現代の学習の一層の重視
- エ 様々な伝統や文化の学習の重視
- オ 我が国の歴史の背景となる世界の歴史の扱いの充実

【公民的分野】

〔目 標〕

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。
- (2) 民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。
- (3) 国際的な相互依存関係の深まりの中で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のために、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。
- (4) 現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

〔改訂の要点〕

- ア 現代社会の特色や現代社会における文化の意義や影響に関する学習の重視
- イ 現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養う学習
- ウ 現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を生かした内容構成
- エ 社会の変化に対応した法や金融などに関する学習の重視
- オ 課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの重視

5 宮城県教育振興基本計画の目標

- (1) 夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。
- (2) 次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育む。
- (3) 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、宮城の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。
- (4) 生涯にわたり学び、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

## 6 教科書の調査研究

### 【歴史的分野】

#### (1) 調査研究の総括表

	調査研究事項（調査研究の対象）	対象の根拠（目標等）	数値データの単位
a	時代区分別のページ数，割合	学習指導要領 歴史的分野・目標（1）	ページ数，%
b	歴史上の人物を取り上げている箇所数	学習指導要領 歴史的分野・目標（2） 宮城県教育振興基本計画 目標（1）・（2）	箇所
c	現在に伝わる文化遺産を取り上げている箇所数	学習指導要領 歴史的分野・目標（2） 宮城県教育振興基本計画 目標（1）・（2）	箇所
d	国際関係・文化交流を取り上げている箇所数	学習指導要領 歴史的分野・目標（3） 学習指導要領改訂の要点・歴史的分野 才	箇所
e	宮城県に関する歴史的事象を取り上げている箇所数	学習指導要領 歴史的分野・目標（4） 宮城県教育振興基本計画 目標（3）	箇所
f	我が国の領域をめぐる問題に関する記述	学習指導要領 歴史的分野・目標（1） 学習指導要領改訂の要点・歴史的分野 ウ	記述概要等
g	神話・伝承を含めた日本の文化や伝統に関する記述	学習指導要領 歴史的分野・目標（1） 学習指導要領改訂の要点・歴史的分野 工	記述概要等
h	北朝鮮による日本人拉致問題に関する記述	学習指導要領 歴史的分野・目標（1） 学習指導要領改訂の要点・歴史的分野 ウ	記述概要等
	〔参考〕近現代の歴史的事象で通説的な見解が存在しない内容に関する記述 政府の統一的な見解に関する記述		記述概要等

#### (2) 調査対象事項を設定した理由

歴史的分野の学習では、歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てることをねらいとしている。調査研究の総括表で取り上げた事項の内容を具体的に調査することにより、各発行者の方針等を明確にする。

学習内容をより深めたり、あるいは国民としての自覚を育てたりするために、歴史的分野の学習においては、歴史上の人物、文化遺産、我が国の歴史に見られる国際関係や文化交流、宮城県に関する歴史的事象について、学習指導要領の目標の（1）（2）（3）（4）により取り上げていることが多い。したがって、これらの事項について記述されている箇所数を調査するとともに、各時代の人物や歴史的事象（事項）の内容を調査し、比較することとした。

我が国の領域をめぐる問題については、H26.1.28付け文科省通知において中学校学習指導要領解説の地理歴史及び公民の一部改訂があり、領土に関する教育の充実が求められていることから、北方領土に加え、我が国固有の領土である竹島、尖閣諸島等の扱いについて調査する。

また、学習指導要領の内容の取扱いにより、神話・伝承などの学習を通して当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせ、日本の文化や伝統に関心をもたせることが求められていることから神話・伝承を含めた日本の文化や伝統などの扱いについて調査する。

さらに、近現代の学習の一層の充実を図るとともに、公民的分野の学習との関連を図りながら我が国の主権や人権問題を正しく理解できるようにするため、北朝鮮による日本人拉致問題の扱いについて調査する。

### (3) 調査研究の方法

- a 時代区分別（古代，中世，近世，近代，現代）別のページ数や割合を比較する。
- b 歴史上の人物名と主な業績等を抽出し時代区分により比較する。
- c 現在に伝わる文化遺産を取り上げている項目を，時代区分により分類比較する。
- d 国際関係・文化交流を取り上げている項目を，アジア諸国とそれ以外の国々との関係を時代区分により比較する。
- e 宮城県に関する歴史的な事象を取り上げている内容について，記述の概要を比較する。
- f 我が国の領域をめぐる問題について，北方領土，竹島等に関する記述の概要を比較する。
- g 神話・伝承を含めた日本の文化や伝統について，その扱いの有無，取り上げている資料，記述の概要を比較する。
- h 北朝鮮による日本人拉致問題について，扱い方，取り上げている項目，記述の概要を比較する。

### 【公民的分野】

#### (1) 調査研究の総括表

	調査研究事項（調査研究の対象）	対象の根拠（目標等）	数値データの単位
a	大項目別のページ数，割合	学習指導要領 教科の目標	ページ数，%
b	自由・権利について記述している箇所数	学習指導要領 公民的分野・目標（1）	箇所
c	責任・義務について記述している箇所数	学習指導要領 公民的分野・目標（1）	箇所
d	宗教や伝統文化について取り上げている箇所数	学習指導要領 公民的分野・目標（4） 学習指導要領改訂の要点・公民的分野 ア	箇所
e	天皇に関する記述	学習指導要領 公民的分野・目標（2） 学習指導要領改訂の要点・公民的分野 ア	記述概要等
f	自衛隊に関する記述	学習指導要領 公民的分野・目標（3）	記述概要等
g	我が国の領域をめぐる問題に関する記述	学習指導要領 公民的分野・目標（3）	記述概要等
h	北朝鮮による日本人拉致問題に関する記述	学習指導要領 公民的分野・目標（1）（3）	記述概要等
	〔参考〕政府の統一的な見解に関する記述		記述概要等

#### (2) 調査対象事項を設定した理由

個人の尊厳と人権の尊重の意義や民主主義に関する理解を深めるために、公民的分野の学習においては、学習指導要領の目標（1）により自由・

権利（基本的人権を含む）、責任・義務を取り上げているが、その扱い方には各教科書で違いが見られることが多い。したがって、このことについて記述されている箇所数を調査・比較する。

宗教や伝統文化については、学習指導要領の内容の取扱い「現代社会における文化の意識や影響を理解させるとともに、我が国の伝統と文化に関心をもたせ、文化の継承と創造の意義に気付かせる」により、記述されている箇所数を調査・比較する。

天皇については、学習指導要領の内容の取扱い「日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる」により天皇の扱いについて調査する。

また、我が国の領域をめぐる問題及び自衛隊については、H26.1.28付け文科省通知において中学校学習指導要領解説の地理歴史及び公民の一部改訂があり、領土に関する教育や自然災害における関係機関の役割等に関する教育の充実が求められていることから、竹島や自衛隊等の扱いについて調査する。

さらに、学習指導要領の内容の取扱い「国家間相互の主権の尊重と協力の認識」及び「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義の理解」により、我が国の主権や人権問題を正しく理解できるようにするため、北朝鮮による日本人拉致問題の扱いについて調査する。

### （３）調査研究の方法

- a 大項目「 私たちと現代社会」「 私たちと経済」「 私たちと政治」「 私たちと国際社会の課題」に整理し、ページ数や割合を比較する。
- b 自由・権利について記述している部分を抽出し、大項目「 私たちと現代社会」「 私たちと経済」「 私たちと政治」「 私たちと国際社会の課題」に整理し、比較する。
- c 責任・義務についても同様に行う。
- d 宗教や伝統文化についても同様に行う。
- e 天皇について、扱い方、取り上げている項目、記述の概要を比較する。
- f 自衛隊についても同様に行う。
- g 我が国の領域の問題についても同様に行う。
- h 北朝鮮による日本人拉致問題についても同様に行う。

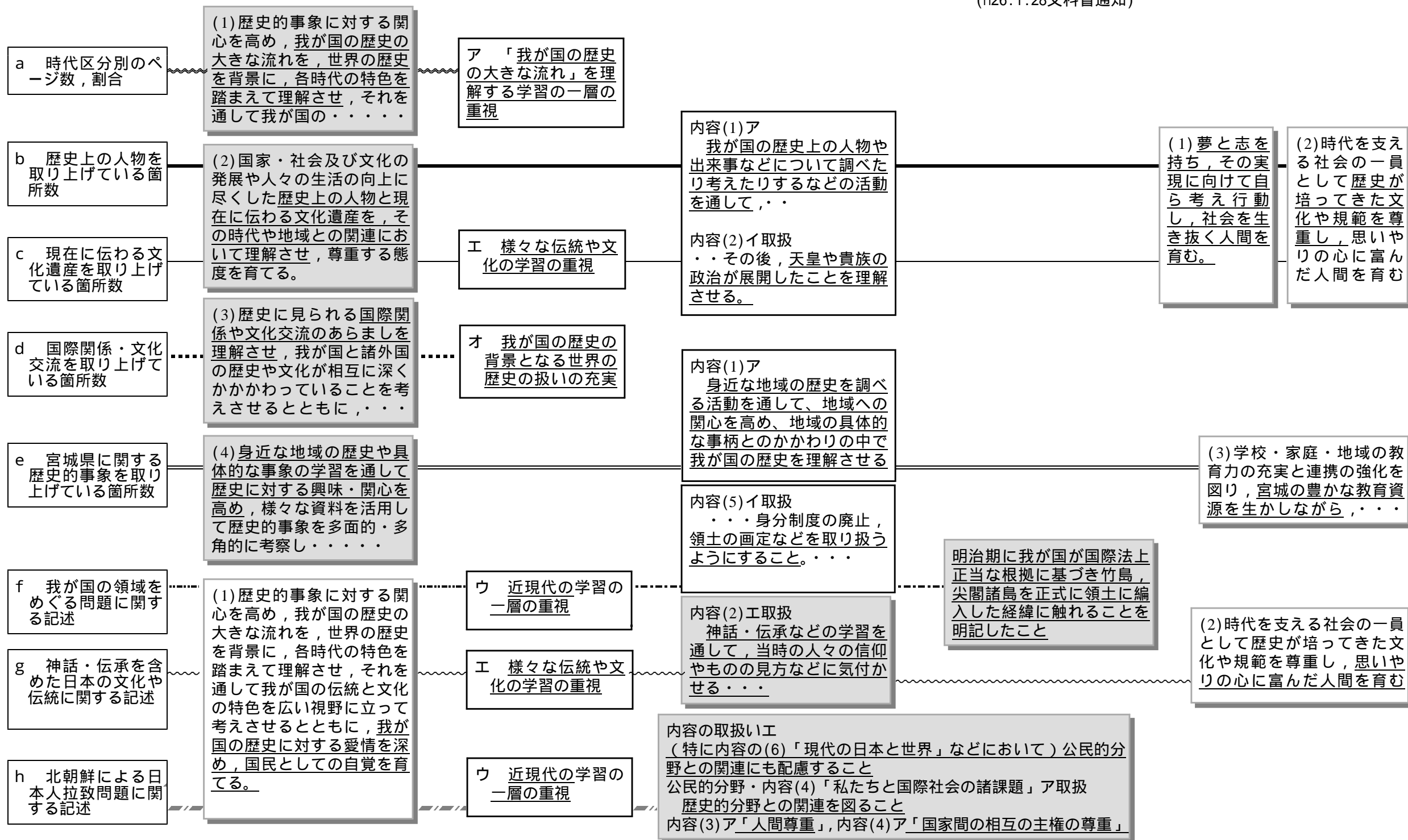
# 中学校社会科（歴史的分野） 調査対象事項を設定した理由（根拠）

【調査対象事項】

〔 中 学 校 学 習 指 導 要 領 社 会 科 （ 歴 史 的 分 野 ） 〕

〔宮城県教育振興基本計画〕

< 歴史的分野の目標 > < 歴史的分野の改訂の要点 > < 内容及び内容の取扱い > < 学習指導要領解説の一部改訂 >  
(H26.1.28文科省通知)



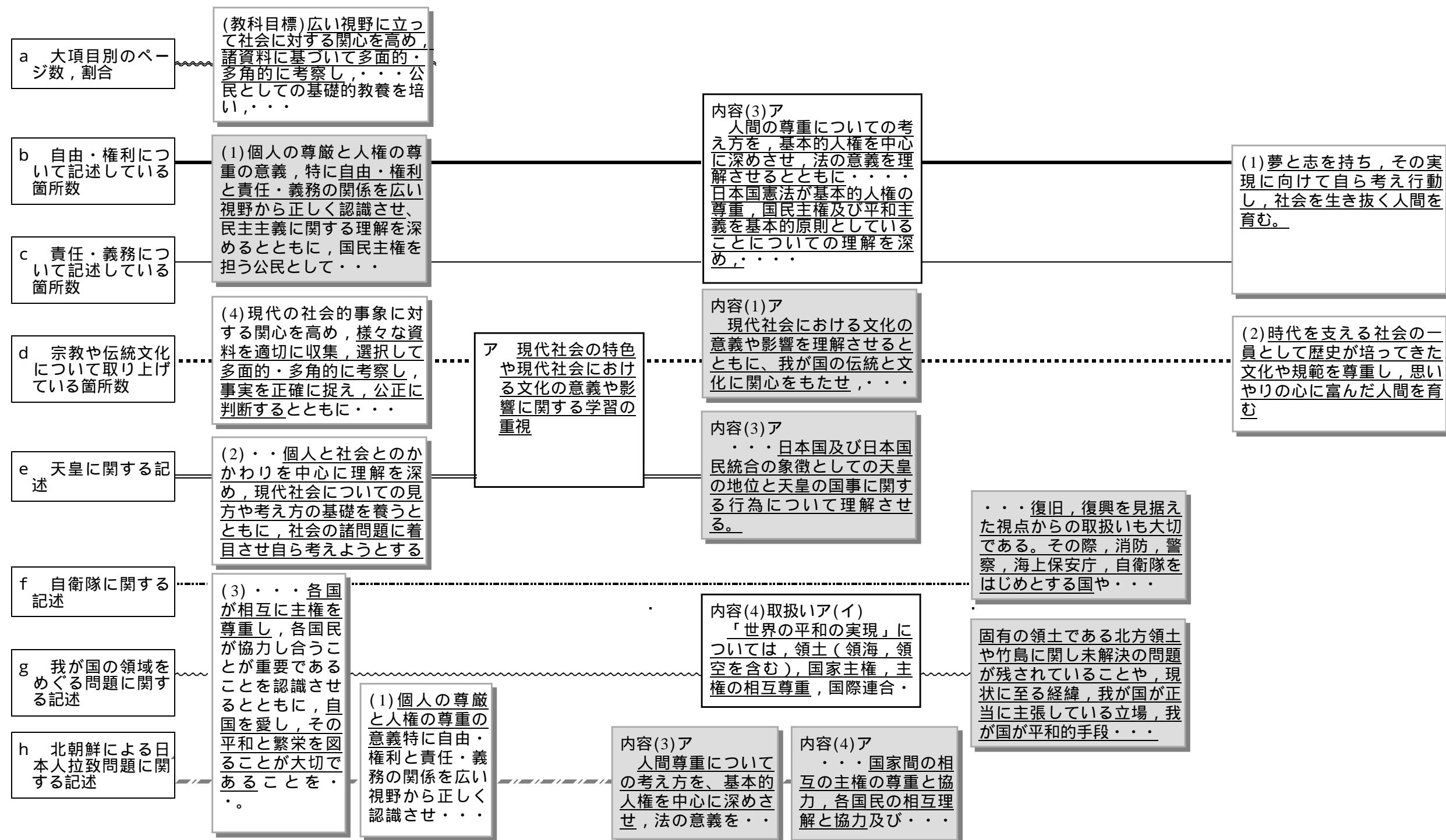


# 中学校社会科（公民的分野） 調査対象事項を設定した理由（根拠）

【調査対象事項】

〔 中 学 校 学 習 指 導 要 領 社 会 科 （ 公 民 的 分 野 ） 〕  
 < 公民的分野の目標 > < 公民的分野の改訂の要点 > < 内容及び内容の取扱い > < 学習指導要領解説の一部改訂 >  
 (H26.1.28文科省通知)

〔宮城県教育振興基本計画〕



# 中学校 社会 歴史的分野

別紙1 - 1 【(1)調査研究の総括表】

項目	a 各時代の総ページ数 (単位:ページ)						b-1 歴史上の人物を取り上げている 箇所数 (天皇・皇后・親王等)						b-2 歴史上の人物を取り上げている 箇所数 (国家社会の発展や人々の生活の向上に業績を残した人物)						b-3 歴史上の人物を取り上げている 箇所数 (文化の発展に業績を残した人物)					
	時代 発行者	古代	中世	近世	近代	現代	合計	古代	中世	近世	近代	現代	合計	古代	中世	近世	近代	現代	合計	古代	中世	近世	近代	現代
東京書籍	44 17.1%	34 13.2%	44 17.1%	98 38.1%	37 14.4%	<b>257</b>	10	6	0	2	0	<b>18</b>	25	29	45	100	16	<b>215</b>	7	16	30	37	29	<b>119</b>
教育出版	38 15.1%	34 13.5%	44 17.5%	104 41.3%	32 12.7%	<b>252</b>	9	3	0	3	0	<b>15</b>	19	26	35	94	18	<b>192</b>	9	16	26	33	3	<b>87</b>
清水書院	51 19.2%	31 11.7%	55 20.7%	101 38.0%	28 10.5%	<b>266</b>	11	4	0	2	0	<b>17</b>	19	23	32	55	8	<b>137</b>	7	14	34	21	0	<b>76</b>
帝国書院	38 15.1%	36 14.3%	52 20.6%	98 38.9%	28 11.1%	<b>252</b>	8	5	0	2	0	<b>15</b>	16	27	27	95	16	<b>181</b>	11	17	28	38	17	<b>111</b>
日本文教出版	44 16.1%	38 13.9%	50 18.2%	98 35.8%	44 16.1%	<b>274</b>	8	5	0	2	1	<b>16</b>	17	26	23	63	10	<b>139</b>	9	13	29	27	1	<b>79</b>
自由社	56 22.0%	28 11.0%	44 17.3%	98 38.4%	29 11.4%	<b>255</b>	15	7	0	2	2	<b>26</b>	21	18	49	79	34	<b>201</b>	16	18	53	37	31	<b>155</b>
育鵬社	51 19.3%	31 11.7%	53 20.1%	97 36.7%	32 12.1%	<b>264</b>	12	9	1	5	1	<b>28</b>	22	28	88	118	22	<b>278</b>	13	18	29	28	19	<b>107</b>
学び舎	47 16.5%	33 11.6%	57 20.0%	111 38.9%	37 13.0%	<b>285</b>	8	8	0	3	1	<b>20</b>	20	24	46	87	27	<b>204</b>	5	13	24	16	1	<b>59</b>
平均値	46	33	50	101	33	<b>263</b>	10	6	0	3	1	<b>19</b>	20	25	43	86	19	<b>193</b>	10	16	32	30	13	<b>99</b>

別紙1 - 2 [(1)調査研究の総括表] (中学校 社会 歴史的分野)

項目	c 現在に伝わる文化遺産を取り上げている箇所数						d-1 国際関係・文化交流を取り上げている箇所数 (アジア諸国との関係を示す事項)						d-2 国際関係・文化交流を取り上げている箇所数 (その他の諸国との関係を示す事項)						e 宮城に関する歴史的事象を取り上げている箇所数						
	時代 発行者	古代	中世	近世	近代	現代	合計	古代	中世	近世	近代	現代	合計	古代	中世	近世	近代	現代	合計	古代	中世	近世	近代	現代	その他
東京書籍	103	76	122	31	0	332	42	20	12	39	8	121	0	2	32	72	39	145	2	1	4	7	1	1	16
教育出版	56	61	84	33	0	234	22	25	19	31	9	106	0	3	27	68	21	119	1	1	3	6	2	1	14
清水書院	71	36	71	29	0	207	25	14	8	30	5	82	0	1	16	56	27	100	3	0	4	4	1	1	13
帝国書院	81	73	91	33	0	278	36	14	18	51	9	128	0	1	30	85	45	161	3	1	2	10	1	1	18
日本文教出版	68	62	104	41	0	275	19	14	12	12	8	65	0	0	16	28	10	54	3	1	2	3	4	2	15
自由社	59	47	62	28	0	196	25	10	6	32	8	81	0	0	25	61	15	101	2	1	7	7	2	1	20
育鵬社	101	50	77	15	0	243	34	15	10	43	6	108	0	1	30	83	24	138	2	1	6	3	1	1	14
学び舎	55	50	74	28	0	207	24	18	19	31	5	97	1	0	22	45	18	86	4	0	5	4	1	4	18
平均値	74	57	86	30	0	247	28	16	13	34	7	99	0	1	25	62	25	113	3	1	4	6	2	2	16

歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽した人物を取り上げ、併せてその主な業績等を( )内に記した。

	時代	古代まで	中世	近世	近代	現代	
先人と業績	親王等 天皇 皇后	推古天皇(女帝) 聖徳太子(摂政) 中大兄皇子(天智天皇)(大化の改新) 大友皇子(壬申の乱) 天武天皇(律令国家) 持統天皇(藤原京) 長屋王(邸宅の広さを紹介) 聖武天皇(天平文化) 光明皇后(聖武天皇の后) 桓武天皇(平安京) 10	後三条天皇(荘園の整理) 白河天皇(上皇)(院政) 鳥羽上皇(院政) 後白河天皇(上皇)(保元の乱) 後鳥羽上皇(承久の乱) 後醍醐天皇(建武の新政) 6		明治天皇(五箇条の御誓文) 昭和天皇(玉音放送) 0		2
	歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物 国家・社会の発展や人々の生活の向上に業績を残した人物	孔子(儒学・儒教) 始皇帝(秦・万里の長城) 武帝(漢) アレクサンドロス大王(ヘレニズム) シャカ(釈迦)(仏教) イエス(キリスト教) ムハンマド(イスラム教) 卑弥呼(邪馬台国) 光武帝(「後漢書」東夷伝) 好太王(大和政権の朝鮮進出) 倭の五王(崇・珍・興・武)(中国へ使い) 蘇我馬子(聖徳太子と協力) 小野妹子(遣隋使) 中臣(藤原)鎌足(大化の改新) 蘇我蝦夷(豪族) 蘇我入鹿(豪族) 阿倍仲麻呂(遣唐使) 行基(僧) 坂上田村麻呂(征夷大將軍) 菅原道真(遣唐使停止) アテルイ(蝦夷の指導者) 藤原道長(摂関政治) 藤原頼通(道長の子、摂関政治) 伴善男(応天門の変) 源信(応天門の変) 25	平将門(関東での反乱) 藤原純友(瀬戸内海での反乱) 平清盛(太政大臣) 源義家(前九年・後三年を鎮圧) 源義朝(保元・平治の乱) 源頼朝(鎌倉幕府) 源義仲(平氏討伐) 源義経(平氏滅亡) 源頼家(第2代將軍) 北条時政(執権政治) 源実朝(第3代將軍) 北条政子(頼朝の妻) 北条泰時(御成敗式目) チンギス・ハン(モンゴル帝国) フビライ・ハン(モンゴル帝国) 北条時宗(元寇) 楠木正成(新興武士) 足利尊氏(室町幕府) 足利義満(第3代將軍) 李成桂(朝鮮国) コシャマイン(アイヌの首長) 足利義教(第6代將軍) 足利義政(第8代將軍) 朝倉孝景(分国法) 上杉謙信(戦国大名) 武田信玄(戦国大名) 今川義元(戦国大名) 毛利元就(戦国大名) 島津貴久(戦国大名) 29	ルター(宗教改革) カルバン(宗教改革) ザビエル(イエズス会) バスコ・ダ・ガマ(インド航路) コロンブス(アメリカ大陸到達) マゼラン(世界一周) 伊東マンショ(天正遣欧少年使節) 千々石ミゲル(天正遣欧少年使節) 中浦ジュリアン(天正遣欧少年使節) 原マルチノ(天正遣欧少年使節) 大友宗麟(キリシタン大名) 織田信長(天下統一) 足利義昭(室町第15代將軍) 武田勝頼(長篠の戦い) 明智光秀(本能寺の変) 羽柴(豊臣)秀吉(全国統一) 李舜臣(朝鮮の水軍) 徳川家康(江戸幕府) 豊臣秀頼(秀吉の子) 石田三成(関ヶ原の戦い) 徳川家光(第3代將軍) 山田長政(アユタヤ日本町) 徳川秀忠(第2代將軍) 天草四郎(島原・天草一揆) シャクシャイン(アイヌの首長) 河村瑞賢(西・東廻り航路) 三井高利(越後屋) 徳川綱吉(第5代將軍) 新井白石(正徳の治) 徳川吉宗(第8代將軍) 青木昆陽(甘藷の栽培) 田沼意次(田沼の政治) 松平定信(寛政の改革) 45	ラクスマン(ロシア使節) 大黒屋光太夫(漂流民) レザノフ(ロシア使節) 間宮林蔵(樺太調査) 上杉治憲(蘆山)(米沢藩の改革) 細川重賢(熊本藩の改革) 徳川家斉(第11代將軍) 大塩平八郎(大塩の乱) 渡辺華山(蛮社の獄) 高野長英(蛮社の獄) 水野忠邦(天保の改革) 高田屋嘉兵衛(廻船業者) 45	クロムウェル(ピューリタン革命) ワシントン(独立戦争) ニュートン(天体の運動) ロック(社会契約説・抵抗権) モンテスキュー(法の精神) ルソー(社会契約説・人民主権) ルイ14世(ベルサイユ宮殿) ナポレオン(皇帝) ワット(蒸気機関) マルクス(社会主義) ビスマルク(鉄血宰相) ビョートル1世(ロシア皇帝) リンカン(南北戦争) ハリエット・ストウ(アンクル・トムの小屋) 洪秀全(太平天国の乱) ペリー(ペリーの来航) ハリス(アメリカ総領事) 吉田松陰(安政の大獄) 井伊直弼(桜田門外の変) 徳川家茂(第14代將軍) 木戸孝允(長州藩倒幕派) 高杉晋作(長州藩士) 西郷隆盛(薩摩藩士) 大久保利通(薩摩藩士) 坂本龍馬(薩長同盟) 徳川慶喜(第15代將軍) 岩倉具視(王政復古の大号令) 近藤勇(新撰組) 勝海舟(江戸城明けわたし) 三谷実美(公家・太政大臣) 板垣退助(参議・土佐藩) 大隈重信(参議・肥前藩) 渋沢栄一(富岡製糸場) 福沢諭吉(学問のすゝめ) 45	中江兆民(ルソーの思想) 山口尚芳(岩倉使節団) 久米邦武(岩倉使節団) 津田梅子(女子留学生) 尚泰(琉球国王) 江藤新平(民権院設立の建白書) 植木枝盛(東洋大日本国憲法) 伊藤博文(初代首相) 黒田清隆(首相) セシル・ローズ(ケープ植民地首相) 井上馨(欧化政策) 陸奥宗光(領事裁判権撤廃) 小村寿太郎(関税自主権回復) 八田與一(台湾総督府技師) 幸徳秋水(社会主義者) 内村鑑三(キリスト教徒) 与謝野晶子(歌人) 東郷平八郎(日本海海戦) 寺内正毅(初代朝鮮総督・米騒動) 孫文(三民主義) 袁世凱(辛亥革命) 宮崎滔天(革命運動家) 梅屋庄吉(長崎の貿易商) 松方正義(松方財政) 古川市兵衛(足尾銅山) 田中正造(足尾銅山鉍毒事件) ニコライ2世(ロシア皇帝) レーニン(ロシア革命) スターリン(五か年計画) ウィルソン(国際連盟) 新渡戸稲造(国際連盟事務局次長) ガンディー(インド独立運動) 桂太郎(第一次護憲運動) 原敬(政党内閣・平民宰相) 100

歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽した人物を取り上げ、併せてその主な業績等を( )内に記した。

先人と業績	時代	古代まで	中世	近世	近代	現代
	文化の発展に業績を残した人物	鑑真(正しい仏教の教え) 大伴家持(万葉集編纂) 最澄(天台宗) 空海(真言宗) 紀貫之(古今和歌集) 紫式部(源氏物語) 清少納言(枕草子)	藤原定家(新古今和歌集) 西行(新古今和歌集) 鴨長明(方丈記) 運慶(金剛力士像) 兼好法師(徒然草) 法然(浄土宗) 親鸞(浄土真宗) 一遍(時宗) 日蓮(日蓮宗(法華宗)) 宋西(禅宗・臨済宗) 道元(禅宗・曹洞宗) マルコ・ポーロ(東方見聞録) 観阿弥(能) 世阿弥(能) 雪舟(水墨画) 善阿弥(庭園造り)	ボティチェリ(春) レオナルド・ダ・ビンチ(モナ・リザ) ミケランジェロ(ダビデ) 狩野永徳(ふすま・屏風絵) 狩野山楽(ふすま・屏風絵) 千利休(茶の湯) 出雲の阿国(かぶき踊り) 徳川光圀(大日本史) 井原西鶴(浮世草子) 近松門左衛門(人形浄瑠璃) 坂田藤十郎(歌舞伎) 市川団十郎(歌舞伎) 松尾芭蕉(俳諧) 俵屋宗達(ふすま・屏風絵) 尾形光琳(装飾画) 菱川師宣(浮世絵) 本居宣長(古事記伝) 杉田玄白(解体新書) 伊能忠敬(日本地図) 鈴木春信(錦絵) 東洲斎写楽(歌舞伎役者の絵) 喜多川歌麿(美人画) 葛飾北斎(風景画) 歌川広重(風景画) 十返舎一九(こっけい本) 滝沢馬琴(長編小説) 与謝蕪村(俳諧) 小林一茶(俳諧) 緒方洪庵(医者) シーボルト(医者)	石川啄木(歌人) フェノロサ(日本美術の復興) 岡倉天心(日本美術の復興) 横山大観(日本画) 狩野芳崖(日本画) 高村光雲(彫刻) 黒田清輝(洋画印象派) ロダン(彫刻) 荻原守衛(近代彫刻) 滝廉太郎(洋楽) 二葉亭四迷(小説) 樋口一葉(小説) 夏目漱石(小説) 森鷗外(小説) ゴッホ(画家) 北里柴三郎(細菌学) 野口英世(細菌学) 高峰譲吉(タカジアスターセ創製) 志賀潔(赤痢菌発見) 大森房吉(地震計) 木村栄(緯度の変化の研究) 長岡半太郎(原子模型の研究) 鈴木梅太郎(ビタミンB1を創製) 島崎藤村(小説) 西田幾多郎(哲学者) 柳宗悦(民芸運動) 板谷波山(芸術としての焼き物) 志賀直哉(小説) 谷崎潤一郎(小説) 芥川龍之介(小説)	小林多喜二(プロレタリア文学) 岸田劉生(洋画) 竹久夢二(洋画) 野口雨情(童謡) 山田耕筰(洋楽) 宮城道雄(邦楽(箏曲)) エディソン(白熱電球)

7

16

30

37

29

別紙2 - 1 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】b 歴史上の人物名と主な業績等 【発行者 教育出版】(中学校 社会 歴史的分野)

歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽した人物を取り上げ、併せてその主な業績等を( )内に記した。

	時代	古代まで	中世	近世	明治天皇 大正天皇 昭和天皇	近代	現代		
先人と業績	親王等 天皇 皇后	神武天皇(最初の天皇) 推古天皇(女帝) 聖徳太子(十七条の憲法) 中大兄皇子(大化の改新) 大友皇子(壬申の乱) 天武天皇(政治の改革) 聖武天皇(東大寺) 桓武天皇(平安京) 嵯峨天皇(蝦夷を正式な官位姓名で呼ぶ詔) 9	白河天皇(院政) 後鳥羽上皇(承久の乱) 後醍醐天皇(建武の新政)						
	歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物	ハンムラビ王(メソポタミア) 孔子(儒教) シャカ(仏教) 始皇帝(中国統一) イエス(キリスト教) 卑弥呼(邪馬台国女王) ワカタケル大王(南朝に使いを送る) 広開土王(倭の軍を破る) ムハンマド(イスラム教) 蘇我馬子(推古天皇を即位) 小野妹子(遣隋使) 中臣鎌足(大化の改新) 阿倍仲麻呂(遣唐使) 行基(社会事業) 坂上田村麻呂(征夷大將軍) 藤原道長(摂関政治) 藤原頼通(摂関政治) 菅原道真(遣唐使廃止) 阿弭流為(蝦夷の族長)	チンギス=ハン(モンゴル帝国) フビライ=ハン(元) 平将門(関東で反乱) 藤原純友(西国で反乱) 平清盛(太政大臣) 源義朝(平治の乱) 源頼朝(鎌倉幕府) 源義経(平氏を滅ぼす) 源義仲(都から平氏を追い出す) 北条政子(御家人を結集) 北条時政(執権) 北条泰時(御成敗式目) 北条時宗(執権) 楠木正成(新興の武士) 足利尊氏(京都に幕府) 新田義貞(鎌倉幕府を滅ぼす) 足利義満(南朝を北朝に合一) 李成桂(朝鮮建国) 尚巴志(琉球王国) コシヤマイン(アイヌ指導者) 武田信玄(戦国大名) 上杉謙信(戦国大名) 島津貴久(戦国大名) 今川義元(戦国大名) 足利義政(室町8代將軍) 北条氏康(印判状)	コペルニクス(地動説) ガリレイ(地動説) ルター(宗教改革) カルバン(宗教改革) コロンブス(アメリカ大陸発見) バスコ=ダ=ガマ(インド航路) マゼラン(世界一周) フランシスコ=ザビエル(宣教師) 織田信長(楽市・楽座) 足利義昭(室町最後の將軍) 明智光秀(本能寺の変) 豊臣秀吉(天下統一) 李舜臣(朝鮮の水軍) 徳川家康(江戸幕府) 石田三成(関ヶ原の戦い) 新田秀忠(2代將軍) 徳川家光(参勤交代) 山田長政(タイ日本人町) 天草四郎(島原・天草一揆) シャクシャイン(アイヌ指導者) 徳川綱吉(生類憐みの令) 新井白石(儒学者) 二宮尊徳(農村復興) 野岡總管(甘藷の普及) 青木昆陽(甘藷の普及) 徳川吉宗(享保の改革) 田沼意次(産業政策) 松平定信(寛政の改革)	上杉鷹山(米沢藩藩政改革) 本居宣長(国学) 平田篤胤(神道) 杉田玄白(蘭学) 平賀源内(発電機・寒暖計) 伊能忠敬(日本地図) 安藤昌益(思想家)	エリザベス1世(絶対王政) クロムウェル(ピューリタン革命) ルイ14世(絶対王政) ロック(生命・自由・財産権) モンテスキュー(三権分立) ルソー(社会契約論) ワシントン(三権分立) ナポレオン(フランス皇帝) ワット(蒸気機関車) マルクス(社会主義・資本論) リンカーン(奴隷解放宣言) ビスマルク(ドイツ帝国) ナイティンゲール(従軍看護婦) デュナン(国際赤十字社) 間宮林蔵(蝦夷地の探検) ラウスマン(ロシア使節) 大塩平八郎(救民のため拳兵) 渡辺華山(蛮社の獄) 高野長英(蛮社の獄) 徳川齊昭(沿岸警備の意見書) 水野忠邦(天保の改革) ペリー(日米和親条約) ハリス(アメリカ総領事) 堀田正睦(老中) 井伊直弼(日米修好通商条約) 吉田松陰(安政の大獄) 三宅実美(太政大臣) 大久保利通(倒幕) 高杉晋作(長州藩士) 木戸孝允(長州藩士) 坂本龍馬(薩長同盟)	横井小楠(国是三論) 榎本武揚(旧幕府軍) 徳川慶喜(大政奉還) 山内豊信(大政奉還を勧める) 後藤象二郎(土佐藩士) 勝海舟(江戸城明け渡し) 前島密(郵便制度) 岩倉具視(王政復古の大号令) 板垣退助(自由民権運動) 尚泰(琉球国王) 大隈重信(立憲改進黨) 伊藤博文(内閣総理大臣) 山川捨松(看護婦養成所設立) 寺島宗則(関税自主権の交渉) 井上馨(欧化政策) 陸奥宗光(日英通商航海条約) 小村寿太郎(関税自主権の回復) 内村鑑三(非戦論) 高野長英(社会民主党) 与謝野晶子(日露戦争反対) 東郷平八郎(日本海海戦) 寺内正毅(初代朝鮮総督) 孫文(三民主義) 袁世凱(独裁政治) 洪沢栄一(実業家) 豊田佐吉(織機の改良) 片山潜(労働条件の改善) 田中正造(足尾銅毒事件) レーニン(ロシア革命) ウィルソン(十四か条の平和原則) 岩崎弥太郎(三菱) 新渡戸稲造(国際連盟事務次長)	蒋介石(中国国民党) ガンディー(非暴力・不従従) 柳宗悦(民芸評論家) 石橋湛山(朝鮮独立や自治) 桂太敏(陸軍大将・3度の組閣) 西園寺公望(立憲政友会) 尾崎行雄(第一次護憲運動) 吉野作造(民本主義) 美濃部達吉(天皇機関説) 原敬(政党内閣) 平塚らいてう(女性解放) 市川房枝(女性の参政権) 加藤高明(普通選挙法) ローズベルト(ニューディール政策) ヒトラー(ナチ党) ムッソリーニ(ファシスト党) スターリン(五年計画) 張作霖(軍閥の指導者) 浜口雄幸(海軍縮小条約) 溥儀(満州国元首) 犬養毅(五・一五事件) 齋藤実(二・二六事件) 高橋是清(二・二六事件) 毛沢東(中国共産党) 近衛文麿(内閣総理大臣) アンネ=フランク(アンネの日記) チャーチル(大西洋憲章) 東条英機(太平洋戦争) 後藤新平(復興計画) 杉原千蔵(ユダヤ人のビザ発行)	マッカーサー(GHQ最高司令官) 佐藤栄作(沖縄返還) 吉田茂(サンフランシスコ条約) カストロ(キューバ革命) ゲバラ(キューバ革命) ケネディ(キューバ海上封鎖) フルシチョフ(ソ連首相) アイゼンハワー(新安保条約) 岸信介(新安保条約) 周恩来(日中共同声明) 田中角栄(日中共同声明) 池田勇人(所得倍増) ブッシュ(マルタ会談) ゴルバチョフ(マルタ会談) オバマ(米大統領) プーチン(ロシア大統領) 安倍晋三(首相) 嘉納治五郎(講道館柔道創設)
	文化の発展に業績を残した人物	鑑真(唐招提寺) 柿本人麻呂(万葉集) 大友家持(万葉集) 山上憶良(万葉集) 最澄(天台宗) 空海(真言宗) 紀貫之(「古今和歌集」) 紫式部(「源氏物語」) 清少納言(「枕草子」)	マルコ=ポーロ(東方見聞録) 法然(浄土宗) 親鸞(浄土真宗) 日蓮(日蓮宗) 一遍(時宗) 栄西(禅宗) 道元(禅宗) 龍長明(随筆) 兼好法師(随筆) 藤原定家(和歌) 西行(和歌) 蓮慶(仏師) 観阿弥(能楽) 世阿弥(能楽) 雪舟(水墨画) 運如(浄土真宗普及)	ボツティチェリ(春) レオナルド=ダ=ビンチ(モナ=リザ) ミケランジェロ(ダビデ) 狩野永徳(屏風絵) 狩野山楽(屏風絵) 利休(佗び茶) 阿国(かぶき踊り) 井原西鶴(浮世草紙) 近松門左衛門(人形浄瑠璃) 坂田藤十郎(歌舞伎) 市川團十郎(歌舞伎) 松尾芭蕉(俳諧) 依屋宗達(装飾画) 尾形光琳(装飾画) 雪村(水墨画) 菱川師宣(浮世絵)	中江藤樹(陽明学) 関孝和(和算) 徳川光圀(「大日本史」) 十返舎一九(文学者) 滝沢馬琴(文学者) 与謝蕪村(俳諧) 小林一茶(俳諧) 喜多川歌麿(美人画) 東洲斎写楽(役者絵) 葛飾北斎(風景画) 歌川弘重(風景画)	福沢諭吉(慶応義塾) クラーク(札幌農学校) モース(大森貝塚発見) コンドル(鹿鳴館設計) フェノロサ(東京美術学校設立) 中江兆民(思想家) 津田梅子(女子英学塾) 知里幸恵(アイヌ神謡集) 金田一京助(アイヌ語研究) 与謝野晶子(文学者) 新島襄(同志社英学校) 野口英世(黄熱病研究) 北里柴三郎(破傷風血清療法) 長岡半太郎(原子構造) 森鷗外(小説) 樋口一葉(小説) 夏目漱石(小説)	島崎藤村(詩) 石川啄木(詩) 正岡子規(俳句) 黒田清輝(洋画) 岡倉天心(日本美術) 横山大観(日本画) 高村光雲(彫刻) 滝廉太郎(作曲家) 西田幾多郎(哲学者) 柳田国男(民俗学) 志賀直哉(白樺派) 谷崎潤一郎(小説) 芥川龍之介(小説) 小林多喜二(プロレタリア文学) 岸田劉生(洋画) 山田耕筰(洋楽)	黒澤明(映画監督) 湯川秀樹(物理学者) 川端康成(ノーベル文学賞)	
		19	26	35		94	18		
		9	16	26		33	3		

別紙2 - 1 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】b 歴史上の人物名と主な業績等 【発行者 清水書院】(中学校 社会 歴史的分野)

歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽した人物を取り上げ、併せてその主な業績等を( )内に記した。

	時代	古代まで	中世	近世	明治天皇(五箇条の誓文) 昭和天皇(ポツダム宣言受諾)	近代	現代	
先人と業績	親王等 天皇 皇后	推古天皇(女帝) 聖徳太子(厩戸皇子)(十七条の憲法) 中大兄皇子(天智天皇)(大化の改新) 天武天皇(律令国家) 聖武天皇(天平文化) 光明皇后(東大寺・国分寺) 長屋王(天武天皇の孫) 桓武天皇(平安京) 後三條天皇(天皇中心の政治) 白河天皇(上皇・院政) 鳥羽上皇(院政)	後白河天皇(保元の乱) 後鳥羽上皇(承久の乱) 後醍醐天皇(南朝・建武の新政) 光明天皇(北朝)					
		11	4	0		2	0	
	国家・社会の発展や人々の生活の向上に大きな役割を果たした人物	ガウタマ=シツダールタ(シヤカ)(仏教) イエス(キリスト教) 孔子(儒学) 始皇帝(秦の皇帝) 卑弥呼(邪馬台国) ムハンマド(イスラーム帝国) 玄奘(三蔵法師)(仏教経典) 小野妹子(遣隋使) 中臣(藤原)鎌足(大化の改新) 行基(仏教・橋・ため池等) 鑑真(唐招提寺) 阿倍仲麻呂(唐へ留学) 坂上田村麻呂(征夷大将軍) 藤原道長(摂関政治) 藤原頼通(摂関政治) 平将門(将門の乱) 藤原純友(純友の乱) 清原(藤原)清衡(中尊寺) 菅原道真(遣唐使の停止)	チンギス=ハン(モンゴル帝国) フビライ(元王朝) 平清盛(保元・平治の乱) 源義朝(保元・平治の乱) 源義仲(平氏打倒) 源義経(平氏打倒) 源頼朝(鎌倉幕府) 北条政子(頼朝の妻) 北条泰時(執権・御成敗式目) 北条時宗(執権・元寇) 竹崎季長(御家人・元寇) 楠木正成(倒幕) 新田義貞(倒幕) 足利尊氏(京都に幕府) 足利義満(勘合貿易) 李成桂(朝鮮王朝) コマシャイン(アイヌ) 足利義政(8代将軍) 足利義視(義政の弟) 足利義尚(義政の子) 日野富子(義尚の母) 細川勝元(管領) 山名持豊(有力守護大名)	毛利元就(戦国大名) 北条早雲(戦国大名) 武田信玄(戦国大名) 上杉謙信(戦国大名) フランシスコ=ザビエル(キリスト教伝来) 今川義元(桶狭間の戦い) 織田信長(鉄砲、楽市・楽座) 明智光秀(本能寺の変) 中浦ジュリアン(天正遣欧少年使節) 伊東マンショ(天正遣欧少年使節) 原マルティノ(天正遣欧少年使節) 千々石ミゲル(天正遣欧少年使節) 豊臣秀吉(太閤検地・刀狩) 李舜臣(文禄の役) 石田三成(関ヶ原の戦い) 徳川家康(江戸幕府) 徳川家光(参勤交代・鎖国) 雨森芳洲(朝鮮との交渉) シャクシャイン(アイヌ) 徳川綱吉(生類憐れみの令) 徳川吉宗(享保の改革) 青木昆陽(蘭学) 田沼意次(株仲間の公認) 松平定信(寛政の改革)	ラクスマン(ロシア使節) レザノフ(ロシア使節) 間宮林蔵(樺太・千島調査) バスコ=ダ=ガマ(インド航路) コロンブス(大西洋航路) マゼラン(世界周航) 大黒屋光太夫(ロシアへ漂流) 伊能忠敬(日本最初の測図)	エカチエリーナ2世(ロシア皇帝) ワシントン(独立戦争) ナポレオン(フランス革命) マルクス(共産党宣言) リンカン(奴隷解放宣言) 水野忠邦(天保の改革) 大塩平八郎(大塩平八郎の乱) 徳川吉昭(尊皇攘夷) 島津斉彬(薩摩藩主) ペリー(開国要求) 阿部正弘(日部和親条約) ハリス(国交・貿易要求) 井伊直弼(日米修好通商条約) 橋本左内(安政の大獄) 吉田松陰(安政の大獄) 島津久光(公武合体) 西郷隆盛(薩摩藩・西南戦争) 大久保利通(薩摩藩) 高杉晋作(長州藩) 木戸孝允(長州藩) 坂本龍馬(土佐藩・薩長同盟) 岩倉具視(岩倉使節団) 徳川慶喜(大政奉還) 勝海舟(幕府の重臣)	板垣退助(自由民権運動, 自由党) 中江兆民(自由民権の思想) 大隈重信(立憲改進黨) 伊藤博文(憲法起草者) 寺島宗則(条約の改正交渉) 井上馨(条約の改正交渉) 陸奥宗光(領事裁判権の廃止) 小村寿太郎(関税自主権の回復) 金玉均(朝鮮の近代化) 東郷平八郎(日露戦争) 穂積陳重(欧米へ留学) ハリス(国交・貿易要求) 後藤新平(台湾の民政長官) 孫文(三民主義) 袁世凱(中華民国大統領) 渋沢栄一(経済の発展) 田中正造(足尾銅山鉾毒事件) 幸徳秋水(大逆事件) ウィルソン(14か条の平和条約) レーニン(ソビエト政府) スターリン(スターリン体制) ガンジー(非暴力の抵抗運動) 柳宗悦(民芸運動) 吉野作造(民本主義) 美濃部達吉(憲法学者)	原敬(政党内閣) 平塚らいてう(青鞥社) ヒトラー(ナチス) ムッソリーニ(ファシスト党) 蔣介石(国民政府) 溥儀(満州国の皇帝) 東条英機(開戦, 東京裁判)
	19	23	32		55	8		
文化の発展に業績を残した人物	最澄(天台宗) 空海(真言宗) 紫式部(源氏物語) 清少納言(枕草子) 紀貫之(古今和歌集) 和泉式部(和泉式部日記) 菅原孝標女(更級日記)	マルコポーロ(東方見聞録) 法然(浄土宗) 親鸞(浄土真宗) 一遍(時宗) 日蓮(日蓮宗) 宋西(臨濟宗) 道元(曹洞宗) 琵琶法師(平家物語) 藤原定家(新古今和歌集) 西行(歌人) 鴨長明(方丈記) 卜部<吉田>兼好(徒然草) 運如(一向宗本願寺の僧) 雪舟(水墨画)	ルター(宗教改革) カルバン(宗教改革) 狩野永徳(ふすま絵) 狩野山楽(ふすま絵) 長谷川等伯(屏風絵) 千利休(佗び茶) 阿国(歌舞伎踊り) 井原西鶴(浮世草子) 近松門左衛門(人形浄瑠璃) 坂田藤十郎(歌舞伎役者) 市川団十郎(歌舞伎役者) 松尾芭蕉(俳諧) 尾形光琳(装飾画) 菱川師宣(浮世絵) 徳川光圀(日本の研究) 契沖(万葉集の解釈書) 林羅山(儒学者・湯島聖堂) 木下順庵(私塾)	石田梅岩(心学) 安藤昌益(農耕社会) 賀茂真淵(歌人) 本居宣長(「古事記」の研究) 新井白石(西洋紀聞) 前野良沢(解体新書) 杉田玄白(解体新書) シーボルト(鳴滝塾) 平賀源内(エレキテル) 小林一茶(俳諧) 良寛(和歌) 十返舎一九(東海道中膝栗毛) 滝沢馬琴(南総里見八犬伝) 喜多川歌麿(美人画) 徳川光圀(日本の研究) 葛飾北斎(風景画) 歌川[安藤]広重(風景画)	新島襄(同志社英学校) 津田梅子(女子英学塾) 福沢諭吉(学門のすすめ) 与謝野晶子(詩) 坪内逍遙(小説) 二葉亭四迷(小説) 樋口一葉(小説) 森鷗外(小説) 尾崎紅葉(小説) 夏目漱石(小説) 横山大観(日本画) 高村光雲(彫刻) 黒田清輝(絵画) 岡倉天心(古美術品) フェノロサ(古美術品) 芥川龍之介(小説)	小林多喜二(小説) ピカソ(絵画) 野口英世(医学) 北里柴三郎(医学) 鲁迅(仙台の医学専門学校へ留学)		
	7	14	34		21	0		

歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽した人物を取り上げ、併せてその主な業績等を( )内に記した。

先人と業績	時代	古代まで	中世	近世	近代			現代	
	親王等 天皇 皇后		額田部の王女(推古天皇) 聖徳太子(十七条の憲法) 中大兄皇子(大化の改新) 天武天皇(律令国家) 聖武天皇(東大寺大仏建立) 光明皇后(聖武天皇の妻) 神武天皇(初代天皇) 桓武天皇(平安京) 8	後三条天皇(摂関政治終焉) 白河天皇(院政) 後白河天皇(保元の乱) 後鳥羽上皇(承久の乱) 後醍醐天皇(建武の新政) 5		明治天皇(一世一元の制) 昭和天皇(玉音放送) 0			2
国家・社会の展開の中で大きな役割を果たした人物	歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物	秦の始皇帝(万里の長城) 孔子(儒教) シャカ(仏教) イエス(キリスト教) ムハンマド(イスラム教) 卑弥呼(邪馬台国の女王) 喆与(邪馬台国の安定) ワカタケル(ヤマト王権の大王) 蘇我馬子(聖徳太子と協力) 小野妹子(遣隋使) 中臣鎌足(大化の改新) 坂上田村麻呂(征夷大將軍) アテルイ(蝦夷の指導者) 藤原道長(摂関政治) 藤原頼道(摂関政治) 菅原道真(遣唐使停止) 16	平将門(武士団の反乱) 藤原純友(武士団の反乱) 源義家(前九年・後三年の役) 藤原清衡(奥州藤原氏) 藤原基衡(奥州藤原氏) 藤原秀衡(奥州藤原氏) 源義朝(保元の乱) 平清盛(保元の乱) 源頼朝(鎌倉幕府) 源義仲(源平の争乱) 源義経(壇ノ浦平氏打倒) 北条政子(執権政治) 北条時政(執権政治) 源実朝(承久の乱) 北条泰時(御成敗式目) チンギス=ハン(モンゴル帝国) フビライ=ハン(元建国) 北条時宗(元寇) 楠木正成(倒幕) 足利尊氏(征夷大將軍・北朝) 新田義貞(東国の御家人) 足利義満(南北朝統一) 李成桂(朝鮮建国) コジャミン(アイヌの指導者) 蓮如(一向宗) 足利義政(応仁の乱) 武田信玄(信玄堤) 27	ルター(宗教改革) カルバン(宗教改革) コロンブス(アメリカ大陸到着) バスコ=ダ=ガマ(インド到達) マゼラン(世界一周) フランシスコ=ザビエル(イエズス会) 織田信長(桶狭間の戦い) 今川義元(桶狭間の戦い) 足利義昭(室町幕府 15代将軍) 武田勝頼(長篠の戦い) 明智光秀(本能寺の変) 豊臣秀吉(全国統一) 李舜臣(朝鮮水軍) 徳川家康(江戸幕府) 石田三成(関ヶ原の戦い) 徳川家光(3代将軍, 参勤交代) 山田長政(シャム・タイの役人) 天草四郎(島原・天草一揆) 益田時貞 シャクシャイン(アイヌの酋長) 徳川綱吉(5代将軍, 文治政治) 三井高利(越後屋) 高田屋嘉兵衛(淡路の商人) 徳川吉宗(享保の改革) 大岡忠相(江戸町奉行) 田沼意次(田沼意次の政治) 松平定信(寛政の改革) 上杉治憲(米沢藩財政改革) 27	クロムウェル(ピューリタン革命) ワシントン(アメリカ初代大統領) ルイ14世(ベルサイユ宮殿) モンテスキュー(三権分立) ロック(社会契約説) ルソー(人民主権) ナポレオン(フランス皇帝) マルクス(社会主義) リンカン大統領(南北戦争) ビスマルク(ドイツ帝国) 間宮林蔵(蝦夷地の調査) 高野長英(蘭学者, 蛮社の獄) 渡辺華山(蘭学者, 蛮社の獄) 大塩平八郎(大塩平八郎の乱) 水野忠邦(天保の改革) 調所広郷(薩摩藩家老, 財政再建) 村田清風(長州藩士, 財政再建) 徳川斉昭(水戸藩主, 藩校, 海防) 河井継之助(長岡藩, 財政再建) ペリー(日米和親条約) 井伊直弼(日米修好通商条約) 吉田松陰(思想家) 徳川家茂(14代将軍, 公武合体系) 木戸孝允(長州藩, 反幕府) 西郷隆盛(薩摩藩, 反幕府) 大久保利通(薩摩藩, 反幕府) 坂本龍馬(薩長同盟) 中岡慎太郎(薩長同盟) 徳川慶喜(15代将軍, 大政奉還) 後藤象二郎(海援隊組織) 岩倉具視(王政復古の大号令) 勝海舟(江戸城の無抵抗開城) 小林虎三郎(長岡藩, 学校創設) 前島密(郵便制度) 27	伊藤博文(初代内閣総理大臣) 久米邦武(岩倉使節団員) 津田梅子(津田塾大学) 板垣退助(自由民権運動) 尚泰(琉球最後の王) 謝花昇(日本人と同じ権利を求める) クラーク(札幌農学校初代教頭) 黒木清隆(開拓使長官, クラフ招聘) 植木枝盛(フランス人権思想) 大隈重信(立憲改進黨) 千葉卓三郎(五日日憲法) 川上音二郎(オペケケ節, 演歌) 陸奥宗光(日英通商航海条約) 寺島宗則(条約改正交渉) 青木周蔵(各国との改正条約実施) 小村寿太郎(関税自主権完全回復) 八田與一(台湾烏山頭ダム) 内村鑑三(キリスト教徒, 戦争反対) 幸徳秋水(社会主義者, 戦争反対) 与謝野晶子(歌人, 戦争反対) 東郷平八郎(バルチック艦隊に勝利) 孫文(中華民国成立宣言) 袁世凱(大統領, 独裁政治) ネルー(インド初代首相) 渋沢栄一(実業家) 豊田佐吉(豊田式自動織機) 田中正造(足尾銅毒事件) レーニン(ロシア革命) ウィルソン(国際連盟提唱) 新渡戸稲造(国際連盟事務局次長) ガンディー(非暴力・不服従運動) 浅川巧(朝鮮民族美術館) 桂太郎(陸軍・藩閥内閣) 犬養毅(立憲国民党, 護憲運動) 95	尾崎行雄(立憲政友会, 護憲運動) 吉野作造(民本主義) 美濃部達吉(天皇機関説) 原敬(平民宰相, 政党内閣) 加藤高明(男子普通選挙) 平塚らいてう(青鞥社, 女性人権) 市川房枝(女性差別解消運動) 浜口雄幸(首相, 銃で打たれ退陣) ローズベルト(ニューディール政策) スターリン(ソ連, 五カ年計画) ムッソリーニ(エチオピア侵略) ヒトラー(ユダヤ人迫害) 蒋介石(国民政府, 中国統一) 溥儀(清の最後の皇帝) 犬養毅(五・一五事件) リットン(満州事変調査団) 毛沢東(中国共産党) 近衛文麿(挙国一致) チャーチル(大西洋憲章) 東条英機(太平洋戦争) 杉原千畝(ユダヤ人迫害抵抗) 樋口季一郎(ユダヤ人に列車手配) アンネ=フランク(ユダヤ人迫害) 齋藤隆夫(軍・政府を批判, 政治家) 森脇瑤子(「日記」広島原子爆弾)	マッカーサー(GHQ最高司令官) 吉田茂(サンフランシスコ平和条約) 鳩山一郎(日ソ共同宣言) 岸信介(日米安全保障条約改定) ネルー(インド, 非同盟主義) 佐藤栄作(沖縄返還) 田中角栄(日中共同声明) 池田勇人(所得倍増政策) 湯川秀樹(ノーベル物理学賞) ゴルバチョフ(冷戦の終結) ブッシュ(冷戦終結) 細川護熙(55年体制の終わり) 村山富市(自民党社会党連立) 小泉純一郎(郵政民営化) 鳩山由紀夫(民主党政権) 安倍晋三(自民党党首) 16	



歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽した人物を取り上げ、併せてその主な業績等を( )内に記した。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代				
先人 と 業 績	文化の 発展に 業績を 残した 人物	行基(社会事業)	運慶(金剛力士像)	狩野永徳(屏風絵)	歌川(安藤)広重(風景画)	福沢諭吉(学問のすすめ)	樋口一葉(小説)	小林一三(宝塚唱歌隊)	古橋廣之進(水泳)
		鑑真(唐招提寺)	快慶(金剛力士像)	千利休(茶の湯)	十返舎一九(東海道中膝栗毛)	中江兆民(思想家)	北里柴三郎(ペスト菌発見)	宮沢賢治(詩・小説)	白井義男(ボクシング)
		大伴家持(万葉集)	琵琶法師(平家物語)	出雲の阿国(歌舞伎踊り)	滝沢馬琴(南総里見八犬伝)	伊波普猷(沖縄文化尊重)	志賀潔(赤痢菌発見)	ピカソ(「ゲルニカ」)	長島茂雄(野球)
		柿本人麻呂(歌人)	西行(武士出身の歌人)	円山応挙(屏風絵)	本居宣長(国学,古事記伝)	柳宗悦(文芸評論家,民芸)	野口英世(黄熱病研究)	チャップリン(映画)	王貞治(野球)
		山上憶良(歌人)	藤原定家(新古今和歌集)	井原西鶴(浮世草子)	杉田玄白(蘭学,解体新書)	フェノロサ(東京美術学校設立)	長岡半太郎(原子模型)		力道山(プロレス)
		紫式部(源氏物語)	鴨長明(方丈記)	近松門左衛門(人形浄瑠璃)	前野良沢(蘭学,解体新書)	狩野芳崖(洋画「悲母観音」)	石川啄木(短歌)		黒澤明(映画監督)
		清少納言(枕草子)	兼好法師(徒然草)	松尾芭蕉(俳諧)	平賀源内(発電機,寒暖計)	岡倉天心(日本画)	島崎藤村(詩・小説)		美空ひばり(歌手)
		紀貫之(古今和歌集)	法然(浄土宗)	菱川師宣(見返り美人図,浮世絵)	シーボルト(医学)	横山大観(日本画)	芥川龍之介(小説)		初代若乃花(相撲)
		最澄(天台宗)	親鸞(浄土真宗・一向宗)	俵屋宗達(屏風絵)	伊能忠敬(日本地図)	黒田清輝(西洋画)	新美南吉(小説)		大鵬(相撲)
		空海(真言宗)	宋西(禅宗)	尾形光琳(屏風絵)	国友一貫斎(望遠鏡)	高橋由一(西洋画)	小林多喜二(小説)		松本清張(小説家)
		空也(浄土信仰)	道元(禅宗)	関孝和(和算)	池田光政(開谷学校)	高村光雲(彫刻)	志賀直哉(小説)		司馬遼太郎(歴史小説)
			日蓮(日蓮宗)	渋川春海(暦)		荻原守衛(彫刻)	谷崎潤一郎(小説)		川端康成(ノーベル文学賞)
			一遍(時宗)	与謝蕪村(俳諧)		滝廉太郎(歌唱)	油屋熊ノ(実業家,バスガール)		大江健三郎(ノーベル文学賞)
			観阿弥(能)	小林一茶(俳諧)		二葉亭四迷(口語体小説)	山田耕秬(プロオーケストラ)		手塚治虫(漫画家)
			世阿弥(能)	東州斎写楽(役者絵,錦絵)		正岡子規(俳人,写生文)	柳田国男(民俗学)		岡本太郎(芸術家)
			雪舟(水墨画)	喜多川歌麿(美人画)		夏目漱石(小説)	竹久夢二(大衆向け絵画)		小澤征爾(指揮者)
			善阿弥(庭園づくり)	葛飾北斎(風景画,浮世絵)		森鷗外(小説)	知里幸恵(「アイヌ神謡集」)		宮崎駿(アニメーション)
		11	17		28			38	17

別紙2 - 1 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】b 歴史上の人物名と主な業績等 【発行者 日本文教出版】(中学校 社会 歴史的分野)

歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽した人物を取り上げ、併せてその主な業績等を( )内に記した。

	時代	古代まで	中世	近世	近代	現代	
先人 と業績	親王等 天皇 皇后	推古天皇(初代女帝) 聖徳太子(十七条の憲法) 中大兄皇子(大化の改新) 中臣鎌足(大化の改新) 天武天皇(律令国家) 持統天皇(藤原京) 聖武天皇(東大寺大仏) 桓武天皇(平安京)	後三条天皇 白河天皇 後白河上皇(保元・平治の乱) 後鳥羽上皇(承久の乱) 後醍醐天皇(建武の新政)		和宮(公武合体 徳川へ) 明治天皇(明治維新)		昭和天皇
		8	5	0	2	1	
	歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物	ラムセス2世(エジプト文明) ハムラビ王(メソポタミア文明) 始皇帝(秦) シャカ(仏教) イエス(キリスト教) ムハンマド(イスラム教) 孔子(儒教) 卑弥呼(邪馬台国) 蘇我馬子(天皇国家) 小野妹子(遣隋使) 行基(橋やため池) 坂上田村麻呂(蝦夷征伐) 阿弓流為(蝦夷の族長) 藤原道長(摂関政治) 藤原頼通(摂関政治) 平将門(将門の乱) 藤原純友(純友の乱)	源義朝(平治の乱) 平清盛(日宋貿易) 源義仲(平氏打倒) 源義経(平氏打倒) 源頼朝(鎌倉幕府) 北条政子(頼朝の妻) 北条泰時(御成敗式目) チンギス=ハン(モンゴル帝国) フビライ=ハン(元) 北条時宗(元寇) 竹崎季長(元寇) 楠木正成(倒幕) 新田義貞(倒幕) 足利尊氏(京都に幕府) 足利義満(勘合貿易) 李成桂(朝鮮建国) 尚巴志(琉球統一) 足利義教(暗殺される) 足利義政(応仁の乱) 細川勝元(応仁の乱) 山名宗全(応仁の乱) 武田信玄(戦国大名) 上杉謙信(戦国大名) 毛利元就(戦国大名) 島津貴久(戦国大名) 朝倉義景(戦国大名)	ルター(宗教改革) ムハンマド(イスラム教) バスコ=ダ=ガマ(インド航路発見) コロンブス(アメリカ大陸発見) マゼラン(世界一周) フランシスコ=ザビエル(キリスト教伝来) 今川義元(戦国大名) 織田信長(鉄砲、茶市・楽座) フビライ=ハン(元) 間宮林蔵(樺太の地図) 明智光秀(本能寺の変) 豊臣秀吉(大関原の戦い、刀狩) 石田三成(関ヶ原の戦い) 徳川家康(江戸幕府) 徳川家光(鎖国) 雨森芳洲(蘭学者) 徳川綱吉(生類憐れみの令) 徳川吉宗(享保の改革) 徳川義和(林仲間) 松平定信(寛政の改革) 中浦ジュリアン(遣欧使節) 伊東マンショ(遣欧使節) 千々石ミゲル(遣欧使節) 原マルチノ(遣欧使節)	クロムウェル(ピューリタン革命) ワシントン(独立戦争) ナポレオン(フランス革命) リンカーン(奴隷解放宣言) 洪秀全(太平天国建国) 高野長英(蘭学者) 渡辺華山(蘭学者) 大塩平八郎(大塩平八郎の乱) 間宮林蔵(樺太の地図) 水野忠邦(天保の改革) ペリー(日米和親条約) 井伊直弼(日米修好通商条約) 吉田松陰(安政の大獄) 西郷隆盛(西南戦争) 大久保利通(薩摩藩士) 高杉晋作(奇兵隊) 木戸孝允(長州藩士) 坂本龍馬(薩長同盟) 勝海舟(江戸城無血開城) 岩倉具視(明治新政府) 徳川慶喜(大政奉還) 尚泰(琉球国王) 板垣退助(自由民権運動) 江藤新平(土族の反乱) 渋沢栄一(実業家)	平塚らいてう(女性開放) 大隈重信(立憲改進黨) 川上音二郎(オツベケ節) リンカーン(奴隷解放宣言) 陸奥宗光(治外法権の撤廃) 小村寿太郎(關稅自主權の回復) ビスマルク(ドイツ統一) 幸徳秋水(日露戦争反対 社会民主党) 内村鑑三(日露戦争反対) 東郷平八郎(日本海海戦) 孫文(三民主義) 田中正造(足尾銅山鉱毒事件) 堺利彦(社会主義) レーニン(ロシア革命) ガンディー(イギリスへの抵抗運動) 桂太郎(藩閥ら支持の内閣) 西園寺公望(立憲政友会総裁) 吉野作造(民本主義) 美濃部達吉(憲法学者) 原敬(政党内閣) 加藤高明(普通選挙法) 西光万吉(開放運動) 市川房枝(新婦人協会) 豊田佐吉(豊田式汽力織機) ヒトラー(ドイツ ナチ党)	ムッソリーニ(ファシスト党) ルーズベルト(ニューディール政策) スターリン(ソ連 独裁政権) 蒋介石(国民党) 溥儀(満州国) 石橋湛山(満州支配に反対) 犬養毅(五・一五事件) 毛沢東(共産党) 斎藤隆夫(反軍演説) アンネ=フランク(アンネの日記) チャーチル(イギリス ヤルタ会談) 新渡戸稲造(国際平和) 杉原千畝(命のビザ)
	17	26	23	63	10		
文化の発展に業績を残した人物	柿本人麻呂(万葉集) 大伴家持(万葉集) 山上憶良(貧窮問答歌) 最澄(天台宗) 空海(真言宗) 紫式部(源氏物語) 清少納言(枕草子) 紀貫之(古今和歌集) 鑑真(唐招提寺)	鴨長明(方丈記) 兼好法師(徒然草) 運慶(金剛力士像) 快慶(金剛力士像) 法然(浄土宗) 親鸞(浄土真宗) 一遍(時宗) 日蓮(日蓮宗) 栄西(禅宗) 道元(禅宗) 雪舟(水墨画) 観阿弥(能楽) 世阿弥(能楽)	レオナルド=ダビンチ(モナリザ) ミケランジェロ(ダビデ像) 狩野永徳(障壁画) 千利休(わび茶) 井原西鶴(浮世草子) 近松門左衛門(人形浄瑠璃) 坂田藤十郎(歌舞伎役者) 市川団十郎(歌舞伎役者) 松尾芭蕉(俳諧) 俵屋宗達(装飾画) 尾形光琳(装飾画) 菱川師宣(浮世絵) 徳川光圀(大日本史) 関孝和(和算) 宮崎安貞(農業全書) 本居宣長(古事記伝) 前野良沢(解体新書)	杉田玄白(解体新書) シーボルト(鳴滝塾) 平賀源内(発電機) 伊能忠敬(日本地図) 安藤昌益(医師, 身分社会批判) 与謝蕪村(俳諧) 小林一茶(俳諧) 十返舎一九(東海道中膝栗毛) 滝沢馬琴(南総里見八犬伝) 喜多川歌麿(美人画) 葛飾北斎(風景画) 歌川広重(風景画)	福沢諭吉(学問のすゝめ) 中江兆民(民主主義思想) 前島密(郵便制度) 岡倉天心(東京美術学校) フェノロサ(日本画の復興) 与謝野晶子(明星) 石川啄木(詩人) 坪内逍遙(近代的な文学観) 二葉亭四迷(言文一致体) 樋口一葉(たけくらべ) 夏目漱石(作家) 横山大観(日本画) 黒田清輝(西洋画) 萩原守衛(彫刻家) 津田梅子(女子教育) 野口英世(医学) 北里柴三郎(医学)	長岡半太郎(物理学) 山本作兵衛(炭坑記録画) 柳宗悦(白樺派の美術評論家) 芥川龍之介(小説) 武者小路実篤(小説) 谷崎潤一郎(小説) 小林多喜二(プロレタリア文学) 吉川英治(大衆文学) 江戸川乱歩(大衆文学) 辰野金吾(西洋建築)	手塚治虫(漫画)
	9	13	29	27	1		

歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽した人物を取り上げ、併せてその主な業績等を( )内に記した。

先人と業績	時代	古代まで	中世	近世	近代		現代	
	親王等 天皇 皇后	神武天皇(初代天皇) 雄略天皇(倭王武) 欽明天皇(仏教伝来) 聖徳太子(十七条の憲法) 推古天皇(初の女帝) 中大兄皇子(大化の改新) 大友皇子(壬申の乱) 天武天皇(公地公民) 持統天皇(藤原京) 聖武天皇(大仏建立) 光明皇后(国分寺) 桓武天皇(平安京遷都) 後三条天皇(天皇の政治) 白河上皇(院政) 清和天皇(聖和源氏の祖)	後白河天皇(保元・平治の乱) 崇徳上皇(保元・平治の乱) 安徳天皇(平氏の滅亡) 以仁王(平氏の追討) 後鳥羽上皇(承久の乱) 後醍醐天皇(建武の新政) 護良親王(鎌倉幕府打倒)			孝明天皇(大政奉還) 明治天皇(大政奉還)		昭和天皇 皇太子・明仁親王(平成)
		15	7	0		2	2	
歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物 国家・社会の発展や人々の生活の向上に業績を残した人物	孔子(儒教) 始皇帝(秦の初代皇帝) イエス(キリスト教) 釈迦(仏教) ムハンマド(イスラム教) 卑弥呼(邪馬台国の女王) 聖明王(仏教伝来) 蘇我馬子(聖徳太子と協力) 小野妹子(遣隋使) 煬帝(隋の皇帝) 蘇我蝦夷(勢力の強大化) 蘇我入鹿(勢力の強大化) 中臣鎌足(大化の改新) 阿倍仲麻呂(遣唐使) 坂上田村麻呂(征夷大將軍) アテルイ(蝦夷の指導者) 藤原道長(摂関政治) 藤原頼道(摂関政治) 菅原道真(遣唐使廃止) 平将門(将門の乱) 藤原純友(純友の乱)	平清盛(平氏の繁栄 太政大臣) 源義朝(平治の乱) 源頼朝(鎌倉幕府) 源義経(平氏打倒) 北条政子(執権政治) 北条泰時(御成敗式目) 北条時頼(5代目執権) チンギス・ハン(モンゴル帝国) フビライ・ハン(元) 北条時宗(執権, 元の襲来に対抗) 楠木正成(鎌倉幕府打倒) 足利尊氏(鎌倉幕府打倒) 新田義貞(鎌倉幕府打倒) 阿倍仲麻呂(遣唐使) 足利義満(勘合貿易) 足利義政(応仁の乱) 足利義尚(応仁の乱) 細川勝元(応仁の乱) 山名持豊(応仁の乱)	武田信玄(戦国大名 信玄堤) 上杉謙信(戦国大名) 毛利元就(戦国大名) ルター(宗教改革) イグナチウス・ロヨラ(イエズス会) コロンブス(アメリカ大陸到着) バスコ・ダ・ガマ(インド航路) マゼラン(世界一周) フランシスコ・ザビエル(キリスト教) 織田信長(楽市楽座 本能寺の変) 明智光秀(本能寺の変) 豊臣秀吉(全国統一 太閤検地) 伊達政宗(秀吉の奥州平定) 北条氏政(秀吉の小田原攻め) 毛利輝元(毛利との和睦) 長宗我部元親(四国平定) 島津義久(九州平定) 豊臣秀頼(大阪夏の陣) 加藤清正(朝鮮出兵) 小西行長(朝鮮出兵) 李舜臣(文禄の役) 高山右近(パレン追放令) コエリョ(パレン追放令) 徳川家康(江戸幕府, 朱印船貿易) 石田三成(関ヶ原の戦い)	徳川家光(参勤交代 鎖国) 山田長政(シヤムの有力日本人) 天草四郎時貞(島原の乱) シャクシャイン(アイヌの頭領) 徳川綱吉(文治政治 生類憐みの令) 徳川家宣(生類憐みの令の廃止) 新井白石(財政立て直し) 浅野内匠頭(刃傷事件) 吉良上野介(刃傷事件) 大石内蔵助(赤穂浪士の討ち入り) 二宮尊徳(勤勉の精神) 徳川吉宗(享保の改革) 大岡越前守忠相(町奉行) 田沼意次(株仲間) 青木昆陽(甘薯先生) 上杉鷹山(藩政建て直し) 松平定信(寛政の改革) 大塩平八郎(大塩平八郎の乱) 水野忠邦(天保の改革) 林子平(「開国兵談」) 会沢正志斎(水戸藩儒学者) 高野長英(蘭学者) 渡辺華山(蘭学者) 間宮林蔵(間宮海峡発見)	ナポレオン(フランス皇帝) ペリー(黒船来航) 阿部正弘(老中首座) ハリス(アメリカ総領事) 井伊直弼(日米修好通商条約) 徳川斉昭(安政の大獄) 橋本左内(安政の大獄) 高杉晋作(奇兵隊) 木戸孝允(薩長同盟) 西郷隆盛(西南戦争) 大久保利通(廢藩置縣, 殖産興業) 坂本龍馬(薩長同盟) 徳川慶喜(大政奉還) 岩倉具視(王政復古の大号令) 勝海舟(江戸城無血開城) 松平容保(戊辰戦争) 大村益次郎(上野戦争) 小林虎三郎(米百表) 板垣退助(自由民権運動) 井上馨(欧化政策) 大隈重信(立憲改進黨) 陸奥宗光(日英通商航海条約) 伊藤博文(内閣制度) 金玉均(甲申事変) 山県有朋(対ロシア主張) 桂太郎(対ロシア主張) 小村寿太郎(日英同盟)	東郷平八郎(日本海海戦) 秋山好古(日本騎兵の父) 秋山真之(日本海海戦の戦術) セオドア・ルーズベルト(ポーツマス条約) 乃木希典(ロシア將軍の助命) ロジェストヴェンスキー中将(ロシア艦隊) ステッセル中将(ロシア司令官) 孫文(三民主義) 袁世凱(辛亥革命) 井上毅(憲法草案) 伊東巳代治(憲法草案) 金子堅太郎(憲法草案) 田中正蔵(足尾銅毒問題) 片山潜(社会主義運動) 幸徳秋水(社会主義運動) 安倍磯雄(社会主義運動) ニコライ2世(ロマノフ王朝最後の皇帝) レーニン(ロシア革命) カール・マルクス(マルクス主義) ウィルソン(国際連盟提唱) ガンジー(インドの自治) ケマル・アタチュルク(トルコ共和国樹立) 吉野作造(民主主義) 原敬(政党内閣) 平塚らいてう(婦人参政権) 加藤高明(普通選挙法) 後藤新平(帝都復興院総裁)	浜口雄幸(ロンドン軍縮会議) スターリン(ソ連, 独裁者) ムッソリーニ(イタリア, ファシスト党) ヒトラー(ドイツ, ナチス) 蒋介石(排日運動) 幣原喜重郎(協調外交) ジョン・マクマリー(中国の情勢) 溥儀(清朝最後の皇帝) 犬養毅(五・一五事件) リットン(リットン調査団) 鈴木貫太郎(二・二六事件) 張作霖(軍閥) 張学良(西安事件) 斎藤隆夫(日中戦争の目的の国会責任) 樋口季一郎(ユダヤ人救命) 杉原千蔵(ユダヤ人救命) ハルハルノート(米国務長官) フランクリン・ルーズベルト(米大統領) 鈴木貫太郎(終戦時の首相) ネルー(日露戦争の評) カーミル(日露戦争の評) シーラー(日露戦争の評) バー・モウ(ミャンマー初代首相) ククリット・プラモード(タイ元首相) 八田與一(台湾にダム建設)	東条英機(東京裁判) マッカーサー(連合軍最高司令官) パル判事(東京裁判のインド人判事) 毛沢東(中国共産党指導者) 蒋介石(中国国民党指導者) 吉田茂(サンフランシスコ講和条約) 鳩山一郎(日ソ共同宣言) 岸信介(日米安全保障条約) フルシチョフ(スターリン批判) 池田準人(所得増進計画) リットン(リットン調査団) 鈴木貫太郎(二・二六事件) 張作霖(軍閥) 張学良(西安事件) 斎藤隆夫(日中戦争の目的の国会責任) 樋口季一郎(ユダヤ人救命) 杉原千蔵(ユダヤ人救命) ハルハルノート(米国務長官) フランクリン・ルーズベルト(米大統領) 鈴木貫太郎(終戦時の首相) ネルー(日露戦争の評) カーミル(日露戦争の評) シーラー(日露戦争の評) バー・モウ(ミャンマー初代首相) ククリット・プラモード(タイ元首相) 八田與一(台湾にダム建設)
		21	18	49		79	34	

歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽した人物を取り上げ、併せてその主な業績等を( )内に記した。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代						
先人と業績 文化の発展に業績を残した人物	鑑真(来日し仏教を広める) 最澄(天台宗) 空海(真言宗) 額田王(万葉集) 柿本人麻呂(万葉集) 大伴家持(万葉集) 山上憶良(万葉集) 山部赤人(万葉集) 大伴旅人(万葉集) 清少納言(枕草子) 紫式部(源氏物語) 紀貫之(古今和歌集) 小野小町(六歌仙) 在原業平(六歌仙) 源信(比叡山天台宗) 空也(比叡山天台宗)	法然(浄土宗) 親鸞(浄土真宗) 一遍(時宗) 日蓮(日蓮宗) 栄西(臨済宗) 道元(曹洞宗) 快慶(金剛力士像) 重源上人(東大寺等の復興) 藤原定家(新古今和歌集) 西行(武士を捨て歌人) 源実朝(金槐和歌集) 鴨長明(方丈記) 吉田兼好(徒然草) 観阿弥(能) 世阿弥(能) 雪舟(山水画) 宗祇(連歌)	トルレス(日本の豊かさ) オルガンチェーノ神父(日本人の評価) ヴァリニャーノ(日本人の評価) フロイス神父(『日本史』) 狩野永徳(障壁画) 千利休(茶の湯) 池坊専好(華道) 出雲阿国(歌舞伎の源流) 井原西鶴(浮世草子) 近松門左衛門(人形浄瑠璃台本) 松尾芭蕉(俳諧の完成) 俵屋宗達(装飾絵) 尾形光琳(屏風絵) 菱川師宣(浮世絵) 林羅山(朱子学) 徳川光圀(大日本史) 中江藤樹(陽明学) 山鹿素行(朱子学批判) 伊藤仁斎(朱子学批判) 荻生徂徠(朱子学批判) 宮崎安貞(農業全書) 関孝和(和算) 緒方洪庵(適塾) フォン・シーボルト(鳴滝塾) 吉田松陰(松下村塾) 石田梅岩(石門心学) 本居宣長(国学) 華岡青洲(通仙散の開発) 杉田玄白(解体新書) 前野良沢(解体新書) 平賀源内(摩擦発電機) 麻田剛立(日食を的中) 伊能忠敬(日本地図) 最上徳内(千島列島踏査) 与謝蕪村(俳諧) 小林一茶(俳諧) 十返舎一九(東海道中膝栗毛) 式亭三馬(浮世風呂) 滝沢馬琴(南総里見八犬伝) 上田秋成(雨月物語) 喜多川歌麿(美人画) 東洲斎写楽(役者絵) 葛飾北斎(風景画) 歌川広重(風景画) 池大雅(文人画) 円山応挙(文人画) 鶴屋南北(歌舞伎作家)	市川団十郎(歌舞伎役者) 坂田藤十郎(歌舞伎役者) 市川海老蔵(歌舞伎役者) 佐野川市松(歌舞伎役者) 岩井半四郎(歌舞伎役者) ゴッホ(ジャポニズム)	井波普猷(沖縄学) 福沢諭吉(学問のすすめ) 渋沢栄一(実業家) ジョン・ブラック(日本人の礼儀) アンペール(日本人の無償の親切) イザヘラ・バード(日本人の無償の親切) エドワード・モース(日本人の行儀よさ) カッテンディーケ(経典で豊かな生活) 北里柴三郎(破傷風の血清療法) 野口英世(黄熱病の研究) 志賀潔(赤痢菌の発見) 高峰譲吉(タカジアスターゼの作成) 大森房吉(地震計の発明) 木村栄(緯度変化の研究) 長岡半太郎(原子模型の研究) 鈴木梅太郎(ビタミンB1の発見) 二葉亭四迷(言文一致運動) 尾崎紅葉(言文一致運動) 森鷗外(小説) 樋口一葉(小説) 島崎藤村(小説) 夏目漱石(小説作家) 正岡子規(近代俳句) 与謝野晶子(短歌) 石川啄木(短歌) フェノロサ(東京美術学校創設) 岡倉天心(東京美術学校創設) 横山大観(日本画) 狩野芳崖(日本画) 黒田清輝(洋画) 藤島武二(洋画) 高村光雲(彫刻) 滝廉太郎(作曲) 志賀直哉(小説) 武者小路実篤(小説) 谷崎潤一郎(小説) 芥川龍之介(小説)	川端康成(小説) 三島由紀夫(小説) 石原慎太郎(小説) 湯川秀樹(ノーベル物理学賞) 朝永振一郎(ノーベル物理学賞) 川端康成(ノーベル文学賞) 江崎玲於奈(ノーベル物理学賞) 福井謙一(ノーベル化学賞) 利根川達(ノーベル医学・生理学賞) 大江健三郎(ノーベル文学賞) 白川英樹(ノーベル化学賞) 野依良治(ノーベル化学賞) 小柴昌俊(ノーベル物理学賞) 田中耕一(ノーベル化学賞) 南部陽一郎(ノーベル物理学賞) 小林誠(ノーベル物理学賞) 益川俊英(ノーベル物理学賞) 下村修(ノーベル化学賞) 鈴木章(ノーベル化学賞) 根岸英一(ノーベル化学賞) 山中伸弥(ノーベル医学・生理学賞) 赤崎勇(ノーベル物理学賞) 天野浩(ノーベル物理学賞) 中村修二(ノーベル物理学賞) 美空ひばり(歌手) 松本清張(小説) 司馬遼太郎(小説) 小津安二郎(映画監督) 黒澤明(映画監督) 手塚治虫(漫画家) 宮崎駿(アニメ監督)	16	18	53	37	31

歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽した歴史上の人物を取り上げ、併せてその主な業績を( )内に記した。

	時代	古代まで	中世	近世	近代	現代		
	先人と業績	親王等 天皇 皇后	神武天皇(初代天皇) 推古天皇(初代女性天皇) 中大兄皇子(大化の改新 天智天皇) 大友皇子(壬申の乱) 天武天皇(天皇中心の政治) 持統天皇(藤原京) 文武天皇(大宝律令) 聖武天皇(東大寺) 光明皇太后(開眼供養) 孝謙天皇(開眼供養) 桓武天皇(平安京) 舒明天皇 (12)	後三条天皇(荘園整理) 白河上皇(院政) 後白河天皇(保元の乱) 崇徳上皇(保元の乱) 以仁王(平氏打倒) 安徳天皇(壇ノ浦の戦い) 後鳥羽上皇(承久の乱) 後醍醐天皇(建武の新政) 護良親王(鎌倉幕府との戦い) (9)	光格天皇 (1)	和宮(公武合体, 家茂の妻) 孝明天皇(和宮の兄) 明治天皇(五箇条の御誓文) 大正天皇 昭和天皇		明仁親王(平成) (5)
国家・社会の発展や人々の生活の向上に大きな役割を果たした人物	歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物	孔子(儒教) 秦の始皇帝 卑弥呼(邪馬台国) シャカ(仏教) イエス(キリスト教) ムハンマド(マホメット) 蘇我馬子(仏教保護) 聖徳太子(冠位十二階) 小野妹子(遣隋使) 蘇我蝦夷(独裁政治) 蘇我入鹿(独裁政治) 山背大兄王(蘇我氏に滅ぼされる) 中臣(藤原 鎌足(大化の改新)) 阿倍仲麻呂(遣唐使) 行基(用水路・橋) 道鏡(天皇にならうとした) 和気清麻呂(道鏡をはばんだ) アテルイ(蝦夷の首長) 坂上田村麻呂(征夷大将軍) 藤原道長(摂関政治) 藤原頼通(摂関政治) 菅原道真(遣唐使廃止) (22)	平将門(将門の乱) 藤原純友(純友の乱) 源義朝(源氏の棟梁) 平清盛(平氏の棟梁) 源頼朝(平氏打倒, 征夷大将軍) 源義仲(平氏打倒) 源頼朝(平氏打倒) 源義経(平氏打倒) 北条政子(頼朝の妻) 北条時政(執権政治) 北条泰時(御成敗式目) チングス・ハン(モンゴル帝国) フバイイ・ハン(元皇帝) 北条時宗(元寇) 竹崎季長(元寇) 宗貞国(元寇) 楠木正成(天皇側の忠臣) 足利尊氏(鎌倉幕府打倒) 新田義貞(鎌倉幕府打倒) 足利義満(室町幕府) 李成桂(朝鮮国の建国) 毛利元就(戦国大名) 武田信玄(戦国大名) 上杉謙信(戦国大名) 今川義元(戦国大名) 北条氏康(戦国大名) 静御前(義経の妻) 日野富子(義政の妻, 応仁の乱) (28)	バスコ・ダ・ガマ(インド航路) コロンブス(アメリカ大陸到達) マゼラン(世界一周) ルター(宗教改革) カルバン(宗教改革) フランシスコ・ザビエル(キリスト教伝来) 大友宗麟(キリシタン大名) 千々石ミグル(天正遣欧使節) ラクスマン(根室来航, 通商要求) 原マルチノ(天正遣欧使節) 伊東マンショ(天正遣欧使節) 武田勝頼(長篠の戦い) 明智光秀(本能寺の変) 豊臣秀吉(全国統一) 加藤清正(朝鮮出兵) 小西行長(朝鮮出兵) 李舜臣(文禄の役) 徳川家康(江戸幕府) 豊臣秀頼(豊臣滅亡) 石田三成(関ヶ原の戦い) 徳川家光(江戸幕府の体制整備) 山田長政(シャム, 日本町) 高山右近(キリシタン大名, 国外追放) 支倉常長(遣欧使節) 天草四郎(島原・天草一揆) シャクシャイン(アイヌ首長) 雨森芳洲(対馬藩・儒学者) 徳川綱吉(文治政治, 生類憐れみの令) 新井白石(財政再建, 読史余論) 林羅山(朱子学) 中江藤樹(陽明学) 荻生徂徠(古学) 徳川光圀(大日本史) 宮崎寅次(農業全書) 関孝和(和算) 玉川庄右衛門(玉川上水) 玉川清右衛門(玉川上水) 浅野長矩(赤穂藩主) 吉良義央(江戸城指導役) 大石良雄(主君仇討ち) 山鹿素行(儒学者・兵学者) 上杉鷹山(財政再建) (88)	徳川吉宗(享保の改革) 大岡忠相(公事方御定書) 青木昆陽(蘭学) 三井高利(越後屋) 田沼意次(株仲間) 松平定信(寛政の改革) 徳川家齊(大御所時代) 阿部正弘(幕政改革) レザノフ(長崎来航, 通商要求) 最上徳内(蝦夷地調査) 近藤重蔵(蝦夷地調査) 間宮林蔵(蝦夷地調査) 大黒屋光太夫(伊勢国船頭) ゴローウニ(ロシア軍艦艦長) 高田屋嘉兵衛(海運商人) 高野長英(蘭学者, 蛮社の獄) 渡辺崋山(蘭学者, 蛮社の獄) ジョン万次郎(太平洋漂流) 大塩平八郎(大塩平八郎の乱) 水野宗邦(天保の改革) 二宮尊徳(農業指導, 「報徳」の教え) 石田梅岩(心学) 本居宣長(国学, 古事記伝) 賀茂真淵(国学) 平田篤胤(国学) 塙保己一(国学, 群書類従) 前野良沢(蘭学, 解体新書) 杉田玄白(蘭学, 解体新書) 伊能忠敬(日本地図) 平賀源内(エレキテル) コペルニクス(地動説) ニュートン(万有引力の法則) シーボルト(医師, 鳴滝塾) 安藤昌益(思想家) 徳川光圀(蘭学, 解体新書) 林子平(海国兵談) 会沢正志斎(水戸学) 藤田東湖(水戸学) 頼山陽(日本外史) 田中久重(万年自鳴鐘) 高台院(秀吉の妻, 北の政所) 春日局(家光の乳母) ワシントン(アメリカ独立) ナポレオン(欧州制覇) (1)	内村鑑三(キリスト教) ワット(蒸気機関) ステーション(蒸気機関車) マルクス(社会主義) エンゲルス(社会主義) 洪秀全(太平天国の乱) ペリー(黒船来航) 阿部正弘(幕政改革) ハリス(駐日総領事) 井伊直弼(日米修好通商条約) 吉田松陰(松下村塾) 橋本左内(安政の大獄) 坂本龍馬(薩長同盟) 中岡慎太郎(薩長同盟) 高杉晋作(奇兵隊, 倒幕指導者) 徳川慶喜(大政奉還) 後藤象二郎(大政奉還をすすめる) 山内豊信(容堂)(土佐藩主) 西郷隆盛(明治維新) 大久保利通(明治維新) 岩倉具視(明治維新) 榎本武揚(戊辰戦争) 勝海舟(江戸城無血開城) 大村益次郎(徴兵令) 山県有朋(徴兵令) 尚泰(琉球国王) 木戸孝允(岩倉使節団) 江藤新平(佐賀の乱) 板垣退助(征韓論) 榎本武揚(牧之原地開墾) ハインリッヒ・シュリーマン(考古学者) エドワード・s・モース(動物学者) エルウィン・ベルツ(医学者) イザベラ・バード(女性旅行家) 岩崎弥太郎(郵便汽船二妻会社) 福沢諭吉(学問のすすめ) 前島密(郵便制度の父) 洗足栄一(日本資本主義の父) 大隈重信(政党内閣) 伊藤博文(初代総理大臣) 黒田清隆(開拓使長官, 元老) 三島庸庸(福島事件)	井上毅(大日本帝国憲法) 松方正義(元老) 片上晋義(元老, 欧化政策) 西郷従道(元老) 大山巖(元老) 陸奥宗光(条約改正) 小村寿太郎(開港自主権回復) 金玉均(甲申事変) 李鴻章(下関講和会議) 東郷平八郎(日本海海戦) 乃木希典(日露戦争) 孫文(中国革命指導者) 八田與一(台湾のダム建設) 孫文(三民主義) 豊田佐吉(自動織機) 片山潜(社会主義運動) 幸徳秋水(大逆事件) 田中正造(足尾銅山鉱毒事件) 高橋是清(戦費調達) セオドア・ルーズベルト大統領(ポーツマス条約) 金子堅太郎(帝国憲法草案) クラーク(教育者) ナUMAN(地質学者, フォッサマグナ) パーマー(近代水道の父) 天璋院(篤姫) 津田梅子(女子教育) レーニン(ロシア革命) スターリン(共産主義) ウイリソン(国際連盟提案) 袁世凱(辛亥革命) ガンジー(インド独立運動) ネルー(インド独立運動) 西園寺公望(立憲政友会総裁) 桂太郎(藩閥) 尾崎行雄(護憲運動) 犬養毅(護憲運動) 吉野作造(民本主義) 美濃部達吉(国家法人説) 原敬(政党内閣)	加藤高明(普通選挙法) 平塚らいてう(女性運動) 市川房枝(女性運動) 加藤友三郎(軍備削減) 幣原喜重郎(協定の外交) 後藤新平(都市計画) 新渡戸稲造(国際連盟事務次長) 西田幾多郎(哲学) 柳田国男(民俗学) 柳宗悦(民芸研究) フランクリン・ルーズベルト(ニューディール政策) ムッソリーニ(ファシスト党) ヒトラー(ナチス, 一党独裁) 豊田佐吉(自動織機) 浜口雄幸(首相) 蒋介石(国民政府) 張作霖(軍閥) 田中義一(山東省出兵) 溥儀(満洲国) 張学良(西安事件) 斎藤隆夫(反軍演説) 近衛文麿(大政翼賛会) アンネ・フランク(ユダヤ人迫害) 杉原千蔵(ユダヤ人保護) 樋口季一(ユダヤ人保護) 松岡洋右(三国同盟推進) 東条英機(開戦時首相) コーデル・ハル(米国国務長官) チャンドラボース(インド独立運動指導者) トルーマン(大統領) 鈴木貫太郎(首相) 島田繁(沖縄県知事) 太田実(海軍少将) 西田高光(特攻隊員) ムスタファ・カマル(トルコ初代大統領) アウンサン(ミャンマー独立運動家) スバル(インドネシア独立運動家) クーデンホーフ(オーストリア大使夫人) (1)

歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽した歴史上の人物を取り上げ、併せてその主な業績を( )内に記した。

先人と業績	時代	古代まで	中世	近世	近代	現代		
	文化の発展に業績を残した人物		大伴家持(万葉集) 柿本人麻呂(万葉集) 山上憶良(万葉集) 山部赤人(万葉集) 鑑真(唐招提寺) 国仲連公麻呂(大仏制作) 最澄(天台宗) 空海(真言宗) 清少納言(枕草子) 紫式部(源氏物語) 紀貫之(古今和歌集) 空也(浄土教) 源信(浄土教)	法然(浄土宗) 親鸞(浄土真宗) 一遍(時宗) 日蓮(日蓮宗) 宋西(臨濟宗) 道元(曹洞宗) 藤原定家(新古今和歌集) 西行(新古今和歌集) 鴨長明(方丈記) 吉田兼好(徒然草) 運慶(東大寺南大門, 無著・世親像) 快慶(東大寺南大門) マルコ・ポーロ(東方見聞録) 運如(一向宗) 足利義政(銀閣) 観阿弥(能楽) 世阿弥(能楽) 雪舟(水墨画)	ボッティチェリ(春) ミケランジェロ(ダビデ像) レオナルド・ダ・ヴィンチ(モナリザ) 狩野永徳(障壁画) 狩野山楽(障壁画) 千利休(茶の湯) 出雲の阿国(かぶき踊り) 俵屋宗達(絵画) 井原西鶴(浮世草子) 近松門左衛門(人形浄瑠璃) 松尾芭蕉(俳諧) 尾形光琳(装飾画) 菱川師宣(風景画) 十返舎一九(読み物) 滝沢(曲亭)馬琴(歴史小説)	与謝蕪村(俳諧) 小林一茶(俳諧) 良寛(和歌と書) 鈴木春信(浮世絵・錦絵) 喜多川歌麿(浮世絵・美人画) 東洲斎写楽(浮世絵・役者絵) 葛飾北斎(浮世絵・役者絵) 歌川(安藤)広重(浮世絵・風景画) ゴッホ(浮世絵から影響) モネ(印象派) ドガ(印象派) ルノアール(印象派) セザンヌ(印象派) 加賀千代(俳諧)	中江兆民(ルソーの思想) 野口英世(細菌学) 北里柴三郎(細菌学) 長岡半太郎(物理学) フェノロサ(日本の伝統芸術の保護復興) 岡倉天心(日本の伝統芸術の保護復興) 横山大観(日本画) 狩野芳崖(日本画) 高村光雲(彫刻) 荻原守衛(彫刻) 黒田清輝(洋画) 滝廉太郎(作曲家) 坪内逍遙(評論) 二葉亭四迷(小説) 樋口一葉(小説) 与謝野晶子(短歌) 森鷗外(小説)	夏目漱石(小説) 正岡子規(俳句, 短歌) 江戸川乱歩(大衆文学) 志賀直哉(小説) 武者小路実篤(小説) 谷崎潤一郎(小説) 芥川龍之介(小説) 小林多喜二(プロレタリア文学) 山田耕筰(作曲家) 安井曾太郎(肖像画) 竹久夢二(風俗画)

13

18

29

28

19

別紙2 - 1 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】b 歴史上の人物名と主な業績等 【発行者 学び舎】(中学校 社会 歴史的分野)

歴史の展開の中で大きな役割を果たした人物や国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽した人物を取り上げ、併せてその主な業績等を( )内に記した。

歴史上の人物名と主な業績等	時代	古代まで	中世	近世	近代	現代	
	親王等 天皇 皇后	<p>厩戸皇子(新しい政治) 中大兄皇子(大化の改新) 大友皇子(壬申の乱) 持統天皇(藤原京) 長屋王(長屋王の変) 聖武天皇(仏教による安定) 天武天皇(歴史書編纂命令) 桓武天皇(蝦夷征伐)</p> <p>8</p>	<p>白河上皇(院政) 中代上皇(院政) 後白河上皇(院政) 高倉天皇(清盛の娘と結婚) 安德天皇(清盛の孫) 八条院暲子(荘園寄進) 後鳥羽上皇(承久の乱) 後醍醐天皇(鎌倉幕府倒幕)</p> <p>8</p>	<p>コロンブス(アメリカ大陸発見) バスコ＝ダ＝ガマ(インド航路) マゼラン(世界一周) ラブ＝ラブ(マクタン島王) 毛利元就(戦国大名) 朝倉孝景(戦国大名) 武田信玄(戦国大名) 上杉謙信(戦国大名) 源義経(平氏追討) 大友義鎮(南蛮貿易) アンジロー(ザビエル案内) 織田信長(全国統一事業) 今川義元(桶狭間の戦い) 足利義昭(室町最後の将軍) 武田勝頼(長篠の戦い) 明智光秀(本能寺の変) 豊臣秀吉(全国統一) 伊達政宗(戦国大名) 李成桂(朝鮮王朝) 朱元璋(明建国) 世宗(ハングル文字) 福島正則(大名) 加藤忠広(大名) 加藤明成(大名) 徳川家康(征夷大將軍) 徳川秀忠(第2代将軍) 徳川家光(第3代将軍) シャクシャイン(アイヌ首長) ツキノエ(アイヌ首長) 徳川吉宗(享保の改革) 申維翰(通信使書記官)</p> <p>0</p>	<p>雨森芳洲(対馬藩) 松雲大師(朝鮮の使者) 徳川綱吉(第5代将軍) 上杉治憲(米沢藩主) 細川重賢(熊本藩主) 田沼意次(江戸幕府老中) 大黒屋光太夫(ラクスマン随員) エカチエリナ2世(ロシア皇帝) ラクスマン(ロシア外交官) 松平定信(寛政の改革) 最上徳内(蝦夷地調査) レザノフ(ロシアの使節) 高野長英(蘭学者) 渡辺華山(田原藩家老) 大塩平八郎(大塩平八郎の乱) 水野忠邦(天保の改革)</p> <p>0</p>	<p>孝明天皇(攘夷) 和宮(公武合体で嫁ぐ) 明治天皇(廃藩置県等)</p>	<p>伊藤博文(岩倉使節団) 山口尚芳(岩倉使節団) ビスマルク(ドイツ首相) 板垣退助(征韓論) 中江兆民(民主主義思想) 肥塚竜(演説家) 石坂昌孝(演説会開催) 楠瀬喜多(女性選挙権) 江藤新平(土族の反乱) 千葉卓三郎(五日市憲法) 深沢権八(学芸講談会) 田代栄助(困民党) ベルツ(憲法発布時の日記) 黒田清隆(内閣総理大臣) 大隈重信(立憲改進黨) 植木枝盛(衆議院議員) 内村鑑三(教育勅語への不敬) ペリー(アメリカの使節) 井伊直弼(大老) 徳川家茂(長州征伐) 高杉晋作(奇兵隊) 坂本竜馬(薩長同盟) 木戸孝允(薩長同盟) 西郷隆盛(薩長同盟) 岩倉具視(倒幕派) 徳川慶喜(15代将軍) 相楽総三(相楽隊) 大久保利通(廃藩置県) 島津久光(元薩摩藩主の父)</p> <p>3</p>
国家・社会の発展や人々の生活の向上に業績を残した人物	<p>ガウタマ＝シダールタ(仏教) アショーカ王(仏教保護) 始皇帝(中国統一) 孔子(儒教) スパルタクス(反乱指導者) イエス(キリスト教) 卑弥呼(邪馬台国女王) 小野妹子(遣隋使) 蘇我馬子(新しい政治) 中臣(藤原)鎌足(大化の改新) 煬帝(隋の皇帝) ムハンマド(イスラム教) 藤原道長(摂関政治) 藤原頼通(摂関政治) 平将門(平将門の乱) 平貞盛(将門を討つ) 藤原純友(藤原純友の乱) 源経基(藤原純友を討つ) 坂上田村麻呂(蝦夷征伐) アテルイ(蝦夷指導者)</p> <p>20</p>	<p>平清盛(保元の乱) 源義朝(保元の乱) 藤原清衡(奥州藤原氏) 源頼朝(征夷大將軍) 鎌倉権五郎景政(荘園開拓) 上総介広常(頼朝の支援) 千葉常胤(頼朝の支援) 源義仲(平氏追討) 源義経(平氏追討) 北条政子(頼朝の妻) 北条泰時(御成敗式目) ザウマー(外交使節) チンギス＝カン(遊牧民統一) クビライ＝カン(モンゴル帝国皇帝) 楠木正成(鎌倉幕府倒幕) 足利義満(京都に幕府) 阿只抜都(倭寇) 李成桂(朝鮮王朝) 朱元璋(明建国) 世宗(ハングル文字) 福島正則(大名) 加藤忠広(大名) 加藤明成(大名) 徳川家康(征夷大將軍) 徳川秀忠(第2代将軍) 徳川家光(第3代将軍) シャクシャイン(アイヌ首長) ツキノエ(アイヌ首長) 徳川吉宗(享保の改革) 申維翰(通信使書記官)</p> <p>24</p>	<p>コロンブス(アメリカ大陸発見) バスコ＝ダ＝ガマ(インド航路) マゼラン(世界一周) ラブ＝ラブ(マクタン島王) 毛利元就(戦国大名) 朝倉孝景(戦国大名) 武田信玄(戦国大名) 上杉謙信(戦国大名) 源義経(平氏追討) 大友義鎮(南蛮貿易) アンジロー(ザビエル案内) 織田信長(全国統一事業) 今川義元(桶狭間の戦い) 足利義昭(室町最後の将軍) 武田勝頼(長篠の戦い) 明智光秀(本能寺の変) 豊臣秀吉(全国統一) 伊達政宗(戦国大名) 李成桂(朝鮮王朝) 朱元璋(明建国) 世宗(ハングル文字) 福島正則(大名) 加藤忠広(大名) 加藤明成(大名) 徳川家康(征夷大將軍) 徳川秀忠(第2代将軍) 徳川家光(第3代将軍) シャクシャイン(アイヌ首長) ツキノエ(アイヌ首長) 徳川吉宗(享保の改革) 申維翰(通信使書記官)</p> <p>46</p>	<p>伊能忠敬(大日本沿海輿地全図) 本居宣長(古事記伝) 平田篤胤(神道) 喜多川歌麿(美人画) 葛飾北斎(風景画) 歌川(安藤)広重(風景画) 与謝蕪村(俳諧) 小林一茶(俳諧) 十返舎一九(滑稽本) 滝沢馬琴(小説)</p> <p>24</p>	<p>福沢諭吉(学問のすゝめ) 津田梅子(女子英学塾) 樋口一葉(小説) 外山亀太郎(養蚕技術) 野口英世(細菌学) 北里柴三郎(細菌学) 長岡半太郎(原子物理学) 黒田清輝(洋画) フェノロサ(伝統文化の見直し) 岡倉天心(伝統文化の見直し) 横山大観(日本画) 夏目漱石(小説) 森鷗外(小説) 魯迅(小説)</p> <p>16</p>	<p>ザ＝ビートルズ(日本公演)</p> <p>27</p>	
文化の発展に業績を残した人物	<p>紫式部(源氏物語) 清少納言(枕草子) 鑑真(唐招提寺) 最澄(天台宗) 空海(真言宗)</p> <p>5</p>	<p>栄西(禅宗) 重源(東大寺大仏再建) 鴨長明(方丈記) 法然(浄土宗) 親鸞(浄土真宗) 日蓮(日蓮宗) 一遍(時宗) 吉田兼好(徒然草) 蓮慶(仏像) 一山一寧(禅宗指導者) 雪舟(水墨画) 世阿弥(能) 善阿弥(庭師)</p> <p>13</p>	<p>狩野永徳(屏風画) 長谷川等伯(水墨画) 千利休(わび茶) 井原西鶴(浮世草子) 近松門左衛門(人形浄瑠璃) 松尾芭蕉(俳諧) 菱川師宣(浮世絵) 尾形光琳(装飾画) 山脇東洋(初の縮分け観察) 杉田玄白(解体新書) 前野良沢(解体新書) クラムス(解剖書) 平賀源内(エレキテル) 大槻玄沢(蘭学塾)</p> <p>24</p>	<p>福沢諭吉(学問のすゝめ) 津田梅子(女子英学塾) 樋口一葉(小説) 外山亀太郎(養蚕技術) 野口英世(細菌学) 北里柴三郎(細菌学) 長岡半太郎(原子物理学) 黒田清輝(洋画) フェノロサ(伝統文化の見直し) 岡倉天心(伝統文化の見直し) 横山大観(日本画) 夏目漱石(小説) 森鷗外(小説) 魯迅(小説)</p> <p>16</p>	<p>ピカソ(ゲルニカ) 小林多喜二(小説)</p> <p>16</p>	<p>ザ＝ビートルズ(日本公演)</p> <p>1</p>	

別紙2-2【(2) 調査研究事項の具体的な内容】c 現在に伝わる文化遺産を取り上げている項目 【発行者 東京書籍】(中学校 社会 歴史的分野)

現存する文化遺産や我が国の文化に今も影響を与えるものを取り上げた。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代		
我が国の文化遺産等を示す事項	縄文文化 縄文土器 貝塚 たて穴住居 土偶 岩遺跡 三内丸山遺跡 稲作 青銅器 鉄器 金属器 高床倉庫 銅剣 銅矛 銅鏡 銅鐸 銅丁 弥生土器 登呂遺跡 吉野ヶ里遺跡 金印(漢倭奴国王) 大仙古墳(仁徳陵古墳) 五色塚古墳 武人埴輪 前方後円墳 好太王(広間土王)碑 珍敷塚古墳 稲荷山古墳 江田船山古墳 須恵器 鉄刀(ワカタケル大王(武)の名) 鉄剣(ワカタケル大王(武)の名) 法隆寺 玉蟲厨子 飛鳥文化 聖徳太子と伝えられる肖像画 法隆寺釈迦如来像 法隆寺釈迦三尊像 法隆寺弥勒菩薩像 法隆寺金堂壁画 水城 大野城 大津宮 藤原京 平城京 長岡京 平安京 朱雀門 富本銭 和同開珎 大宰府 多賀城 朱雀大路 古代の戸籍(筑前国嶋郡) 調の納入を示す木簡 鑑真(像) 東大寺 東大寺の大仏 続日本紀 天平文化 正倉院 校倉造	粉河寺縁起絵巻 平治物語絵巻 中尊寺金堂堂 春日権現験記絵 厳島神社 平家納経 平清盛(像) 安德天皇縁起絵 源頼朝と伝えられる肖像画 鶴岡八幡宮 鎌倉の大仏 鎌倉五山 吾妻鏡 男衾三郎絵詞 笠懸 流鏑馬 相撲 一遍聖絵 阿氏河莊の訴状 伯耆国東郷莊地下中分絵図 国風文化 新古今和歌集 金剛力士像 平家物語 東大寺南大門 念仏 浄土信仰 浄土宗 浄土真宗 時宗 日蓮宗(法華宗) 禅宗 臨済宗 曹洞宗 神道 熊野本宮大社 職人尽歌合 北条時宗と伝えられる肖像画 蒙古襲来絵詞 二条河原落書 後醍醐天皇(肖像画) 洛中洛外図屏風(上杉博物館所蔵) 倭寇図巻 勘合 琉球の紅型 首里城 道南十二館 宋銭 明銭 西陣(絹織物) 博多(絹織物) 祇園祭 月次風俗図屏風 石山寺縁起絵巻 今堀日吉神社文書 一揆の記録(石筆) 真如堂縁起絵巻 一向一揆の旗 石見銀山 佐渡金山 茶の湯 連歌	猿楽 田楽 能 金閣 北山文化 書院造 秋冬山水図 竜安寺の石庭 銀閣 東山文化 狂言 御伽草子(一寸法師) 足利学校 東求堂同仁齋 年中行事	鉄砲 和泉名所図会 南蛮人渡来図 フランシスコ・ザビエル(肖像画) 長篠合戦図屏風 フォベルの地球儀 織田信長(肖像画) 本能寺 大阪城 大阪城図屏風 天正大判 生野銀山 京ます 検地帳 検地尺 有田焼 肥前名護屋城図屏風 桃山文化 安土城 わび茶 小唄 浄瑠璃 三線(さんしん) かぶき踊り 小袖 南蛮文化 活版印刷術 ローマ字 唐獅子図屏風 姫路城 千利休(肖像画) 妙喜庵待庵 歌舞伎図巻 江戸城 江戸図屏風 宿場 関所(箱根) 雪駄 土農工商風俗図屏風 七難七福図鑑 朱印状 アンコールワットの壁の日本語 踏絵 宗門改帳 島原陣図屏風 繪子地着色聖体秘蹟図指物 長崎の出島 寛文長崎図屏風 対潮楼 新浦図并対潮楼石摺屏風 漢洋長崎居留図巻(蘭館図) 琉球貿易図屏風 夷酋列像/御味方蝦夷之図 備中ぐわ 千歯こき 唐箕 農業全書 別子銅山 足尾銅山 銀座 丁銀	豆板銀 寛永通宝 南部鉄器 老農夜話 蔵屋敷 京焼 菱垣新線番船川口出帆之図 元禄文化 浮世草子 人形浄瑠璃 歌舞伎 俳諧(俳句) 奥の細道 大和絵 装飾画 浮世絵 友禅染 行灯 風神雷神図屏風 見返り美人図 大日本史 八橋時絵螺鈿硯箱 浮世絵劇場 奥の細道行脚之図 甘藷記 浪花名所図会 幕末江戸市中騒動図 尾張名所図会 からかさ連判状 昌平坂学問所 唐蘭館絵巻蘭巻図 ロシア便部レザノ果航絵巻 藩札 国字 ターヘル・アナトミア 蘭学 大日本沿海輿地全図 化政文化 富嶽三十六景 東海道五十三次 東海道中膝栗毛 南総里見八犬伝 寄席 大相撲 錦絵 歌舞伎役者の絵 川柳 狂歌 適塾 藩校 寺子屋 一掃百態 ポッピンを吹く女 伊勢参り 反射炉 日本山海名物図絵 江戸名所百景 上野山内月の松 清水観音堂 北斎漫画 哲教寺	武州潮田遠景 台場 天保小判 万延小判 桜田門外之変図 豊饒御蔭参之図 二条城 下関砲台 五稜郭 旧開智学校 官営模範工場 富岡製糸場 横浜海岸鉄道蒸汽車図 陸蒸気 東京開花名勝京橋石造銀座 通商開港瓦石商家盛栄之図 安愚楽鍋 特命全權大使米欧回覽実記 方言札 五日市憲法 東洋大日本国憲技 開拓使 ビゴの風刺画 鹿鳴館 八幡製鉄所 大阪の紡績工場 マツの軸列機 放香堂 米騒動絵巻 円本 活動写真(映画) 原爆ドーム	
		103	76	122	31	0	



別紙2 - 2 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】c 現在に伝わる文化遺産を取り上げている項目 【発行者 教育出版】(中学校 社会 歴史的分野)

現存する文化遺産や我が国の文化に今も影響を与えるものを取り上げた。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代							
我が国の文化遺産等を示す事項	吉野ヶ里遺跡 打製石器 磨製石器 儒教 縄文土器 貝塚 竪穴住居 稲作 弥生土器 高床倉庫 銅鐸(兵庫県出土) 金印 大仙古墳 埴輪 稲荷山古墳鉄剣 江田船山古墳鉄刀 古墳から出土した冠 須恵器 仏教 万葉集 飛鳥文化 法隆寺金堂 五重塔 釈迦三尊像 玉虫厨子 弥勒菩薩像 平城京 和同開珎 天平文化 螺鈿紫檀の五弦琵琶 鳥毛立女屏風 樹下美人図 鑑真(唐招提寺蔵仏像) 東大寺大仏 興福寺阿修羅像 長岡京 平安京 駒競行幸絵巻 藤原道長(絵) 源氏物語絵巻 国風文化 寝殿造 大和絵	繪巻物 かな文字 風信帖 土佐日記 古今和歌集 源氏物語 枕草子 平等院鳳凰堂 阿弥陀如来像 天台宗 真言宗 清水寺縁起絵巻 古事記	平家物語絵巻 朱子学 春日権現験記絵[模本] 平清盛(六波羅蜜寺蔵木像) 平治物語絵巻 中尊寺金色堂 源頼朝肖像画 一遍上人絵伝 (清浄光寺蔵) 一遍上人絵伝 (東京国立博物館蔵) 男衾三郎絵詞 後鳥羽上皇(肖像画) 法然上人絵伝 大山寺縁起絵巻[模本] 浄土宗 浄土真宗 親鸞(肖像画) 日蓮(像) 日蓮宗 時宗 禅宗 平家物語 慕帰絵詞 東大寺南大門 金剛力士像 方丈記 徒然草 新古今和歌集 繪巻物 似絵 阿氏河莊の申し状 円覚寺舍利殿 蒙古襲来絵詞 後醍醐天皇(絵) 足利義満(絵)	洛中洛外図屏風 (米沢市上杉博物館蔵) 洛中洛外図屏風 (国立歴史民族博物館蔵) 倭寇図鑑 万国津梁の鐘 志谷館跡出土の銅銭 擦文文化 月次風俗図屏風 たはらかさね耕作絵巻 山寺縁起絵巻 三十二番職人歌合絵巻 職人尽歌合[模本] 職人尽絵 正長寺一揆の碑文 真如堂縁起絵巻 連歌 能楽 狂言 書院造 水墨画 秋冬山水図 茶の湯 金閣 銀閣 お伽草紙(浦島太郎) 枯山水の石庭 七十一番職人歌合[模本] 一向一揆の旗	富嶽三十六景 丁銀 慶長小判 寛永通宝 南蛮屏風 和泉名所図絵 フランシスコ・ザビエル(絵) 石見銀山 長篠合戦図屏風 織田信長(絵) 天下布武の印 大阪城図屏風 豊臣秀吉(絵) 検地尺 羽陽秋北水士録図 ます(一升枡) 検地帳 有田焼 印刷技術 唐獅子図屏風 姫路城 二条城二の丸御殿 歌舞伎図鑑 妙賞庵待庵 桃山文化 薩摩焼 萩焼 小袖 江戸図屏風 会津藩主参勤交代行列図 朱印船[模本] 朱印状 島原陣図屏風 踏絵 長崎港図 朝鮮通信使江戸市中行列図 琉球中山王再使者登城行列図 照代勝覧 農耕春秋屏風 四季農村図屏風 老農夜話 松前槍山屏風	菱垣新綿番船川口出帆之図 元禄文化 浮世草子 白本永代蔵 人形浄瑠璃 曾根崎心中 歌舞伎 俳諧 奥の細道 友禅染 浮世絵 風神雷神図屏風 八橋蒔絵螺鈿硯箱 見返り美人図 年中行事 河内名所図会 傘連判状 浪花名所図会 唐蘭館絵巻 昌平坂学問所 日本山海名所図会 心学 古事記伝 国学 神道 蘭学 解体新書 東海道中膝栗毛 南総里見八犬伝 寄席 伊能忠敬の地図 測量器 伊能忠敬(絵) 一掃百態 錦絵 名所江戸百景大はしあたけの夕立 化政文化 寺子屋 藩校 世間胸算用 江戸名所図絵 東洲斎写楽の役者絵	尾張名所図会 築地反射炉図 ペリー提督神奈川上陸図 武州潮田遠景 図説日本文化史大系 英艦入港戦争図 幕末江戸市中騒動図 黒住教 天理教 金光教 豊饒御陰參之図 新政府綱領八策 洪染一揆の碑 「小学日本歴史」の教科書 学問のすゝめ 三角西港 文明開化 東京開化名勝京橋石造 銀座通り両側煉化石商 家盛栄之図 ノルマントン号事件の風刺画 東アジアの国際関係を描いた風刺画 明治・大正期の北海道(写真編) 中央新聞 風俗画報増刊 湖畔 老猿 無我 にぎりえ 坊っちゃん 青鞥 善の研究 旧名古屋控訴院 赤れんが郷土館 東京市電名所図絵	56	61	84	33	0

別紙2 - 2 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】c 現在に伝わる文化遺産を取り上げている項目 【発行者 清水書院】(中学校 社会 歴史的分野)

現存する文化遺産や我が国の文化に今も影響を与えるものを取り上げた。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代		
我が国の文化遺産等を示す事項	岩宿遺跡 打製石器 磨製石器 縄文土器 石器 骨角器 土偶 貝塚 弥生土器 水稻耕作 吉野ヶ里遺跡 石包丁 高床式倉庫 銅鐸 青銅器 鉄器 金印 前方後円墳 須恵器 儒教 用水路技術 仏教 「ワカタケル」大王の名前が記された2つの刀 法隆寺釈迦三尊像 法隆寺 玉虫厨子 広隆寺の弥勒菩薩像 飛鳥文化 藤原京跡 和同開珎 高松塚古墳壁画 東大寺大仏 国分寺 国分尼寺 鑑真像 唐招提寺 荷札木簡 702年につくられた戸籍 古事記 日本書紀 風土記 万葉集 『古事記』(最古の写本である真福寺本) 東大寺正倉院 五絃琵琶 ガラス製のコップ 漆加工された水さし 天平文化 阿修羅像 出雲大社	松崎天神縁起絵巻 天台宗 真言宗 藤原道長の絵 石器 末法思想 後三年合戦絵巻 中尊寺金色堂 天狗草紙 『古今和歌集』の序文 平等院鳳凰堂 寝殿造り 阿弥陀如来像 古今和歌集 仮名文字 竹取物語 源氏物語 枕草子 大和絵 束帯・十二単 紫式部日記絵巻 源氏物語絵巻	厳島神社 平家納経 一遍上人絵伝 男衾三郎絵詞 東大寺南大門 金剛力士像 法然上人絵伝 浄土宗 浄土真宗 時宗 日蓮宗 臨濟宗 曹洞宗 平家物語 慕帰絵詞 北野天神縁起絵巻 蒙古襲来絵詞 洛中洛外図屏風 (国立歴史民俗博物館) 洛中洛外図屏風(米沢博物館) 祇園祭り 月次風俗図屏風 田楽 石山寺縁起絵巻 七十一番職人歌合 真如堂縁起絵巻 金閣 銀閣 東求堂同仁斎 書院造り 枯山水の庭園 秋冬山水図 能 狂言 茶の湯 生け花 水墨画	倭寇図巻 石見銀山 南蛮屏風 鉄砲 和泉名所図会 長篠図屏風 京ますと検地 徳川幕府県治要略 南蛮文化 航海術 活版印刷術 桃山文化 ふすま絵 屏風絵 すかし彫りのらん間 西本願寺の対面所 姫路城 天守閣 茶室 歌舞伎踊り 小袖 岩農夜話 七難七福図 新編相模国風土記稿 長崎図屏風 唐蘭館絵巻 踏み絵 首里城 日本山海名産図会 東海道五十三次 菱垣新編番船川口出帆之図 江戸図屏風 隅田川東岸花見図 東都兩國橋夏景色 上野浅草風俗図巻 洛中洛外図巻 燕子花図屏風 牟芸古雅志 見返り美人図 摂津名所図会 幕末江戸市中騒動図 天明飢饉之図 蔵志 元禄文化 歌舞伎 人形浄瑠璃 浮世草子 俳諧 装飾画 浮世絵 朱子学	陽明学 和算 天文学 甘藷記 昌平坂学問所 伊能忠敬の地図 蘭学 解体新書 鳴滝塾 国学 西洋紀聞 一掃百態 化政文化 東海道中膝栗毛 南総里見八犬伝 錦絵 川柳 富嶽三十六景 美人画	集成館 開化の本 富岡製糸場 文明開化 開智学校 三田演説館 征韓論之図 北海道巡幸屯田兵御覽 札幌農学校 琉球藩設置 絵入り自由新聞 憲法発布式 風俗画報 鹿鳴館 ビゴアの風刺画 下関講話談判 東京バック 世界航海図 最近統合帝国地図 八幡製鉄所 国定教科書 湖畔 吾輩は猫である 舞姫 時事漫画 洋風化 羅生門 蟹工船 国民礼法	71 36 71 29 0

別紙 2 - 2 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 c 現在に伝わる文化遺産を取り上げている項目

【発行者 帝国書院】(中学校 社会 歴史的分野)

現存する文化遺産や我が国の文化に今も影響を与えるものを取り上げた。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代							
我が国の文化遺産等を示す事項	金取遺跡 打製石器 山下洞窟 磨製石器 土偶 縄文土器 火焰型土器 たて六住居 貝塚 三内丸山遺跡 稲作 弥生土器 高床倉庫 銅鐸 荒神谷遺跡の銅剣 銅矛 弥生文化 吉野ヶ里遺跡 金印 銅鏡 鉄製のかぶと 鉄製のよろい 鉄の延べ板 須恵器 大仙古墳 稲荷山古墳鉄剣 江田舟山古墳鉄刀 仏教 儒教 五色塚古墳 石舞台古墳 武人埴輪 まが玉 キトラ古墳 竪穴式の石室 横穴式の石室 法隆寺 法隆寺釈迦三尊像 廣隆寺弥勒菩薩 飛鳥文化 大野城のあと 水城跡のあと 平城京 富本銭 和同開珎 筑前国嶋郡の戸籍 平城京跡の木簡 興福寺阿修羅像 薬師寺吉祥天像 正倉院 螺鈿紫檀五弦琵琶 正倉院の女性像 瑠璃坏 東大寺 天平文化 鑑真像	神事 石見神楽古事記 日本書紀 風土記万葉集 古今和歌集 平安京 北野天神縁起絵巻 紫式部日記絵詞(道長像) 駒籠行幸絵巻 扇面古写経 源氏物語絵巻 国風文化 寝殿造 かな文字 源氏物語 枕草子 天台宗 比叡山延暦寺 真言宗 高野山金剛峰寺 浄土信仰 陰陽道 平等院鳳凰堂 阿弥陀如来座像 雲中供養菩薩像	粉河寺縁起絵巻 天狗草紙 中尊寺金色堂 平治物語絵巻 平清盛像 嵐鳥神社 男衾三郎絵詞 阿氏河莊農民訴状 東大寺南大門 円覚寺舍利殿 一遍上人絵伝 慕帰絵詞 平家物語 新古今和歌集 徒然草 鎌倉大仏 踊り念仏と一遍 説法する法然 浄土宗 浄土真宗 一向宗 禅宗 日蓮宗 時宗 臨濟宗 聖福寺 熊野古道 蒙古襲来絵詞 聖徳太子絵伝 倭寇図巻 宋の白磁 首里城跡 万国津梁の鐘 アイヌ文化 職人尽絵 西陣と博多の絹織物 越前、播磨、美濃の紙 備前、美濃、京都の刀 瀬戸の陶器 餓鬼草紙 慕帰絵詞 洛中洛外図屏風 (国立歴史民族博物館) 法然上人絵伝 職人尽歌合 宋銭 明銭 石山寺縁起絵巻 洛中洛外図屏風 (上杉博物館) 真如堂縁起 信玄堤(堤防) 石見銀山	金閣 銀閣 東求堂同仁齋 募帰絵詞 猿楽 田楽 能 狂言 北山文化 東山文化 書院造 生け花 茶の湯 枯山水の庭園 龍安寺の石庭 法然上人絵伝 瑠璃光寺の五重塔 秋冬山水図 常栄寺雪舟庭 足利学校 お伽草子(浦島太郎等)	国友の鉄砲 和泉名所図絵 南蛮屏風 石見銀山(銀貨) キリスト教 長篠合戦図屏風 大阪夏の陣図屏風 京ます 検地尺 朝鮮軍陣図屏風 姫路城 二条城二の丸御殿大広間 唐獅子図屏風 都の南蛮寺図 歌舞伎図巻 安土桃山文化 南蛮文化 有田焼の茶碗 秀吉の陣羽織 彦根屏風 小唄 人形浄瑠璃 陶山神社(陶器の鳥居) 江戸城屏風 朱印状(シャム渡航) 踏絵(国立博物館) 繪子地著色聖体祓禊図 指物 島原陣図屏風 寛永十五年肥前島原陣の図 長崎港図 漢洋長崎居留図巻 江戸図屏風 福祿寺(朝鮮通信使宿泊) 唐子踊 唐人踊り 琉球貿易図屏風 琉球中山王両使者登城行列 守礼門 琉球王国の紅型 バジル=ホール航海記 松前檀山屏風 日高アイヌオムシャの図 蝦夷島奇観 アイヌの衣服(木の皮) 七難七福図絵 儒学 朱子学	民家俣劣図 老農夜話 赤穂千軒塩屋 佐渡金山 生野銀山 日光東照宮陽明門 慶長小判 元禄小判 清水焼 蔵屋敷 両替商 元禄文化 歌舞伎 俳諧 浮世繪 風神雷神図屏風 燕子花図屏風 見返り美人図 年中行事 和算 天文学 上杉鷹山像 幕末江戸市中騒動図 唐蘭館絵巻商品計量図 聖堂講釈図 傘連判状 化政文化 東海道中膝栗毛 役者絵(写楽) 富嶽三十六景神奈川沖浪裏 踊形容江戸絵栄 勸進大相撲土俵入の図 落語 川柳 狂歌 伊能忠敬肖像画 望遠鏡 解体新書 国学 古事記伝 蘭学 開谷学校 熙代勝覧	尾張名所図会 江戸開城談判 豊饒御陰参之図 五稜郭 東京桜田門之図 上州富岡製糸場 摂州神戸海岸繁栄之図 東京の銀座をえがいた錦絵 開化因循興廢鏡 安愚楽鍋 東海名所改正道中記程ヶ谷 紀伊海難船之図 下関講和談判 忠魂碑 風俗画報 筑豊炭坑絵巻 東京バック 第五回内閣勸業博覧会真景 風俗画報増刊 日本画 西洋画 湖畔 鯉 悲母観音 老猿 米騒動絵巻 黒船屋 東京停車場之図 蜘蛛の糸 ごんぎつね 蟹工船 大衆文化 民俗学	81	73	91	33	0

別紙2 - 2 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】c 現在に伝わる文化遺産を取り上げている項目 【発行者 日本文教出版】(中学校 社会 歴史的分野)

現存する文化遺産や我が国の文化に今も影響を与えるものを取り上げた。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代							
我が国の文化遺産等を示す事項	縄文土器 土偶 金印 打製石器 岩宿遺跡(石器) 磨製石器 骨角器 青銅器 貝塚 蛸塚遺跡(貝塚) 竪穴住居 弥生土器 銅鐸 鉄器 吉野ヶ里遺跡 稲荷山古墳 大山(仁徳陵)古墳 鉄剣(稲荷山古墳出土) 武人の埴輪 銅鏡 虎塚古墳(壁画) 須恵器 儒教 仏教 法隆寺(五重塔 金堂) 釈迦三尊像 玉虫厨子 四天王寺 弥勒菩薩半跏思惟像 飛鳥文化 木簡 富本銭 和同開珎 正倉院 鑑真像 醉胡王面 紺瑠璃坏 螺鈿紫檀五絃琵琶 万葉集 興福寺阿修羅像 古事記 日本書紀 風土記 貧窮問答歌 東大寺の大仏 平等院鳳凰堂 阿弥陀如来像 天台宗 真言宗 浄土信仰 密教	寝殿造 かな文字 藤原道長の絵 古今和歌集 中尊寺金堂 竹取物語 源氏物語 枕草子 源氏物語絵巻 上皇本三十六歌仙絵 (紀貫之像) 粉河寺縁起絵巻 後三年合戦絵巻 大津宮 藤原京 平城京 長岡京	流錫馬 一遍上人絵伝 蒙古襲来絵詞 鷹島神崎遺跡 厳島神社 天狗草紙 宋銭 阿氏河莊の農民の訴え状 山王靈験記(高利貸し) 金剛力士像 東大寺南大門 平家物語 新古今和歌集 方丈記 軍記物 隨筆集 曇暉絵詞(琵琶法師) 絵巻物 浄土宗 浄土真宗 禅宗 日蓮宗 座禅 一遍上人絵伝(踊念仏) 法然上人絵伝 熊野本宮大社 蒙古襲来絵詞 石築地 重源(重源像) 東大寺 上杉本洛中洛外図屏風 首里城(琉球国) 志苔館跡(アイヌ) 熊野詣 三十二番職人歌合絵巻 (職人たち) 月次風俗図屏風(田植え) 石山寺縁起絵巻(馬借) 真如堂縁起絵巻(足軽) 門前町 町衆 金閣 銀閣 東求堂同仁齋 秋冬山水図(水墨画) 北山文化 書院造 床の間 茶の湯 生け花 東山文化	能 狂言 水墨画 竜安寺(石庭) 七十一番職人歌合せ 上杉本洛中洛外図屏風 祇園祭 足利学校 連歌 盆踊り お伽草子(一寸法師)	江戸図屏風 長篠合戦図屏風 南蛮屏風 安土城 キリスト教 天正遣欧使節肖像画 和泉名所図絵 鉄砲 雄兵物語 足軽 鉄砲 延暦寺 石山本願寺 大坂夏の陣屏風 本能寺 検地尺 扇面三国図 歌舞伎図巻 唐獅子図屏風 南蛮貿易 石見銀山 桃山文化 書院造 茶の湯 歌舞伎 浄瑠璃 陶磁器 有田焼 三味線 姫路城 彦根屏風 国女歌舞伎絵詞 西本願寺書院 妙喜庵待庵 異国渡船之図 島原陣図屏風 寛文長崎図屏風(出島) 踏絵 朝鮮通信使歌待図屏風 唐子踊 唐み 平くわ 塩田 鋳業(佐渡 足尾 石見) 赤地幸菱丸に松鶴 文唐織・西陣織 色絵月梅図茶壺 京焼き 久留米餅 粕酢製法の図 紅花屏風 紅花 富士百撰暁ノ不二(飛脚) 見返り美人図 燕子花図屏風	撰津名所図絵 三都 五街道 菱垣廻船・樽廻船 清水焼 両替(鴻池 三井) 上方 日本橋 元禄文化 浮世草子 人形浄瑠璃 浮絵歌舞伎図 俳諧 日高アイヌ・オムシヤ之図 江戸下り行列図 七難七福図巻 参府行列図 江戸風俗図屏風 熙代勝覧(江戸の様子) 東都名所高輪廿六夜待 遊興の図 老農夜話(農具) 西国名所(塩田) 但州生野銀山絵巻 唐欄絵巻 捕鯨図屏風 備中くわ 千歯こき 万石通し 装飾画 浮世絵 朱子学 藩校 弘道館 大日本史 農業全書 武左右衛門の碑 大日本沿海輿地図 国学 古事記伝 蘭学 解体新書 化政文化 狂歌 川柳 東海道中膝栗毛 南総里見八犬伝 浮世絵 婦女人相十品ピードロ吹き 富嶽三十六景 瓦版 一掃百態(寺子屋)	東京御着輦 富岡製糸場 日本山海名物図絵 武州潮田遠景(黒船) 黒船来航風俗絵巻 江戸開城談判 織耕図屏風 官営模範工場 旧開智学校 東京開化名勝京橋銀座 通り両側煉化石商家盛 栄之図 開化因循興廃鏡 牛鍋 旧岩崎家住宅 蒸気機関車 学門のすすめ 活版印刷 文明開化 洋館・ガス灯 太陽暦 教育勅語 鹿鳴館 田原坂激戦之図 ビゴウの風刺画 貴顕舞踏の図 君しにたまふことなかれ 大阪紡績会社 八幡製鉄所 青踏社 言文一致体 西洋画 炭坑記録画 成金栄華時代 東京名所「東京停車場之前景」 湖畔(黒田清輝) 女(萩原守衛) 大衆文化 映画館 トーキー(有声映画) 大衆誌 プロレタリア文学 原爆ドーム	68	62	104	41	0

別紙2 - 2 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】c 現在に伝わる文化遺産を取り上げている項目 【発行者 自由社】(中学校 社会 歴史的分野)

現存する文化遺産や我が国の文化に今も影響を与えるものを取り上げた。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代		
我が国の文化遺産等を示す事項	岩宿遺跡 縄文土器 縄文文化 三内丸山遺跡 弥生土器 弥生文化 吉野ヶ里遺跡 登呂遺跡 「漢委奴国王」の金印 仁徳天皇陵(大仙遺跡) 古事記 日本書紀 伊勢神宮 出雲大社 稲荷山古墳鉄剣銘文 飛鳥寺 飛鳥寺釈迦如来像 法隆寺 四天王寺 キトラ古墳 高松塚古墳 石舞台古墳 平城京 国分寺 国分尼寺 東大寺 東大寺の大仏 飛鳥文化 法隆寺の五重塔 釈迦三尊像 百済観音像 正倉院 螺鈿紫檀琵琶(正倉院) 紺瑠璃杯(正倉院) 月光菩薩像 天平文化 唐招提寺 四天王像 興福寺の阿修羅像 万葉集 延暦寺 天台宗 金剛峯寺 真言宗 枕草子 源氏物語 古今和歌集 梁塵秘抄 竹取物語	平等院鳳凰堂 中尊寺金色堂 弥勒菩薩半跏思惟像 十一面観音像 不動明王座像 阿修羅像 土佐日記 蜻蛉日記 和泉式部日記 更級日記	厳島神社 平清盛像 源頼朝と伝えられてい る肖像画 一遍上人絵伝 謡曲「鉢の木」 蒙古襲来絵詞 後醍醐天皇肖像画 応仁記 花の御所 洛中洛外図屏風 真如堂縁起絵巻 徳政碑文 田植え風景 (月次風俗図屏風) 馬借の絵 (石山寺縁起絵巻) 浄土宗 浄土真宗(一向宗) 時宗 日蓮宗 臨済宗 曹洞宗 金剛力士像 興福寺 重源上人座像 東大寺南大門 平家物語 新古今和歌集 金槐和歌集 方丈記 徒然草 平治物語絵巻 金閣 銀閣 猿楽・田楽 能 狂言 北山文化 書院造 禅宗風の仏殿 床の間 茶の湯 龍安寺の石庭 西芳寺の庭 山水画 連歌 足利学校 お伽草子 東求堂同仁齋(書院造) 秋冬山水図	和泉名所図会 南蛮屏風 安土城 大阪城 伏見城 安土桃山文化 浄瑠璃 人形浄瑠璃 唐獅子図屏風 歌舞伎 屏風絵 南蛮文化 洛中洛外図屏風 茶室「待庵」 関ヶ原合戦図屏風 「唐船風説書」 寛文長崎図屏風 唐蘭館絵巻「宴会図」 朝鮮通信使來朝図 琉球交易図 湯島聖堂 農耕春秋図屏風 元禄文化 日本永代蔵 浮世草子 曾根崎心中 俳諧(俳句) 屏風絵 浮世絵 大日本史 陽明学 農業全書 和算 燕子花図屏風 見返り美人図 寺子屋 藩校 古事記 国学 通仙散 解体新書 摩擦発電機 大日本沿海輿地全図 化政文化 川柳 狂歌 東海道中膝栗毛 浮世風呂 滑稽本	南総里見八犬伝 雨月物語 芝居小屋 落語 相撲 伊勢詣 四国八十八か所巡礼 美人画 役者絵 富嶽三十六景 東海道五十三次 文人画 おかけ参り	錦絵「富岡製糸場工女 勉強之図」 廃仏毀釈 太陽暦 学問のすすめ 文明開化 「東京繁榮車往來之図」 鹿鳴館 言文一致運動 たけくらべ 舞姫 ころも みだれ髪 一握の砂 朦朧体(日本画) 荒城の月 慈母観音 民俗学 共産主義思想 羅生門 春琴抄 活動写真(無声映画) トーキョー(有声映画) レコード 大衆小説 六大学野球 宝塚少女歌劇 文化住宅 ビルマの夜明け	59 47 62 28 0

別紙2 - 2 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】c 現在に伝わる文化遺産を取り上げている項目 【発行者 育鵬社】(中学校 社会 歴史的分野)

現存する文化遺産や我が国の文化に今も影響を与えるものを取り上げた。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代		
我が国の文化遺産等を示す事項	縄文土器 駒籠行幸絵巻 打製石器 磨製石器 縄文文化 竪穴住居 貝塚 亀ヶ岡遺跡 三光遺跡 三内丸山遺跡 土偶 青銅器 鉄器 高床倉庫 弥生土器 荒神谷遺跡 登呂遺跡 吉野ヶ里遺跡 銅剣 銅矛 銅鐸 銅鏡 金印 前方後円墳 埴輪 勾玉 円筒埴輪 人形埴輪 大仙古墳(仁徳天皇陵) 稲荷山古墳 江田船山古墳 のぼりがま 須恵器 仏教 神道 飛鳥寺釈迦如来像(飛鳥大仏) 岩宿遺跡 高松塚古墳 太安万侶墓 飛鳥池遺跡 飛鳥文化 飛鳥寺 法隆寺 釈迦三尊像 百濟観音像 玉虫厨子 中宮寺 広隆寺 弥勒菩薩半跏思惟像 薬師寺東塔	薬師寺金堂薬師三尊像 白鳳文化 伊勢神宮 興福寺仏頭 平城京 鑑真和上像 唐招提寺(金堂) 富本銭 和同開珎 古事記 日本書紀 風土記 万葉集 天平文化 東大寺 大仏(盧舎那仏座像) 東大寺法華堂金剛力士像(阿形) 大仏開眼 正倉院正倉 月光菩薩像 五絃の琵琶 紺瑠璃杯 興福寺阿修羅像 興福寺十大弟子像 日光・月光菩薩像 戒壇堂四天王像 出雲大社 平城京 長岡京 平安京 藤原道長(肖像画) 比叡山延暦寺 天台宗 高野山金剛峯寺 真言宗 国風文化 寝殿造 十二単衣 かな文字 竹取物語 防府天満宮 浄土教(阿弥陀信仰) 平等院鳳凰堂 阿弥陀如来像 空也上人像 東寺(教王護国寺) 東寺五重塔 三十三間堂 千体千手観音像 清水寺	真如堂縁起絵巻 一遍上人絵伝(清浄光寺蔵) 春日権現験記絵 平治物語絵巻 安德天皇絵図 男衾三郎絵詞 浄土宗 浄土真宗(一向宗) 時宗 日蓮宗(法華宗) 禅宗 臨濟宗 曹洞宗 平家物語 東大寺南大門 金剛力士像 無著・世親像 平治物語絵巻 慕鼎絵詞 百人一首 蒙古襲来絵詞 中尊寺金色堂 聖徳太子絵伝 洛中洛外図屏風(上杉博物館蔵) 真如堂縁起絵巻 石見銀山 月次風俗図屏風 石山寺縁起絵巻 金閣 能(能楽) 狂言 猿楽 田楽 北山文化 銀閣 書院造 枯山水 茶の湯 生け花 水墨画 山水画 浄土教(阿弥陀信仰) 大徳寺大仙院庭園 秋冬山水図・冬景 連歌 お伽草子 足利学校 東求堂同仁斎 風流(風流踊) 保元合戦図屏風	江戸図屏風 南蛮屏風 和泉名所図会 長篠合戦図屏風絵 天正大判 検地図絵 京ます 有田焼 唐獅子図屏風 姫路城 桃山文化 西本願寺唐門 洛中洛外図屏風 彦根屏風 活版印刷術 南蛮文化 かぶき踊り 歌舞伎 浄瑠璃 小歌 小袖 世界図屏風 鳥原陣図屏風 踏絵 宗門改帳 寛文長崎図屏風 唐蘭館絵巻 蝦夷錦 琉球貿易図屏風 朝鮮通信使来朝図 川越三好野天神縁起絵巻 湯島聖堂 風神雷神図屏風 日光東照宮 書院造 元禄文化 浮世草子 人形浄瑠璃 歌舞伎 俳諧 浮世絵 紅白梅図屏風 見返り美人図 東海道五十三次 和算 菱垣新綿番船川口出帆之図 老農夜話 江戸名所図会	日新館 弘道館 明倫館 一掃百態(寺子屋) 米穀売買出世車 印旛沼保定記 昌平坂学問所 ロシア使節レザノフ来航絵巻 出潮引汐奸賊聞集記 葦山の反射炉 化政文化 浮き絵江戸堺町芝居之図 画本東都遊 川柳 狂歌 名所江戸百景 ポッピンを吹く女 妖江戸兵衛を演じる大谷寛次 伊勢参宮宮川の渡し 北斎漫画 蓮池舟遊美人 富嶽百景 国学 解体新書 適塾 エレキテル 万年自鳴鐘 弓曳童子	松下村塾 東京招魂社 五稜郭 金禄公債証書 米欧回覧実記 富岡製糸場 文明開化 ビゴアの風刺画 自動織機 文化住宅 民俗学 白樺派 プロレタリア文学 赤い鳥 万国博覧会	
		101	50	77	15	0	

別紙2 - 2 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】c 現在に伝わる文化遺産を取り上げている項目 【発行者 学び舎】(中学校 社会 歴史的分野)

現存する文化遺産や我が国の文化に今も影響を与えるものを取り上げた。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代		
我が国の文化遺産等を示す事項	「月と星」の化石 打製石器 縄文土器 夏島貝塚 鳥浜貝塚 土偶 三内丸山遺跡 菜畑遺跡 吉野ヶ里遺跡 弥生土器 板付遺跡 銅剣 銅鏡 銅鐸 青銅器 まが玉 「漢委奴國王」の金印 纏向遺跡 はにわ 前方後円墳 八幡塚古墳 大仙古墳 稲荷山古墳の鉄剣 江田船山古墳の鉄刀 飛鳥大仏 四天王寺 法隆寺 藤原京 平城京 大宰府 和同開珎 五弦の琵琶 東大寺大仏 東大寺正倉院 日本書紀 古事記 常陸国風土記 伎楽の面 胆沢城 多賀城 長岡京 平安京 清水寺縁起絵巻 紫式部日記絵詞 源氏物語手鑑 万葉集 ひらがな カタカナ 古今和歌集 今昔物語集 枕草子 源氏物語絵巻 「源氏物語」写本	寝殿造 平等院鳳凰堂	慕帰絵詞 春日権現験記絵 平治物語絵巻 中尊寺金色堂 平家物語 紀伊国杵 神護寺 粉河寺縁起絵巻 後三年合戦絵詞 地頭の任命文書 安德天皇縁起絵図 吾妻鏡 東大寺南大門 一遍聖絵 方丈記 餓鬼草子 金剛力士像 一遍上人絵伝 阿テ河荘の訴え状 大山寺縁起絵巻 磨崖和霊石地蔵 太平記絵巻 秋夜長物語絵巻 倭寇図巻 真如堂縁起 七十一番職人歌合 三十二番職人歌合絵巻 洛中洛外図屏風(東京国立博物館) ほうそう地蔵 石山寺縁起絵巻 絵本拾遺信長記 洛中洛外図屏風(米沢上杉博物館) 天神縁起絵扇面貼交屏風 浄土真宗(一向宗) 法華宗(日蓮宗) 金閣 銀閣(慈照寺) 唐土勝景図巻 豊国祭礼図屏風 書院造り 水墨画 茶道 華道 見世物 田楽 能 御伽草子 連歌 東求堂同仁齋 国々人物図巻	南蛮屏風 生野銀山絵巻 石見銀山 矢田地蔵縁起 長谷堂合戦図屏風 雑兵物語 火縄銃 安土城図 唐獅子図屏風 枯木猿猴図 桃山文化 南蛮文化 大坂夏の陣図屏風 豊臣秀吉の制札 検地帳 諸国古城之図 薩摩焼 守貞漫稿 江戸名所図屏風 大名行列絵巻 朱印船交趾渡航図 荒木宗太郎異國渡海船之図 朱印状 島原陣図屏風 日本(シーボルト) 農業図絵 老農夜話 河内名所図会 富嶽三十六景 農業全書 和国百女 上野浅草風俗図巻 慶長小判 慶長一分金 慶長丁銀 寛永通宝 人形浄瑠璃 俳諧 歌舞伎 元禄文化 浮世草子 浮世絵 年中行事 日本製品図説 北前船 富山の葉売り 日本山海名産図絵 夷酋列像 朝鮮国信使絵巻 朝鮮通信使来朝図 琉球人行列図錦絵 摂津名所図会	凶荒図録 熙代照覧 夢の浮橋 傘連判状 解体新書 大日本沿海輿地全図 富嶽百景 江戸方角(手習いの手本) 寺子屋 凱風快晴 俳風種瓢 東海道中膝栗毛 美人画 化政文化 日新館 風景画 川柳 狂歌 南総里見八犬伝 伊勢神宮 浦賢奉行異船打私ノ始末篇書 源頼光公館土蜘蛛妖怪図	黒船来航風俗絵巻 瓦版 時世のぼり屏 薩英戦争絵巻 幕末江戸市中騒動図 大政奉還(邨田丹陵) 五榜の掲示 廃藩置県(小堀鞞音) 旧開智学校 伊勢暴動泥絵 地券 特命全權大使米欧回覧実記 東京名所之内銀座通煉瓦造 鉄道馬車往復図 文明開化 太陽暦 煉瓦造りの洋風建築 ガス灯 洋風建築 官営富岡製糸場 前島密一代記 高輪鉄道之図 懇親会席上演説絵馬 ビゴ一の風刺画 憲法発布式之図 東西蝦夷山川地理取調図首 ひめゆりの塔 原爆ドーム	
		55	50	74	28	0	

我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることが分かる事項を取り上げた。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代
アジア諸国との関係を示す事項	仏教 稲作 青銅器 鉄器 金属器 「漢書」地理志 「後漢書」東夷伝 魏志倭人伝 金印(漢委奴国王) 志賀島 邪馬台国 卑弥呼 金印(親魏倭王) 好太王(広開土王)碑 「宋書」倭の五王 渡来人 ため池 須恵器 鉄製の農具 絹織物 漢字 儒学 遣隋使 小野妹子 飛鳥文化 教典 白村江の戦い 大宝律令 平城京 大宰府 防人 遣唐使 天平文化 正倉院 鑑真 最澄 空海 菅原道真 国風文化 筑紫館 鴻臚館 板付遺跡	平清盛 宋との貿易 兵庫(神戸) 東大寺南大門 禅宗 元寇(文永・弘安の役) 元との貿易 足利義満 倭寇 日明貿易(勘合貿易) 日朝貿易 琉球王国との貿易(中継貿易) 安藤氏 宋銭 明銭 博多 堺 石見銀山 宋西(茶の湯) 雪舟(水墨画)	朝鮮侵略(文禄・慶長の役) 桃山文化 千利休(わび茶) 三線(さんしん) 朱印船貿易 日本町 唐船風説書 朝鮮通信使 琉球使節 松前藩 正徳の治(新井白石) アヘン戦争	日清修好条規 征韓論 江華島事件 日朝修好条規 同化政策 琉球藩 台湾出兵 琉球処分 甲午農民戦争 日清戦争 下関条約 台湾総督府 三国干渉 義和団事件 韓国統監府 義兵運動 韓国併合 朝鮮総督府 南満州鉄道株式会社(満鉄) 二十一条の要求 五・四運動 三・一独立運動 関東軍 張作霖爆殺 柳条湖事件 満州事変 満州国 リットン調査団 盧溝橋事件 日中戦争 抗日民族統一戦線 南京事件 皇民化政策 志願兵制度 大東亜共栄圏 徴兵制 日本語教育 ガダルカナル島敗北 サイパン島陥落	中国残留日本人孤児 朝鮮戦争 特需景気 日韓基本条約 日中共同声明 日中平和友好条約 北朝鮮による日本人拉致問題 日本の領土をめぐる問題
	42	20	12	39	8



我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることが分かる事項を取り上げた。

時代	古代まで	中 世	近 世	近 代	現 代						
その他の諸国との関係を示す事項		マルコポーロ(東方見聞録) 石見銀山	イエズス会(ザビエル) 布教 鉄砲 東インド会社(オランダ) 南蛮人(南蛮貿易) キリシタン大名 天正遣欧少年使節 バテレン追放令 活版印刷術 ローマ字 南蛮文化 平戸の商館 キリスト教禁止令(禁教令) 出島 島原・天草一揆 鎖国 オランダ風説書 絵踏 宗門改帳 享保の改革(洋書輸入) ラクスマン レザノフ 北方探検(間宮林蔵) 蘭学(解体新書) 天文学 シーボルト フェートン号事件 異国船打払令 モリソン号事件 蛮社の獄 反射炉 雄藩	ペリーの来航 日米和親条約 開国 日米修好通商条約 領事裁判権 関税自主権 安政の五か国条約 開門海峡砲撃(長州藩) 下関砲台占領(4国艦隊) 生麦事件 薩英戦争 明治維新 富国強兵 殖産興業 富岡製糸場 官営模範工場 文明開化 岩倉使節団 樺太・千島交換条約 小笠原諸島の領有 憲法調査(伊藤博文) 内閣制度 大日本国憲法 帝国議会 二院制 条約改正 欧化政策 鹿鳴館 日英通商航海条約 エルトゥールル号遭難事件 ノルマントン号事件 日英同盟 日露戦争 日本海海戦 ポーツマス条約 帝国主義 産業の発展 ジャポニスム 第一次世界大戦 日露協商 シベリア出兵	ベルサイユ条約 国際連盟 ワシントン会議 大戦景気 米騒動 メーデー 日本共産党 大衆文化 欧米風の生活様式 世界恐慌 ブロック経済圏 昭和恐慌 ロンドン海軍軍縮条約 国際連盟脱退 日独防共協定 ファシズム 貿易摩擦 第二次世界大戦 日独伊三国同盟 日ソ中立条約 南進 A B C D 包囲陣 真珠湾攻撃 マレー半島上陸 太平洋戦争(大東亜戦争) ミッドウェー海戦 東京大空襲 沖縄戦 ポツダム宣言 原子爆弾(原爆) ヤルタ会談	沖繩 奄美大島 小笠原諸島 北方領土 シベリア抑留 連合軍総司令部(GHQ) 極東国際軍事裁判(東京裁判) 日本国憲法 国際連合(国連) 冷たい戦争(冷戦) 警察予備隊 自衛隊 サンフランシスコ平和条約 日米安全保障条約(日米安保条約) 第五福竜丸被爆事件 原水爆禁止運動 原水爆禁止世界大会 安保闘争 日ソ共同宣言 国際連合加盟 非核三原則 東京オリンピック・パラリンピック 石油危機(オイル・ショック) 貿易摩擦 マルタ会談 主要国首脳会議(サミット) G 8 G 2 0 アジア太平洋経済協力会議(APEC) 平和維持活動(PKO) 国際平和協力法(PKO協力法) 自衛隊派遣 世界金融恐慌 グローバル化 国際貢献 唯一の被爆国 地球温暖化 京都議定書 持続可能な社会	0	2	32	72	39

別紙 2 - 3 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 d 国際関係・文化交流を取り上げている項目 【発行者 教育出版】( 中学校 社会 歴史的分野 )

我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることが分かる事項を取り上げた。

時代	古代まで	中 世	近 世	近 代	現 代	
アジア諸国との関係を示す事項	稲作 金属器 「魏志」倭人伝 渡来人 土木工事 金属加工 絹織物 須恵器 儒教 仏教 仏教文化 渤海との交流 遣隋使 飛鳥文化 白村江の戦い 防人 大宝律令 平城京 遣唐使 正倉院 天平文化 国風文化	禅宗 浄土宗 茶の栽培 陶磁器 朱子学 元との民間貿易 青磁 宋との貿易 宋銭 東大寺南大門 元寇(文永の役, 弘安の役) 防塁 倭寇 明との国交 明銭 陽明学 朝鮮と国交 勘合貿易 琉球王国との交易 生糸 水墨画 綿布 宗氏の朝鮮貿易 中継貿易 綿の栽培	朝鮮侵略 有田焼 儒学 印刷技術 薩摩焼 秋焼 陶工 三絃 そろばん 朱印状 朱印船貿易 日本町 倭館 木綿 朝鮮人参 通信使 薩摩藩の琉球王国征服 甘藷 進貢船	日清修好条規 征韓論 江華島事件 日朝修好条規 甲午農民戦争 日清戦争 下関条約 台湾に総督府 義和団事件 韓国に統監府 韓国併合 朝鮮総督府 同化政策 関東総督府 南満州鉄道株式会社設立 綿糸の輸出 二十一か条の要求 三・一独立運動 反日運動 五・四運動 山東省に出兵 柳条湖事件 満州事変	満州国 盧溝橋事件 日中戦争 南京事件皇民化政策 創氏改名 大東亜共栄圏提唱 植民地の人も日本軍兵士に 残留孤児	朝鮮戦争 特需景気 在日韓国・朝鮮人 ベトナム戦争 日韓基本条約 日中共同声明 日中平和友好条約 日本の領土をめぐる課題 北朝鮮による日本人拉致問題
その他の諸国との関係を示す事項	0	東方見聞録 こしよつ 染料	鉄砲 キリスト教 宣教師 キリシタン大名 天正遣欧使節 南蛮人 生糸 絹織物 火薬 ガラス製品 南蛮貿易 銀 活版印刷機 パン カステラ カルタ 眼鏡 時計 南蛮文化 商館 宣教師の国外追放 禁教令 出島 鎖国 ロシア人蝦夷地進出 蘭学 解体新書	江戸湾の警備 外国船打払令 開国 日米和親条約 ペリー艦隊 日米修好通商条約 不平等条約 外国人居留地 尊王攘夷運動 生麦事件 薩英戦争 四国連合艦隊の下関砲台攻撃 西洋事情 パリ万博 お雇い外国人 殖産興業 文明開化 岩倉使節団 樺太・千島交換条約 伊藤博文をヨーロッパへ派遣 立憲政治の制度 ノルマントン号事件 鹿鳴館 欧化政策 条約改正の交渉 日英通商航海条約 日露戦争 三国干渉 日英同盟 ポーツマス条約 ハワイへの移住 ブラジルへの移住 日本の産業革命 製糸業技術の改良	生糸の輸出 医学や哲学の発達 西洋文芸理論 第一次世界大戦 干渉戦争 シベリア出兵 大戦景気 ベルサイユ条約 国際連盟 ワシントン会議 日英同盟解消 不戦条約 アメリカ・イギリスとの協調外交 生活様式の西洋化 文化住宅 モダン 世界恐慌 ロンドン海軍軍縮条約 国際連盟脱退 軍縮条約を破棄 日独防共協定 三国防共協定 第二次世界大戦 インドシナへの侵攻 日独伊三国同盟 日ソ中立条約 A B C D 包囲網 真珠湾奇襲攻撃 太平洋戦争 ミッドウェー海戦の敗北 ヤルタ会談 ポツダム宣言 原子爆弾の投下 シベリア抑留	連合国軍総司令部( GHQ ) 極東国際軍事裁判 憲法の改正指示 教育の民主化 国際連合 警察予備隊 サンフランシスコ平和条約 日米安全保障条約 北方領土問題 日ソ共同宣言 水爆実験 原水爆禁止運動 石油戦略 沖縄返還協定 石油危機 貿易摩擦 イラク戦争 国連平和維持活動 温暖化防止を目指す取り組み 非核三原則 東京オリンピック・パラリンピック
	22	25	19	31	9	
	0	3	27	68	21	

別紙 2 - 3 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 d 国際関係・文化交流を取り上げている項目 【発行者 清水書院】(中学校 社会 歴史的分野)

我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることが分かる事項を取り上げた。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代	
アジア諸国との関係を示す事項	<p>水稲耕作 金属器(青銅器, 鉄器) 倭 金印 魏志倭人伝 邪馬台国 親魏倭王 5人の倭王 渡来人 漢字 儒教 仏教 朝鮮半島への進出 遣隋使 白村江の戦い 飛鳥文化 藤原京 大宝律令 律令国家 平城京 大宰府 遣唐使 新しい仏教(唐) 天平文化 国風文化</p>	<p>日宋貿易 宋銭 大輪田泊 東大寺南大門 禅宗(曹洞宗, 臨済宗) 元寇(文永の役・弘安の役) 明からの称号「日本国王」 倭寇 勘合貿易(日明貿易) 証明書や割り符(日朝貿易) 朝鮮王朝 琉球王国の中継貿易 明銭(銅銭) 水墨画</p>	<p>朝鮮侵略(文禄の役・慶長の役) 朱子学(朝鮮の儒学) 陶磁器(の技法) 桃山文化 朱印船貿易 日本町 朝鮮通信使 薩摩藩の琉球征服</p>	<p>日清修好条規 征韓論 江華島事件(江華島付近の軍事紛争) 日朝修好条規 甲午農民戦争 日清戦争 下関条約 義和団運動 台湾総督府 関東都督府 南満州鉄道株式会社 関東軍 統監府 韓国併合 朝鮮総督府 二十一か条要求 三・一独立運動 五・四運動 在日朝鮮人 満州事変 満州国 盧溝橋で日中の銃撃戦 日中戦争 柳条湖 南京大虐殺 大東亜共栄圏</p>	<p>大東亜会議 皇民化政策 創氏改名 領土の確定</p>	<p>日中国交正常化(日中共同声明) 日中平和友好条約 日韓基本条約 日朝首脳会議 北朝鮮の日本人拉致事件</p>
	25	14	8	30	5	
その他の諸国との関係を示す事項		<p>石壁</p>	<p>石見銀山 鉄砲(ポルトガル人) 南蛮貿易 キリスト教 天正遣欧少年使節 宣教師〔バテレン〕追放令 南蛮文化 キリスト教禁止令 長崎の出島 鎖国 実学(生活に役立つ学問)の奨励 ロシアの接近(ラクスマン, レザノフ) 外国船の来航 異国船打払令 蘭学(ヨーロッパの学問) 錦絵</p>	<p>異国船打払令廃止 藩政の改革 ペリー来航 開国 日米和親条約 日米修好通商条約 洋学(西洋の学問) 咸臨丸 海外渡航の禁を解く 尊王攘夷 富岡製糸場 通貨・金融制度(欧米) 模範的な農場や牧場・工場 殖産興業 文明開化 洋学者 学制(洋学校) 洋風風俗(太陽暦, 断髪, 洋風建築) 岩倉使節団 樺太・千島交換条約 大日本帝国憲法(明治憲法) 欧化政策 鹿鳴館 条約改正(領事裁判権, 関税自主権) ノルマントン号事件 ピゴアの風刺画 三国干渉 日英同盟 日露戦争</p>	<p>ポーツマス条約 産業革命 西洋の学問と芸術の発展 欧米への留学 第一次世界大戦 国際連盟 シベリア出兵 ベルサイユ条約(ヨーロッパ諸国の関係) ワシントン会議 ワシントン体制 パリ不戦条約 ロンドン海軍軍縮会議 外国への移住 世界恐慌 ファシズム 国際連盟脱退 第二次世界大戦 日独伊防共協定 日独伊三国同盟 日ソ中立条約 真珠湾攻撃 アジア太平洋戦争(太平洋戦争) ミッドウェー海戦 沖繩戦 ヤルタ協定 ポツダム宣言 原子爆弾</p>	<p>連合軍総司令部(GHQ) 極東国際軍事裁判(東京裁判) 日本国憲法(戦争放棄 第9条) 国際連合 レッドバージ 特需景気 サンフランシスコ平和条約 日ソ共同宣言 北方領土問題 日米安全保障条約 第五福竜丸事件 原水爆禁止世界大会 日米新安全保障条約 石油危機 貿易摩擦 先進国首脳会議(サミット) オリンピック東京大会 マンガ, アニメ 祖国復帰運動(沖縄復帰) インターネット グローバル化 APEC(アジア太平洋経済協力) 六か国協議 国際平和維持活動等協力法(PKO) テロ対策特別措置法(テロ特措法) イラク戦争 イラク復興支援特別措置法</p>
	0	1	16	56	27	

我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることが分かる事項を取り上げた。

時代	古代まで	中 世	近 世	近 代	現 代	
アジア諸国との関係を示す事項	<p>稲作 青銅器 鉄器 金印 倭王の称号 銅鏡 「魏志」倭人伝 のぼりがま 鉄 渡来人 須恵器 機織 漢字 仏教 儒教 キトラ古墳の玄武と朱雀 隋の留学生・留学僧 遣隋使 仏像 仏教美術 律令制度(中国の制度) 白村江の戦い 大宰府 山城 遣唐使 大宝律令(律令国家) 平城京(唐の長安を手本) 天平文化 正倉院 鑑真 遣唐使廃止(菅原道真) 書籍 陶磁器 薬品 最澄(天台宗) 空海(真言宗)</p>	<p>日宋貿易 禅宗 茶 元寇(文永の役, 弘安の役) 博多鴻臚館出土の中国製水さし 倭寇 日明貿易(勘合貿易) (生糸, 絹織物, 陶磁器, 書画) 朝鮮との貿易 (木綿, 陶磁器, 仏教の經典) 琉球王国の中継貿易 アイヌとの交易 宋銭 明銭 水墨画 雪舟</p>	<p>東南アジア貿易 文禄・慶長の役 有田焼 中国起源琉球の三線 三味線 豊臣秀吉のピロード陣羽織 陶山神社(「朝鮮人陶工をまつる」) 朱印船貿易 日本町(ルソン, 安南, シヤム) 唐人町 長崎の唐人屋敷 釜山の倭館 対馬での朝鮮との貿易 (朝鮮人参, 生糸, 木綿) 朝鮮通信使 (唐子踊り, 唐人踊, 朝鮮人街道) 薩摩藩の琉球王国支配 琉球からの慶賀使, 謝恩使 琉球王国の紅型 朱子学</p>	<p>日清修好条約 征韓論 江華島事件 日朝修好条約 国境を定める 樺太・千島交換条約 小笠原諸島の日本領宣言 竹島の島根県編入 琉球藩の設置 沖縄県設置 尖閣諸島の沖縄県編入 脱亜論 日清戦争 日清講和条約(下関条約) 台湾総督府(植民地支配) 義和団事件 日本への留学・亡命増加 帝国主義国(軍備増強) 琉球からの慶賀使, 謝恩使 伊藤博文韓国統監暗殺 韓国併合(植民地) 満州鉄道株式会社 綿糸紡績業(インド産綿, 欧米製機械) 官営八幡製鉄所(日清戦争賠償金) 中国の鉄鉱石 中華民国に二十一か条の要求 朝鮮の三・一独立運動 中国の五・四運動 米騒動(アジア諸国の米買い占め) アジア各地で米騒動 満州事変 満州国建国, 満州国への移民 武力侵略と中国が国際連盟に訴え 国際連盟満州国を否認引きあげ勧告 国際連盟脱退 日中戦争 南京事件</p>	<p>国家総動員法 大政翼賛会 治安維持法 軍国主義教育 大東亜共栄圏 東南アジアの抗日運動 満州の抗日運動 皇民化政策 日本語教育(朝鮮語, 中国語の禁止) 皇居に向かったの敬礼 教育勅語の奉読 神社参拝の強制 朝鮮での創氏改名 朝鮮・台湾の人々への徴兵 日本の炭坑・鉱山での強制労働</p>	<p>海外にいた軍人, 民間人の引きあげ 朝鮮特需 日韓基本条約 日中共同声明 日中平和友好条約 アジアの国々に対する経済協力 北朝鮮による日本人拉致問題 歴史認識 領土をめぐる課題</p>
	36	14	18	51	9	

我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることが分かる事項を取り上げた。

時代	古代まで	中 世	近 世	近 代	現 代						
その他の諸国との関係を示す事項		博多鴻臚館出土のイスラム製ガラス瓶	鉄砲 南蛮貿易 (火薬, 時計, ガラス製品) キリスト教の布教(フランシスコ=ザビエル) キリシタン キリシタン大名 天正遣欧少年使節 天文学 医学 航海術 南蛮文化 (南蛮風服装, カステラ, 金平糖, バン, カルタ, ポルトガル語) 活版印刷 ローマ字 禁教(宣教師の国外追放, キリシタン迫害) 絵踏・踏絵 貿易統制 スペイン船来航禁止 朱印船貿易停止 島原・天草一揆 ポルトガル船来航禁止 鎖国 出島 オランダ商館 オランダ風説書 蘭学 「解体新書」 発電機 寒暖計 望遠鏡 シーボルト(蘭学者, 医学者の育成) 正確な日本地図(伊能忠敬)	外国船の来航 異国船打払令 蛮社の獄 薪水給与令(天保の改革) 奇兵隊(高杉晋作) 蝦夷地の調査(間宮林蔵) 黒船来航(ペリー) 日米和親条約 日米修好通商条約 関税自主権なし, 領事裁判権認め 外国人居留地 自由貿易 安い綿糸や綿織物輸入 生糸, 蚕種や茶の輸出 金の流出 攘夷論(尊王攘夷) 長州藩の外国船砲撃 連合艦隊長州藩下関砲台の占領 生麦事件 薩英戦争 咸臨丸(勝海舟) 富国強兵 殖産興業 徴兵令 学制 文明開化 (断髪, 洋服, 靴, 西洋料理, ランブ, れんがづくりの建物, 太陽暦, 牛なべ, アイスクリーム, ビール, ガス灯) 「自由」「権利」の思想 蘭学塾(福沢諭吉) 横浜外国人居留地 横浜外国人墓地 電信 郵便 鉄道 岩倉使節団 フランス人権思想 板垣退助の自由党(フランス人権思想) 大隈重信の立憲改進黨(イギリス議院政治) 大日本帝国憲法(ドイツ憲法) 鹿鳴館(欧化政策) ノルマントン号事件 日英通商航海条約(領事裁判権廃止) 三国干渉 日英同盟 日露戦争 日露講話条約(ポーツマス条約)	条約改正(関税自主権回復) 列強への仲間入り意識 移民(アメリカ, ブラジル) 西洋画, 写実性を加えた彫刻 日の丸と君が代(国際社会で求められる) ドイツに宣戦布告 シベリア出兵 国際連盟(日本常任理事国) 国際連盟規約に人種差別撤廃を提案 ワシントン会議(日英同盟解消) パリ不戦条約 ロンドン海軍軍縮条約 大戦景気 大正デモクラシー 労働組合(ロシア革命, 欧米労働運動の影響) 労働争議 職業婦人(欧米諸国の影響) 生活習慣の欧米化, 洋食, スポーツ 昭和恐慌(世界恐慌の影響) 軍縮条約破棄 日独防共協定 第二次世界大戦 日独伊三国同盟 日ソ中立条約 A B C D 包囲網 太平洋戦争 ミッドウェー海戦での敗北 ガダルカナル島での戦いに敗北 サイパン島アメリカ軍に占領 日本本土への爆撃 勤労働員 学徒出陣 東京大空襲 学童疎開 沖縄戦 戦争映画 軍国歌謡 ヤルタ会談 ポツダム宣言 原子爆弾の投下(広島, 長崎)	連合国軍による日本占領 極東国際軍事裁判(東京裁判) シベリア抑留(強制労働) 抑留者の帰国 中国残留日本人孤児 治安維持法の廃止 財閥解体 農地改革 日本国憲法の公布 国際連合(国連)成立 日本の原水爆禁止運動 GHQによる社会主義運動や労働運動の制限 GHQによる警察予備隊創設 アメリカ軍基地 サンフランシスコ平和条約 日本の独立回復 日米安全保障条約(安保条約) 日ソ共同宣言 北方領土問題未解決 シベリア抑留者全員帰還 日本の国際連合への加盟 安保闘争 沖縄の日本返還 非核三原則 東京オリンピック 石油危機 先進国首脳会議(サミット) アメリカとの貿易摩擦 ハリウッド映画 湯川秀樹のノーベル物理学賞 黒澤明 ノーベル文学賞 小澤征爾 グローバル化 湾岸戦争における日本の人的支援 国連平和維持軍(PKO)自衛隊派遣 円高 バブル経済とその崩壊 京都議定書 政府開発援助(ODA) 非政府組織(NGO) 東日本大震災で世界中から援助 和食のユネスコ無形文化遺産登録 漫画, アニメーション カラオケ	0	1	30	85	45

別紙 2 - 3 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 d 国際関係・文化交流を取り上げている項目 【発行者 日本文教出版】( 中学校 社会 歴史的分野 )

我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることが分かる事項を取り上げた。

時代	古代まで	中 世	近 世	近 代		現 代
アジア諸国との関係を示す事項	稲作・金属器の伝来 卑弥呼の魏への使い 倭の五王の使い 米作り 『魏志』倭人伝 遣隋使 遣唐使 渡来人の活躍 須恵器 漢字 儒教 仏教 シルクロード 飛鳥文化 唐草文 高句麗 百濟 正倉院 天平文化 19	日宋貿易 宋銭 元寇(文永の役 弘安の役) 石築地 倭寇 勘合貿易 ハングル 朝鮮半島との貿易 禅僧 茶 うどん 綿 綿織物 明銭 琉球王国の中継貿易 14	鎖国下の貿易 朝鮮侵略 亀甲船 朝鮮との国交回復 朝鮮通信使 朱印船買 日本町 薩摩藩の琉球征服 生糸 絹織物 秀吉の朝鮮への侵略 朝鮮人陶工 陶磁器 12	日清修好条約 日清戦争 下関条約 二十一か条の要求 満州事変 日中戦争 南京事件 日朝修好条約 征韓論 大東亜共栄圏 開拓民 南満州鉄道 12	ポツダム宣言 シベリア抑留 28	中国残留孤児 日韓基本条約 日中共同声明 日中平和友好条約 朝鮮戦争 朝鮮特需 北朝鮮による日本人拉致問題 領土をめぐる課題 8
その他の諸国との関係を示す事項	0	0	ヨーロッパ人の来航 イエズス会 キリスト教(フランシスコ=ザビエル) 鉄砲 キリスト教伝来 キリシタン大名 天正少年使節 南蛮貿易 火薬・時計・ガラス 鎖国 踏み絵 出島 島草・天草の一揆 オランダ船 中国船 風説書 16	異国船打払令 開国 日米和親条約 ベリー 日米修好通商条約 領事裁判権 関税自主権 尊皇攘夷運動 薩英戦争 条約改正 日英同盟 戊辰戦争 日露戦争 第一次世界大戦 エルトワール号 大戦景気 シベリア出兵 ヘルサイユ条約 日独伊三國同盟 国際連盟への加盟 国際連盟の脱退 太平洋戦争 第二次世界大戦 ミッドウェー海戦 沖縄戦 原子爆弾 28	日米安全保障条約 サンフランシスコ平和条約 日ソ共同宣言 国際連合への加盟 国際通貨基金 世界銀行 貿易と関税に関する一般協定 主要先進国首脳会議(サミット)への参加 東京オリンピック 国連平和維持活動(PKO) 10	

別紙2 - 3 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】d 国際関係・文化交流を取り上げている項目 【発行者 自由社】(中学校 社会 歴史的分野)

我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることが分かる事項を取り上げた。

時代	古代まで	中世	近世	近代	現代
アジア諸国との関係を示す事項	<p>水田稲作 「漢書」 「後漢書」 「漢委奴国王」の金印 「魏志倭人伝」 「魏志倭王」の金印と銅鏡100枚 広開土王の碑文 仏教伝来 帰化人(渡来人) 土器(須恵器) 儒教 遣隋使 隋の皇帝にあてた国書 遣唐使 白村江の戦い 防人 「旧唐書」 大宝律令 平城京 和同開珎(唐の制度に倣った貨幣) 大宰府 大仏開眼の儀式 経典や仏像 飛鳥文化 天平文化</p> <p>25</p>	<p>日宋貿易 文永の役・弘安の役 「日本国王」の金印 倭寇 勘合貿易 日朝貿易 琉球王国の中継貿易 東大寺南大門 山水画 茶を飲む習慣</p> <p>10</p>	<p>日本町 文禄の役・慶長の役 朱印船 朝鮮通信使 琉球王国の薩摩藩服属 陽明学</p> <p>6</p>	<p>アヘン戦争 樺太・千島交換条約 日清修好条規 台湾出兵 琉球処分 征韓論 福沢諭吉の「脱亜論」 日清戦争 下関条約 義和団事件 満韓交換論 韓国併合 日本語教育 二十一条要求 三・一独立運動 五・四運動 中国の排日運動 南満州鉄道 関東軍 満州事変 満州国 盧溝橋事件 通州事件 上海事変 日中戦争(支那事変)</p> <p>32</p>	<p>中国残留日本人孤児 朝鮮特需 日韓基本条約 日中共同声明 中華民国(台湾)との国交断絶 日中平和友好条約 領土をめぐる問題 北朝鮮による日本人拉致問題</p> <p>8</p>
その他の諸国との関係を示す事項	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>鉄砲伝来 キリスト教の布教 南蛮貿易 キリシタン大名 イエズス会 天正遣欧少年使節 パテレン追放令 南蛮文化 キリスト教禁止令 オランダ商館 鎖国 長崎の出島 「オランダ風説書」 「倭館」 鎖国日本の4つの窓口 シーボルトの鳴滝塾 蘭学 「解体新書」 ロシア外国船の接近 フェートン号事件 異国船打払令 モリソン号事件 「海国兵談」 新たな海峡の発見(間宮海峡) 浮世絵とジャポニズム</p> <p>25</p>	<p>ペリーの来航 開国 攘夷 日米和親条約 日米修好通商条約 領事裁判権 関税自主権 尊王攘夷運動 下関戦争 生麦事件 薩英戦争 帝国主義 日露和親条約 岩倉使節団 富国強兵 太陽暦 文明開化 条約改正 鹿鳴館 ノルマントン号事件 日英通商航海条約 大日本帝国憲法 第1回帝国議会 三国干渉 日英同盟 日露戦争 日本海海戦 ポーツマス条約 黄禍論 日本の産業革命 殖産興業 社会主義運動</p> <p>61</p>	<p>連合軍司令部(GHQ) シベリア抑留 東京裁判(極東国際軍事裁判) 日本国憲法の公布 国際連合 警察予備隊の設置 日米安全保障条約 サンフランシスコ講和条約 日ソ共同宣言 日米安全保障条約の改正 万国博覧会の開催 非核三原則 沖縄本土復帰 東京オリンピック 現代マンガやアニメ</p> <p>15</p>

我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることが分かる事項を取り上げた。

時代	古代まで	中 世	近 世	近 代	現 代	
アジア諸国との関係を示す事項	水田稲作 金属器の製法 青銅器 鉄器 金印 魏志倭人伝 邪馬台国 好太王(広開土王)碑 倭の五王 帰化人(渡来人) のぼりがま 須恵器 漢字 儒教 仏教 遣隋使 白村江の戦い 大宰府 防人 藤原京 飛鳥文化 白鳳文化 遣唐使 大宝律令 平城京 天平文化 鑑真 唐招提寺 東大寺正倉院 大仏開眼供養 最澄 空海 国風文化 神仏習合	日宋貿易 宋銭 禅宗 元寇(文永の役, 弘安の役) 石塁 倭寇 朝貢貿易 勘合貿易(日明貿易) 朝鮮国(李氏朝鮮) 応永の外寇 琉球王国の中継貿易 石見銀山(石見銀) 明銭 唐物 水墨画	朝鮮出兵(文禄の役, 慶長の役) 朝鮮水軍 南蛮船 朱印状 朱印船貿易 日本町 朝鮮通信使 倭館 長崎貿易 朱子学	日清修好条規 琉球処分 征韓論 江華島事件 日朝修好条規 明治六年の政変 壬午事変 甲申事変 甲午農民戦争, 東学党の乱 日清戦争 下関講和会議 下関条約 義和団事件 黄禍論 日韓議定書 日韓協約 韓国統監府 韓国併合 朝鮮総督府 同化政策 八幡製鉄所 南満州鉄道(満鉄)	二十一か条の要求 五・四運動 三・一独立運動 張作霖爆殺事件 満州事変 満州国 五・一五事件 リットン調査団 抗日民族統一戦線 盧溝橋事件 日中戦争 南京事件 北部仏印進駐 南部仏印進駐 インド国民軍 ビルマ独立義勇軍 大東亜会議 大東亜共同宣言 大東亜共栄圏 泰緬鉄道 創氏改名	日韓基本条約 日中共同声明 日中平和友好条約 ODA(政府開発援助) 北朝鮮による日本人拉致事件 領土をめぐる問題
	34	15	10	43	6	



我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることが分かる事項を取り上げた。

時代	古代まで	中 世	近 世	近 代	現 代	
その他の諸国との関係を示す事項		キリスト教	鉄砲(火縄銃) イエズス会 南蛮人 南蛮貿易 フォベルの地球儀 キリシタン大名 天正遣欧少年使節 パテレン追放令 活版印刷術 南蛮文化 慶長遣欧使節 島原・天草一揆(島原の乱) 絵踏 宗門改帳 鎖国 長崎出島 オランダ風説書 蘭学 フェートン号事件 モリソン号事件 異国船打払令 蛮社の獄 蘭学者 反射炉 浮世絵 ジャボニスム 地動説 万有引力の法則 海岸防備 尊皇攘夷	黒船 日米和親条約 日米修好通商条約 関税自主権 領事裁判権(治外法権) 不平等条約 生麦事件 薩英戦争 日露和親条約 樺太・千島交換条約 岩倉使節団 富国強兵 殖産興業 官営工場 西欧化 太陽暦 洋服 肉食 ランブ 西洋建築 ガス灯 乗合馬車 電灯 教会 プロイセン憲法 大日本帝国憲法 鹿鳴館 欧化政策 日英通商修好条約 条約改正 ノルマントン号事件 三国干渉 日英同盟 日露戦争 日本海海戦 ポーツマス条約 日比谷焼き討ち事件 写実主義 ロマン主義 自然主義 お雇い外国人 第一次世界大戦	シベリア出兵 エルツール号事件 ベルサイユ条約 国際連盟 民族自決 大正デモクラシー シベリア出兵 治安維持法 ワシントン会議 四か国条約 日露協約消滅 日英同盟解消 日本人移民排斥 女性の社会進出 自由教育の運動 知識層の形成世界恐慌 ブロック経済 昭和恐慌 全体主義 ファシズム ロンドン軍縮会議 国際連盟脱退 第二次世界大戦 日独伊三国同盟 日ソ中立条約 A B C D 包囲網 ハル・ノート 真珠湾攻撃 大東亜戦争(太平洋戦争) ミッドウェー海戦 マリアナ沖海戦 東京大空襲 沖縄上陸(沖縄戦) ヤルタ会談 ポツダム会談 原子爆弾 日ソ中立条約破棄 御前会議 ポツダム宣言受諾 玉音放送 シベリア抑留	連合国軍総司令部(GHQ) 極東国際軍事裁判(東京裁判) 日本国憲法 国際連合(国連) 冷たい戦争(冷戦) 朝鮮戦争 朝鮮特需 サンフランシスコ平和条約 日米安全保障条約(安保条約) 日ソ共同宣言 アジア・アフリカ会議 第五福竜丸事件 日米安全保障条約改定 安保闘争 石油危機 沖縄本土復帰 マルタ会談(米ソ冷戦終結) 日本文化の国際化 平和維持活動(PKO) 主要国首脳会議(サミット) グローバリ化 地球温暖化 京都議定書 東京オリンピック・パラリンピック
	0	1	30	83	24	

別紙 2 - 3 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 d 国際関係・文化交流を取り上げている項目 【発行者 学び舎】( 中学校 社会 歴史的分野 )

我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることが分かる事項を取り上げた。

時代	古代まで	中 世	近 世	近 代	現 代	
アジア諸国との関係を示す事項	仏教 稲作 鉄 邪馬台国 倭国 金印 漢字 儒教 製鉄 絹織物 銅鏡 伽耶 百済 新羅 高句麗 渡来人 隋 遣隋使 白村江の戦い 唐 遣唐使 渤海 防人 国風文化	陶器 磁器 銅銭 唐房 寧波 宋 日宋交易(香料,水銀,硫黄等) 禅宗 元 防塁 明 倭寇 勘合貿易 遣明船 朝鮮通信使 琉球船による交易 マラッカ王国 羅針盤	倭寇 石見銀山 生糸 木綿 唐人町 キリスト教 薩摩焼(朝鮮人) 香木 銀 朱印状 朱印船 薬種 蝦夷錦 昆布 朝鮮通信使 釜山の倭館 朝鮮人参 綿織物 漢方医学	清 朝貢使節 征韓論 琉球王国の使節 日清修好条規 日朝修好条規 日清戦争 台湾民主国 朝鮮王妃殺害事件 南満州鉄道 韓国併合 東洋拓殖会社 朝鮮総督府 官営八幡製鉄所 日本製品の不買運動 中国同盟会 21か条の要求 五・四運動 三・一独立運動 三・一独立宣言 満州事変 満州国 満州開拓団 日中戦争 南京事件 三光作戦 アジア太平洋戦争(太平洋戦争) 大東亜共栄圏 抗日・独立運動 暴戾支那 中国残留日本人孤児	日韓基本条約 日中共同声明 日中国交正常化 河野洋平官房長官談話 領土をめぐる問題	
	24	18	19	31	5	
その他の諸国との関係を示す事項	シルクロード		サツマイモ ボルトガル 火縄銃 硝石 硫黄 南蛮貿易 時計 ガラス製品 漆器 カボチャ トウモロコシ バン カステラ タバコ 地球儀 南蛮文化 出島 キリシタン 絵踏み 蘭学 神晶丸(大黒屋光太夫-ロシア皇帝) 異国船打払令	風説書 黒船 居留地 日米修好通商条約 尊皇攘夷運動 ドル銀貨と小判(金貨) 奇兵隊 生麦事件 薩英戦争 ゲバール銃 使節団(岩倉具視ら) 万国博覧会(ウィーン) 文明開化 太陽暦 洋風建築 ガス灯 洋風料理 富岡製糸場 殖産興業 鉄道 留学生(津田梅子) 樺太千島交換条約 日英通商航海条約	日英同盟 日露戦争 ポーツマス条約 第一次世界大戦 バリ講和会議 ワシントン会議 日独防共協定 消えた東京オリンピック 日独伊三国同盟 枢軸国 太平洋戦争 鬼畜米英 玉碎 特攻隊 東京大空襲 対馬丸 鉄血勳皇隊員 ひめゆり学徒隊 原子爆弾 国民義勇隊 松代大本営 ポツダム宣言	連合国軍総司令部(GHQ) 極東国際軍事裁判(東京裁判) 極東委員会 日本国憲法 台東区子供議会 サンフランシスコ平和条約 日米安全保障条約 警察予備隊 日ソ共同宣言 第五福竜丸 原水爆禁止世界大会 原子力平和利用博覧会 島ぐるみ闘争(沖縄) 東京オリンピック 在日米軍基地 イラク復興支援特別措置法 ジャパン・アズ・ナンバーワン ウィルタ民族(サハリン)
	1	0	22	45	18	

別紙2 - 4 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】 e 宮城に関する歴史的事象を取り上げている内容 (中学校 社会 歴史的分野)

発行者	古代まで	中世	近世	近代	現代	その他
東京書籍	多賀城 (本文, 地図) 多賀城 (地図) 2	伊達 (地図) 1	伊達 (地図) 伊達 5.6 万石・仙台 (地図) 近世の交通 (地図) 仙台・養賢堂 (地図) 4	戊辰戦争・仙台 (地図) 交通と産業の発達・仙台 (地図) 志賀潔 (年表) 島崎藤村 (コラム資料) 吉野作造の民本主義 (資料) 志賀直哉 (本文) 空襲などによる死者数・仙台 (地図) 7	東日本大震災と子どもたち (コラム) 1	各地の主な史跡 (地図)「黄金山産金遺跡」「瑞巖寺」「里浜貝塚」「多賀城跡」
教育出版	多賀城 (本文, 地図) 1	伊達 (地図) 1	伊達政宗が支倉常長をローマへ派遣 (発展本文) 伊達 (地図) 仙台伊達 (地図) 3	三閉伊一揆で仙台藩に領地替え直訴 (発展本文) 仙台 (地図) 志賀潔 (表) 吉野作造 (本文, 写真) 志賀直哉 (本文) 島崎藤村 (本文) 6	東日本大震災 (本文, コラム) 津波によって建物の上に乗上げたバス (写真) 2	各地の主な遺跡・史跡・できごと (地図)「黄金山産金遺跡」「大木田貝塚」「多賀城跡」「仙台城跡 (青葉城)」「仙台」 1
清水書院	縄文時代のおもな遺跡 (地図) 里浜 弥生時代のおもな遺せき・南小泉 (地図) 多賀城 (地図・本文・復元模型) 3		伊達氏 (地図・本文) 伊達 (地図) 江戸時代の産業: 米 (地図) 東廻り航路 (地図) 4	戊申の内乱 (地図) 魯迅 (写真・コラム) 吉野作造: 民本主義 (写真・本文・解説) 島崎藤村 (表) 4	東日本大震災 (地図・写真・本文・解説) 1	日本の歴史的遺跡 (地図)「多賀城」 1
帝国書院	多賀城 (地図解説と復元模型の写真) 陸奥国分寺 (解説と復元模型の写真) 教科書に出てくる歴史の舞台 (地図) 「多賀城」 3	伊達 (地図) 1	伊達 (地図) 江戸時代の交通手段 (地図) 2	幕末の攘夷運動と倒幕運動 (地図) 廃藩置県 (地図) 屯田兵の出身地 (地図) 札幌市白石区, 北海道伊達市 (コラム) 明治時代の産業と鉄道 (地図) 千葉卓三郎・五日市憲法 (コラム) 島崎藤村「差別を描いた文学」(コラム) 志賀潔・赤痢菌発見 (本文) 吉野作造・民本主義 (本文, 写真・解説) 志賀直哉・小説 (本文) 10	東日本大震災 (本文, 写真) 1	第1部 歴史のとらえ方と調べ方の第2章 歴史の調べ方まとめ・発表の仕方 (宮城県仙台市を例に) 「仙台七夕まつりの七夕かざり」「瑞鳳殿」 「支倉常長と慶長遣欧使節関連資料」 「仙台城 (青葉城) 跡」「遠見塚古墳」 「大崎八幡宮の松焚祭 (どんと祭)」 (全て写真) 1
日本文教出版	律令国家 陸奥 (地図) 蝦夷 (本文) 多賀城 (本文) (地図) 3	伊達 (地図) 1	仙台藩 塩 米 (地図) 主な藩校 仙台 養賢堂 (地図) 2	吉野作造・民本主義 (解説) 志賀潔 (医学 表) 島崎藤村 (文学 表) 3	災害にみまわれた日本 (本文) 私たちにできること 東日本大震災の教訓を伝える (解説) 東日本大震災時に自衛隊員とともに炊き出しを手伝う中学生ボランティア (写真) 東京駅のスレート瓦 (写真) 4	主なできごと・史跡・関係地 (地図) 「多賀城」 文化財レスキュー (解説) 2
自由社	多賀城 (本文) 東北地方への進出 (地図) に多賀城 2	室町時代の各地の特産品 (地図と解説) 塩釜 1	主な戦国大名 伊達 (地図と解説) 伊達政宗の貞山堀 (注釈) 奥州平定 伊達政宗 (地図) 江戸初期の主な大名の配置 仙台 伊達 (地図と解説) 江戸時代の交通路と都市および各地の特産品 仙台 石巻 (地図と解説) おもな藩校と私塾一覧 仙台 養賢堂 (年表) 林子平・海国兵談 (本文) 7	廃藩置県による新しい府県 仙台 (地図) 鉄道網の発達 仙台 (地図と解説) 日本国憲法 < 五日市憲法 > 千葉卓三郎 (コラム) 明治期の日本人科学者の研究成果 志賀潔・赤痢菌の発見 (年表) 吉野作造・民本主義 (本文・写真と解説) 島崎藤村 (本文) 志賀直哉 (本文) 7	東日本大震災 (本文と写真・解説) 東日本大震災と日本人 (コラム) 2	日本の伝統的工芸品 (写真と説明) 「宮城伝統こけし」 1
育鵬社	多賀城 (地図) 陸奥国から産出 (コラム) 2	伊達 (地図) 1	秀吉奥州平定・伊達政宗他 (地図) 江戸初期の大名・伊達 (地図) 「支倉常長 幻となったメキシコ貿易の夢」 仙台藩, 伊達政宗, 慶長遣欧使節 (コラム) 奥州街道, 東廻り航路 (地図) 養賢堂 (地図) 林子平・海国兵談 (本文) 6	志賀潔・赤痢菌 (表) 吉野作造・民本主義 (本文, 写真と解説) 島崎藤村・詩人 (表) 3	東日本大震災 (本文, 写真と解説) 1	各地のおもな遺跡・史跡 (地図)「黄金山産金遺跡」「多賀城跡」「大木田貝塚」 1
学び舎	陸奥国で黄金が発見される (本文) 多賀城 (本文, 地図) 玉造柵 (地図) 桃生城 (地図) 4	伊達政宗 (地図, 本文) 伊達 (地図) 仙台 (地図) 石巻 (地図) 大槻玄沢 (本文, 写真) 0	仙台 (地図) 千葉卓三郎 (本文, 写真) 魯迅 (写真) 吉野作造 (本文, 写真) 4	東日本大震災 (本文, 写真と解説) 1	気仙沼市 (本文) 津波で, 船や家屋が押し流された気仙沼の市街地 (2011年3月12日) (写真, 注釈) 仙台 (地図) 歴史地図 (地図)「多賀城跡」「仙台」「気仙沼」 4	

別紙2 - 5 【(2) 調査研究事項の具体的な内容】 f 我が国の領域をめぐる問題に関する内容 (中学校 社会 歴史的分野)

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真等)	取り上げている項目	記述の概要
東京書籍	P168, 169 本文 注釈 写真 地図 条文 年表  P242 本文 注釈 地図  P248, 249 本文 条文 P250 注釈 P251 注釈 P252, 253 コラム 地図 写真 注釈 文書資料	国境と領土の確定  占領下の日本  独立の回復と55年体制 緊張緩和と日本外交  日本の領土をめぐる問題とその歴史  変化の中の日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は1875(明治8)年、ロシアと樺太・千島交換条約を結び、ロシアに樺太の領有を認める一方、千島列島の全てを日本領にすることで、両国の国境を確定した。また、太平洋地域では、いくつかの国が小笠原諸島の領有権を主張していたが、1876年に日本の領有が確定した。(本文)</li> <li>・樺太・千島交換条約(部分要約)(資料) 幕末の1854年にロシアと結んだ日露和親条約では、択捉島までを日本領とし、得撫島から来たの千島列島はロシア領とされた。また、樺太は国境を設けず日本人とロシア人が混在する雑居地と決められていた。(注釈)</li> <li>・国境の確定(地図) 小笠原諸島は、16世紀末に日本人が発見したといわれ、江戸幕府が日本領であると宣言していたが、1875年に政府が改めて領有を宣言し、翌年欧米に通告した。(注釈)</li> <li>・北方四島(写真4枚) 1854年の日露和親条約では、択捉島と得撫島との間が日本とロシアとの国境になった。歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島はこれ以降一貫して日本の領土である。上の写真は主に昭和時代に入って撮影されたものだが、北方四島では、海産物の加工や畜産などが行われていた。(注釈)</li> <li>・東シナ海の尖閣諸島は1895年に沖縄県に、日本の竹島は1905年に島根県に、それぞれ編入された。(注釈)</li> <li>・明治時代の外交(年表)</li> <li>・日本政府は1872年に琉球王国を琉球藩とした。さらに日本政府は1879年、軍隊の力を背景に、琉球の人々の反対をおさえ、琉球藩を廃止して沖縄県を設置した。(琉球処分)(本文)</li> <li>・日本の固有の領土であっても、沖縄と奄美大島、小笠原諸島は本土から切りはなされ、アメリカ軍の直接統治の下に置かれた。また北方領土は、ソ連によって不法に占拠された。(本文)</li> <li>・「北方領土」…歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島の総称。(注釈)</li> <li>・1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約が発効し、日本は独立を回復した。しかし、沖縄や小笠原諸島は、その後もアメリカの統治下に置かれた。(本文)</li> <li>・日ソ共同宣言調印時、日本は、北方領土について日本固有の領土であると主張したが、ソ連が応じなかったため、平和条約を結ぶことができなかった。(注釈)</li> <li>・韓国との間には竹島の領有権をめぐる問題があったが、日韓基本条約でも解決されなかった。(注釈)</li> <li>【竹島】竹島では、江戸時代の初めから、幕府の許可を得た鳥取藩の町人が漁業を行い、あしか(海驢)やあわびをとっていた。1900年代に入ってあしかが本格化したことを受けて、日本政府は日露戦争中の1905(明治38)年1月に閣議決定を行い、竹島を島根県に編入し、2月22日に知事が告示した。それ以降、竹島での漁業は、島根県の許可制になり、第二次世界大戦によって1941(昭和16)年に中止されるまで続けられた。ところが戦後、韓国は、1952年にサンフランシスコ平和条約が発効する直前、当時の韓国の大統領の名前から「李承晩ライン」とよばれる線を公海上に一方的に引き、その韓国側に竹島を取りこんで、領有権を主張した。日本政府は厳重に抗議したが、1954年から韓国は竹島に警備隊を駐留させた。この竹島問題は、1965年の日韓基本条約でも解決されず、現在もなお韓国による不法占拠が続いている。島根県は、2005(平成17)年に竹島の島根県への編入を告示した2月22日を「竹島の日」と定めるなど、返還を求める運動を続けており、日本政府も外交努力を行っている。(本文)</li> <li>・島根県の告示(資料)、明治時代の竹島(写真と説明文)、あしかがの様子(写真)とあしかがの許可証(資料)</li> <li>【北方領土】日本とロシアは、幕末の1854年に日露和親条約を結び、択捉島以南を日本領、得撫島から北の千島列島をロシア領とした。それ以降、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島から成る北方領土は、一貫して日本によって統治され、1945年の第二次世界大戦の終戦時には約1万7000人の日本人が居住し、漁業などに従事していた。ところが、1945年8月9日に日ソ中立条約に違反して日本に対して参戦したソ連は、終戦の直後、北方領土の軍隊を上陸させて、9月始めまでに4島全て不法に占拠し、翌年には一方的にソ連領に編入し、日本人を強制的に退去させた。1956年に日ソ共同宣言が調印された際にも、ソ連が全島の返還に応じなかったため、平和条約を結ぶことができず、現在もソ連を継承したロシア連邦による不法占拠が行われている。日本政府は、日露和親条約を結んだ2月7日を、1981年に「北方領土の日」と定め、引き続きロシア連邦とねばり強く交渉し、返還を求めている。(本文)</li> <li>・戦前の北方領土(写真) 小学校の運動会で大玉転がしをしている様子(色丹島 1939年ごろ)</li> <li>【尖閣諸島】</li> <li>・尖閣諸島は、日清戦争中の1895年、日本政府の閣議決定によって日本の領土に編入された。それまで10年近く、日本政府は何度も現地調査を行い、尖閣諸島が無入島であるだけでなく、清の支配が及んでいないことを確認してきた。その後、尖閣諸島は、日本の民間人が移住してかつお節の製造や羽毛の採取などの仕事をを行い、一時は200人以上の住民が暮らしていた。第二次世界大戦後の尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約で日本が領有権を放棄した台湾や澎湖諸島には含まれず、沖縄の一部としてアメリカの統治の下に置かれ、1972年の沖縄返還にともなって日本に復帰した。ところが、尖閣諸島の周辺に石油や天然ガスが埋蔵されている可能性が確認されると、1970年代に入って中国や台湾が領有権を主張し始めた。しかし、現在も尖閣諸島は日本が実効支配し、広く国際社会から日本の領土として認められる。(本文)</li> <li>・かつお節の製造(写真) 尖閣諸島の魚釣島では、近海のかつおを使ったかつお節が製造されていた。(明治30年代)(注釈)</li> <li>・近隣諸国との間には、領土をめぐる問題が続いている。(本文)</li> </ul>
教育出版	P165 本文 地図 年表 注釈  P228 資料 P244 本文 注釈  P245 写真 P257 テーマ学習の紹介	智識を世界に求めて  軍国主義の敗北 独立から復興へ  隣国と向き合うために 現在に残された課題 - 日本の領土をめぐる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロシアとは、江戸時代に紛争があった樺太と千島の帰属について、1875年、樺太・千島交換条約を結び、樺太(サハリン)をロシア領、千島列島の全島を日本領と定めた。また、翌年に政府は、小笠原諸島が日本の領土であることを宣言し、国際社会にも認められた。(本文)</li> <li>・日本の外交と領土の歩み(地図)(年表)</li> <li>・その後、1895年には尖閣諸島を沖縄県に、1905年には竹島を島根県に、それぞれ閣議決定により編入した。(注釈)</li> <li>・ポツダム宣言(一部の要約)「8 日本国の主権は、本州・北海道・九州・四国および連合国の決定する諸小島に限定される。」(資料)</li> <li>・サンフランシスコ条約を結び、独立を回復した。日本は朝鮮の独立を認め、台湾・千島列島・南樺太などを放棄して、沖縄や奄美群島、小笠原諸島は、引き続きアメリカの統治下におくことに同意した。(本文)</li> <li>・ソ連が調印を拒否したことから、千島列島の帰属については平和条約で決められなかった。歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島の北方四島は、日本固有の領土であり、日本はこれまでソ連に対して返還を要求してきた。ソ連の解体後は、ロシア連邦と交渉を続けており、これを北方領土問題という。(注釈)</li> <li>・北海道の東端から見た北方領土(写真) 手前は根室市の納沙布岬である。ここから見える歯舞群島のいちばん近い島までは、4kmほどしかない。</li> <li>【竹島(島根県)】竹島は、日本海に位置する東島や西島などからなる群島で、1905(明治38)年の閣議決定で「竹島」と命名され、島根県に編入された日本固有の領土である。しかし、韓国は、1954(昭和29)年から島に警備隊を常駐させて、不法な占拠を続けている。日本は、これに抗議するとともに、国際司法裁判所での話し合いによる解決を提案してきているが、実現していない。</li> <li>【尖閣諸島(沖縄県)】尖閣諸島は、南西諸島西端に位置する魚釣島、北小島、南小島などから成る島々の総称で、1895年の閣議決定で沖縄県に編入された日本固有の領土である。しかし、1970年代から、中国が自国の領土であると主張し始めた。その後、中国船が領海に侵入するなどの事件が起こっていることから、日本は中国に抗議し、警戒や取り締まりを強めている。日本は、尖閣諸島をめぐる、解決すべき領有権の問題は存在していないとの立場をとっている。</li> <li>【北方領土(北海道)】歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島の北方四島は、1855年の日露通好条約で確認された日本固有の領土である。1945年にソ連が占領して、その後も不法な占拠を続けたため、日本はソ連(現在は、ロシア連邦)に対して領土の返還を要求して交渉を重ねているが、返還はいまだに実現していない。日本は、この問題を解決して平和条約を締結することが必要との考えに立ち、これまでに到達した合意や、法と正義の原則に基づいて、粘り強く交渉を続けている。</li> </ul>

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真等)	取り上げている項目	記述の概要
清水書院	P178,179 本文 地図 注釈  P255 本文 注釈	領土の確定と北海道・沖縄  国際社会への復帰	<ul style="list-style-type: none"> <li>樺太(サハリン島)は、ロシアの雑居地、ウルップ島以北の千島はロシア領となっていたが、1875年、樺太・千島交換条約をむすび、樺太をロシア、千島全島を日本のものとした。(本文)</li> <li>明治時代の日本と領土の確定(地図)</li> <li>小笠原諸島については1876年に日本領であることを欧米諸国に認めさせた。またこののち、日清・日露戦争のころに尖閣諸島や竹島を日本領として編入した。(本文)</li> <li>尖閣諸島については1885年ころから沖縄県を通して調査をおこない、どこの国の支配もおよんでいない土地であることを確認して、1895年に日本の領土とした。竹島については、江戸時代からその存在が知られていたが、1905年、正式に日本の領土とし、島根県に編入した。(注釈)</li> <li>1951年9月、サンフランシスコで講和会議が開かれて、日本と48か国とのあいだにサンフランシスコ平和条約が調印された。この条約で、日本は朝鮮の独立を承認し、台湾・千島列島・南樺太などを放棄し、また、沖縄・奄美・小笠原の諸島を引き続きアメリカ軍の施政下におくことに同意した。(本文)</li> <li>ソ連とは1956年に日ソ共同宣言を発表し、領土(北方領土)問題を残したまま、国交を回復した。(本文)</li> <li>日本は固有の領土である北方四島(国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島)の返還をソ連(解体後はロシア連邦)に求め、交渉を続けている。(注釈)</li> </ul>
帝国書院	P167 本文 地図  P168 本文  P232 資料 P239 地図 本文の注釈 P244 本文  P245 地図 P246,247 コラム 資料 注釈 写真 地図	新たな外交と国境の確定  沖縄・北海道と近代化の波  ポツダム宣言と日本の敗戦 敗戦からの出発  日本の独立と世界の動き  日本の領土と近隣諸国～日本の領土画定と領有をめぐる諸課題～	<ul style="list-style-type: none"> <li>1875年にロシアと樺太・千島交換条約を結び、樺太島全域をロシア領とするかわりに、占守島以南・得撫島以北の千島列島を日本領とした。小笠原諸島については、翌76年に国際法にもとづいて日本領であると宣言し、国際的に認められた。南西の国境を定める際には、琉球が問題となった。また1905年には、竹島も現在の島根県に編入された。(本文)</li> <li>明治初期の日本の国境と外交(地図)</li> <li>新政府は、琉球を日本領に組み入れようと、1872(明治5)年に琉球藩を設置した。1879年、軍隊や警察の力を背景に新政府は琉球藩を廃止して沖縄県を設置した。1895年には尖閣諸島も沖縄県に編入した。(本文)</li> <li>ポツダム宣言&lt;一部要約・抜粋&gt;項目8。「日本の主権が及ぶのは、本州・北海道・九州・四国と連合国が決める島に限る。」(資料)</li> <li>「軍人と民間人の引きあけ数」(地図) 日本が失った領土として、朝鮮と台湾、樺太・千島が示されている。</li> <li>日本が降伏したあとの8月18日に、ソ連軍が千島列島の北東端に位置する占守島から攻めこみ、その結果、北方領土までを占領した。(注釈)</li> <li>1951(昭和26)年、サンフランシスコ講和会議が開かれ、吉田茂内閣は、すべての国ではなく、アメリカを中心とする48か国の資本主義諸国などの間に、サンフランシスコ平和条約を結んだ。これにより日本は独立を回復した。この条約で、日本の領土の範囲が決められた。(本文)</li> <li>1956年には、鳩山一郎内閣がソ連と日ソ共同宣言を調印し、北方領土問題は未解決のまま、戦争状態の終了を宣言し、国交を回復した。(本文)</li> <li>「日本の戦後の国境」(地図)</li> <li>サンフランシスコ平和条約&lt;一部抜粋&gt;(資料) 領土に関する記述あり。</li> <li>日ソ共同宣言&lt;一部抜粋&gt;項目9。「ソ連は、日本国の要請にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。」(資料)</li> <li>北方領土周辺の国境変遷(地図4枚) 北方領土の変遷を示している。</li> <li>日本の領土は明治時代以降、国際法にのって画定されてきた。交渉や戦争の講和条約による変更はあったが、ポツダム宣言によって日本の領土は本州・北海道・九州・四国とその周辺の島々に限定され、日本が戦後の独立をとげたサンフランシスコ平和条約で、それらの内容が改めて確認された。その後、交渉により小笠原諸島などの太平洋の島々が1968年に、沖縄周辺の島々が72年に、日本に復帰し現在にいたっている。一方で近隣諸国との間で課題がある地域も存在している。(本文)</li> <li>日本はサンフランシスコ平和条約において、樺太の一部や千島列島の権利を放棄した。しかし、北方領土の4島はその放棄地にふくまれていない。ソ連は日本がポツダム宣言を受諾したあとに、これらの島々を不法に占拠した。1956年に日本とソ連の国交が回復したさい、歯舞群島と色丹島は日本に返還することが合意されたが、択捉島と国後島については意見がくい違い、状況は進展していない。現在、相手はロシア連邦となったが、4島の返還と平和条約の締結に向けて、交渉が続いている。(本文)</li> <li>国後島にあった缶づめ工場の作業場(1934年ごろ)(写真)、現在の択捉島のスーパー(2011年)(写真)</li> <li>竹島では、江戸時代初期に米子の町人たちによって漁業が行われるようになっていた。1905年、明治政府は国際法に従って竹島を島根県に編入し、日本固有の領土と再確認した。サンフランシスコ平和条約作成段階には、韓国が「日本が放棄する島に竹島を加えてほしい」と願い出たが、アメリカも「竹島が朝鮮の領土であったことはない」として拒否している。しかし1952年、韓国は一方向的に境界線を設定し、竹島は韓国領であると宣言して不法に占拠した。日本は抗議し、国際司法裁判所への共同提訴をよびかけているが、韓国はこれに応じていない。(本文)</li> <li>「小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図」(資料) 1696年、江戸幕府の求めに応じて鳥取藩から提出された絵図である。当時、竹島は松嶋とよばれ、現在の鬱陵島を竹嶋(磯竹嶋)とよんでいた。(注釈)</li> <li>尖閣諸島は、日本政府が1885～95年に慎重に調査し、どこの国の領土でもないことを確認したうえで、日本の領土に編入した。第二次大戦後はアメリカ軍の占領下におかれたが、1972年には沖縄県の一部として日本に復帰した。1968年には国際連合による海洋調査が行われ、海底に石油などの資源があることが分かっている。1971年から中国が領有権を主張するようになってきたが、尖閣諸島は日本固有の領土であり、それは日本政府だけの主張ではなく国際的にも認められている。(本文)</li> <li>「かつお節を干す風景」(明治30年代)(写真) 魚釣島では、戦前まで日本人が住んでおり、かつお節の工場があった。(注釈)</li> <li>「竹島と尖閣諸島の位置」(地図)</li> <li>「小笠原諸島の返還」(コラム) 戦後の小笠原諸島はアメリカの占領下におかれ、基地がつくられた。島民は、欧米系の島民を除き、島へ帰ることを許されなかった。終戦から23年後に小笠原復帰協定が結ばれ、日本へ返還されたが、すでに本州で結婚をしている人などもいたため、実際に島へ帰れた人は多くなかった。(本文)</li> <li>小笠原諸島の本土復帰を記念した15円切手(資料)</li> </ul>

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真等)	取り上げている項目	記述の概要
日本文教出版	P176 本文 注釈 地図	領土の画定と隣接地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロシアとは、1875年に日本がウリッブ島以北の千島列島を領有する代わりに樺太をゆずるといふ、樺太・千島交換条約を結んだ。また小笠原諸島を日本の領土とすることを各国に通告して、日本の領土がほぼ画定した。(本文)</li> <li>政府は、国際的な決まりに従って、尖閣諸島を1895年に沖縄県、竹島を1905年に島根県に編入して日本の領土とした。(注釈)</li> <li>明治初期の外交と国境の画定(地図)</li> <li>ポツダム宣言(1945年7月26日、一部要約)「8 日本の主権がおよぶのは、本州・北海道・九州・四国と連合国が決める島に限る。」(資料)</li> <li>1951年、講和会議で、アメリカ・イギリスなど48か国とのあいだに、サンフランシスコ平和条約を結んだ。こうして日本は、独立国としての主権を回復した。しかし、沖縄と奄美群島、小笠原諸島は、引き続きアメリカに占領されたままだった。(本文)</li> <li>サンフランシスコ平和条約(1952年4月28日発効、一部要約)(資料)</li> <li>1956年には、鳩山一郎内閣が日ソ共同宣言に調印してソ連との国交が回復し、同じ年に国際連合にも加盟した。しかし、北方4島の返還が合意されなかったため、平和条約の締結はできなかった。(本文)</li> <li>日本は北方領土(国後島・択捉島・歯舞群島・色丹島)は日本固有の領土であると主張したが、ソ連は応じなかった。北方領土問題については、現在も、ロシア連邦と交渉を進めている。(注釈)</li> <li>韓国・中国との国交正常化と現在の課題(コラム)</li> </ul> <p>この両国と日本のあいだには、解決を求められている大きな問題がある。それは、中国が「尖閣諸島」の領有権を、韓国が「竹島」の領有権を主張しているという問題である。尖閣諸島は、1885(明治18)年から日本政府が再三にわたって現地調査を行い、単に尖閣諸島が無人島であるだけでなく、清国の支配がおよんでいる痕跡がないことを慎重に確認した。そして、1895年に閣議決定を行って、尖閣諸島を沖縄県に編入し、正式に日本の領土とした。これに対し、1970年代に入ってから中国政府及び台湾当局が尖閣諸島の領有権を主張し始めたが、尖閣諸島は、現在日本の領土として管理されている。歴史的経緯からも、尖閣諸島をめぐる領土問題は存在しないというのが日本の立場である。</p> <p>竹島については、やや事情が異なる。日本政府は1905年に閣議決定を行って、竹島を島根県に編入し、正式に日本の領土とした。その後、1951年に結ばれたサンフランシスコ平和条約では、日本が放棄する領土の範囲に、竹島は含まれていない。韓国は、これに竹島を加えるよう要望したが、アメリカはこれをしりぞけた。しかし、その後、韓国の李承晩大統領は「海洋主権宣言」を行って、水産物などに対して自国の主権を行使する範囲を示したいわゆる「李承晩ライン」を公海上に設定し、そのライン内に竹島を取りこんだ。そして、1954年には警備隊を竹島に常駐させるとともに、宿舎や監視所、灯台、接岸施設などを設置した。日本政府は、韓国のような一方的な行為にくり返し抗議を行ったが、この問題の平和的手段による解決を図るため、同年、竹島の領有権問題を国際司法裁判にかけることを韓国に提案した。しかし韓国はこの提案を拒否し、現在にいたっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>占領地の日本復帰と近隣諸国との関係</li> </ul>
	P265 コラム	平和へのあゆみと戦争の傷あと 国際社会への復帰	
	P265 地図		
自由社	P172 本文 地図 注釈	近隣諸国との国境画定	<ul style="list-style-type: none"> <li>明治政府はロシアとの衝突をさけるために、1875(明治8)年、ロシアと樺太・千島交換条約を結んだ。その内容は、日本が樺太の全土をロシアに譲り、そのかわりに千島列島(クリル諸島)を日本領にするというものだった。太平洋方面では、1876(明治9)年、日本は小笠原諸島を日本領とし、各国の承認を得た。(本文)</li> <li>近隣諸国との国境画定(地図) 現在の日本の国土の範囲は、おおむねこのときに決まった。(注釈)</li> <li>樺太・千島交換条約(1875年)(地図) 歯舞、色丹、国後、択捉の北方4島は、この交換条約以前から日本領として確定していた。(注釈)</li> <li>ポツダム宣言(一部要約)「日本国の主権は本州、北海道、九州、四国ならびにわれらが規定する諸離島に限る。」(資料)</li> <li>1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約が発効し、日本は独立を回復した。(本文)</li> <li>ソ連は、北方領土の国後・択捉島などを不法占拠しているため、日ソ間では平和条約を締結できず、1956(昭和31)年10月に日ソ共同宣言で戦争状態を終結し、国交を回復した。(本文)</li> <li>(中国は、)尖閣諸島の領有権を主張し、頻繁に漁船、公船、航空機を日本の領海・領空に侵入させているが、日本は「尖閣は日本固有の領土であり、領土問題は存在しない」との立場をとっている。(本文)</li> <li>尖閣諸島は、1885年からの調査に基づき、1895年日本政府がどの国にも属していないことを確認し、閣議決定して日本領土に編入した。そして最盛期には200人以上の日本人がカツオ節製造などのために居住していた。戦後アメリカの施設下にあったが、1972年沖縄返還にともない日本に戻った。(注釈)</li> <li>竹島は日本固有の領土であるが、韓国は竹島を自国領と主張し、1953年から、武装警察官を常駐させて不当な占拠をつづけている。(本文)</li> <li>竹島は江戸時代には鳥取藩の人が幕府の許可を得て漁業を行っていた。1905(明治38)年、国際法に従ってわが国の領土として島根県に編入し以降実効支配を行っていた。(注釈)</li> </ul>
	P244 資料 P258 本文 注釈	終戦をめぐる外交と日本の敗戦 独立の回復と米ソ冷戦	
	P272,273 本文 注釈	21世紀の日本の進路	
育鵬社	P172, 173 本文 地図	明治初期の外交と国境の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>1854(安政元)の日露和親条約では、千島列島について、択捉島以南は日本領、それより北はロシア領とされていたが、樺太(サハリン)については境界が定められなかった。そのため、樺太は、両国人が雑居する地域となっていた。日本は、イギリスの忠告に従って、1875(明治8)年、ロシアと樺太・千島交換条約を結び、この結果、千島列島は日本領、樺太はロシア領となった。(本文)</li> <li>琉球については、日本政府が1872(明治5)年に琉球国王の尚泰を琉球藩王として、琉球が日本領土であることを確認し、1879(明治12)年に琉球を沖縄県とした(琉球処分)。また、政府は1876(明治9)年に、小笠原諸島が日本領であることを各国に通告し、国際的に承認された。(本文)</li> <li>樺太・千島をめぐる国境の画定(地図)、近隣諸国との国境画定(地図)</li> <li>【北方領土】択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島は、遅くとも19世紀初めには江戸幕府によって完全に治められていて、その状態を確認したのが日露和親条約。その後も一度も他の国の領土になったことはないが、第二次世界大戦終戦後ソ連に侵攻され、今もロシアによって不法に占拠されている。</li> <li>【竹島】竹島は、遅くとも17世紀半ばにはわが国の領有権が確立していたと考えられる。日本は1905(明治38)年に閣議決定によって島根県に編入し領土にしたが、第二次世界大戦後、韓国によって不法に占拠され、今もその状態が続いている。</li> <li>【尖閣諸島】尖閣諸島は1884(明治17)年から日本人が開拓していた。日本は慎重に調査したうえで、1895(明治28)年に閣議決定によって沖縄県に編入し、領土にした。今に至るまで完全に治めているが、中国や台湾当局が近年になって領土を主張している。(以上 コラム本文)</li> <li>ポツダム宣言(一部要約)「日本国の主権は、本州、北海道、九州、四国ならびにわれらが指定する島々に限定される。」(資料)</li> <li>1952年4月にサンフランシスコ平和条約が発効し、わが国は独立を回復しましたが、沖縄や奄美、小笠原諸島ではアメリカによる統治が続いた。(本文)</li> <li>外交には、他国と協調する精神と同時に、わが国の立場や国益を守るうとする姿勢が必要である。日本固有の領土である北方領土(北海道)と竹島(島根県)は、それぞれロシアと韓国に不法占拠されたままである。日本が統治している尖閣諸島(沖縄県)の周辺海域には中国の監視船が侵入するなど、領土が脅かされている。(本文)</li> </ul>
	P173 コラム	わが国固有の領土である国境の島々	
	P240 資料 P259 本文 P273 本文	戦争の終結 朝鮮戦争と日本の独立回復 日本の現状とこれから	
学び舎	P188, 189 本文	北・南を組み込み、国境を引く 領土画定と外交	<ul style="list-style-type: none"> <li>日口両国は1875年、樺太千島交換条約を結んで、千島列島は日本領、樺太はロシア領と決めた。(本文)</li> <li>1879年、政府は警察官・兵隊と役人を派遣して、沖縄県を設置し、琉球王国は滅んだ。(本文)</li> <li>日本の領土画定と外交(地図)</li> <li>尖閣諸島の領有(注釈) 日本政府は、1895年1月、尖閣諸島を日本の領土(沖縄県)として編入することを、閣議で決定した。(注釈)</li> <li>日本政府は、1905年1月、竹島を日本の領土(島根県)として編入することを、閣議で決定した。</li> <li>サンフランシスコ平和条約によって、日本は、1952年4月28日、主権を回復して独立した。しかし、沖縄や小笠原諸島、奄美群島は、引き続きアメリカの支配の下におかれた。1956年には、日ソ共同宣言によって、北方領土問題は未解決のままソ連と国交を回復し、国連への加盟が認められた。(本文)</li> <li>日本政府は、北方四島は日本固有の領土であり、その帰属の問題を解決してロシアとの平和条約を結びその基本方針に基づいて、交渉を行っている。(注釈)</li> </ul>
	P195 注釈 P199 注釈 P267 本文 注釈	日本と清が、朝鮮で 戦場は中国だった インドも中国も来なかった	

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真等)	取り上げている項目	記述の概要
東京書籍	P33 本文  P36 本文 P37 本文 P39 本文  P47 本文 P58, 59 コラム 写真	日本列島の誕生と縄文文化  大王の時代  聖徳太子の政治改革  天平文化 現代に受け継がれる神話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人になったことを示す儀式として菰飯が行われ、死者の霊の災いを防ぐためと思われる屈葬が行われた。豊かな生産をいのりためと考えられる土偶もつくられた。このような縄文時代の人々と、その後大陸から移ってきた人々とが混じり合って、長い年月の間に、共通の言葉や文化を持つ人々が日本列島に広がっていった。(本文)</li> <li>・人々は、太陽神や、水を支配するへびの神など、稲作に関係の深い自然の神々のほか、一族を守る神を信仰していた。国のおこりや大和政権の王たちについての神話や伝承も、次第にまとめられていった。(本文)</li> <li>・渡来人は、農業用の大きなため池を造る技術のほか、高温で焼く、かたく黒っぽい土器(須恵器)や鉄製の農具、上質の絹織物を作る技術を伝えた。渡来人はまた、漢字や儒学、さらに6世紀半ばには仏教を伝えたほか、朝廷の記録や財政に当たったり、外国への手紙を作ったりするなど、さまざまな面で活躍した。(本文)</li> <li>・6世紀の半ばに、百済から朝廷に仏教が伝来がはじまり、仏教が伝わった。それまで自然の神々を信じ、素朴な死後の世界を考えていた人々は、病気の回復や、祖先の仕事の世界での幸福をいのり手段として仏教を信じるようになった。(本文)</li> <li>・神話や伝承、記録などを基にした歴史書の「古事記」と「日本書紀」、地方の国ごとに自然、産物、伝説などを記した「風土記」がまとめられた。(本文)</li> <li>&lt;見開き2ページにわたって次のような内容が書かれてある。&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・「記紀神話」の成立...アイヌのカムイコカラ、「国引き」をしたという話がのっている「出雲国風土記」、浦島子伝説・天羽衣伝説で有名な「丹後国風土記」</li> <li>・「記紀神話」と展開...オオクニヌシ(出雲大社)、アメテラス(伊勢神宮)、ニニギ(天孫降臨)、ニニギの子孫、ヤマト(神武東征)、天皇が太陽神アマテラスの子、大蛇(おろち)退治、因幡の素ウサギ、海幸彦・山幸彦、神楽</li> <li>・日本の神話と世界の神話...イザナミ、イザナギ、世界の神話と似た部分を数多く持っており、古代の人々の考え方を知ることのできる興味深いものです。</li> <li>・島根県と神話...「出雲神話」：オオクニヌシ、「因幡の素うさぎ」、「大蛇(おろち)退治」、イザナミ、イザナギ、スサノオ、高天原、「国生み」、ヤマタノオロチ、「佐陀神能」神無月と神在月</li> <li>・宮崎県と神話...「岩戸がくれ」：ニニギ、アマテラス、スサノオ、アメノウズメ、アメノタヂカラ、高千穂神社の夜神楽の題材</li> </ul> </li> </ul>
教育出版	P29 本文  P39 本文 P48, 49 テーマ学習の紹介  写真	東アジアの中の大和政権  シルクロードにつながる道  神話にみる古代の人々の信仰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大陸との交流が盛になると、朝鮮半島から日本列島に移り住む人々が増えた。これらの渡来人は、土木工事や金属加工、絹織物、須恵器とよばれる土器などの新しい技術を伝えた。また、漢字を使って政権の記録や外国への文書をつくるなど、政治の面でも活躍した。6世紀には、百済から僧侶や仏教が伝えられ、後に、日本人の思想や信仰を形づくる骨組みの一つとなった。(本文)</li> <li>・国家のしくみが整った8世紀には、神話や国の成り立ちを記した『古事記』・『日本書紀』という歴史書や、地方の地理・伝承などを国ごとに記した『風土記』がつけられた。(本文)</li> <li>&lt;見開き2ページにわたって次のような内容が書かれてある。&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本の神話」...イザナギ・イザナミという夫婦の神による国生み、太陽の女神アマテラスとその弟スサノオの天上界での争いと、スサノオの地上への追放、スサノオの子孫のオオクニヌシによる地上での国づくり、アマテラスの子孫のニニギの地上への降臨などの物語からなる。そして最後に、ニニギの子孫であるカムヤマトイワレビコが東に旅して大和に入り、土着の豪族を倒して、最初の天皇(奈良時代の中ごろから神武天皇とよばれるようになる)として即位したことが語られている。</li> <li>・「古事記に記された黄泉の国の物語」...『古事記』には、人の生と死の起源にまつわる次のような話がある。イザナギとイザナミという夫婦の神は、四国、九州、本州といった島々や様々な神々を生むが、妻のイザナミは火の神を生んだときのやけどがもとで死んでしまう。イザナギが妻を取り戻すために黄泉の国に行くとき、イザナミは既にその国の住人になっており、見てはいけないといわれた妻の姿を見てしまい追いかける。イザナギは黄泉の国とこの世の境にある坂道の麓まできて道をふさぐと、イザナミは「あなたの国の人間を、1日に1000人絞め殺す」と言い、イザナギは「私は1日に1500人の子を生ませよう」と答えた。</li> <li>・「神話にみる古代の人々の信仰ともの見方」...古代の人々が、人間は死ぬと、この世とは別の世界へ行くと考えていたことが分かる。逃げる途中のイザナギが、三種の神器を投げて助かるという部分は、「三枚のお札」という昔話に似ている。イザナギが最後に投げたモモの実には、邪悪なものを追い払う不思議な力があると信じられていた。桃太郎の鬼退治という昔話も、こうした古くからの信仰と関係するとされている。</li> </ul> </li> <li>(写真)神楽の様子...日本各地には、『古事記』や『日本書紀』などの神話に登場する神々をまつる神社が多くある。また、現在でも、神楽などの各地の伝統的な行事のなかに、神話に由来するものが残っている。</li> </ul>
清水書院	P27 コラム P42 本文 コラム  P44, 45 コラム 写真 地図	古墳文化とヤマト王権の統一 大陸の影響を受けた文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡来人 渡来人は、用水路や古墳をつくる土木技術、鉄製品をつくる鍛冶、かたい質の土器(須恵器)や機織の技術などを日本に伝えた。また、漢字や儒教も伝えられ、6世紀なかごろには、百済の王から正式に仏教が伝えられた。これらの文化は、その後の日本の文化や宗教に大きな影響を与えた。(コラム)</li> <li>・朝廷では天皇家や貴族などに伝えられていた神話や地名などにまつわる伝承・記録などを、天皇を中心とした国のなりたちとしてまとめなおし、8世紀はじめには『古事記』・『日本書紀』(「記紀」)として完成した。また、国ごとに地理や産物、「記紀」とはちがう言い伝えなどをまとめた『風土記』をつくらせた。(本文)</li> <li>・神話と伝承 「記紀」や『風土記』の素材となった神話や伝承には、古代日本人のもののみかたや考えかたがあらわれている。たとえば、八岐大蛇退治の神話には、川の化身である大蛇をおさめ、豊作を祈った古代人の願いをうかがうことができる。(コラム)</li> <li>&lt;見開き2ページにわたって以下のような内容が書かれてある。&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・「風土記」をつくることの命令についての記述</li> <li>712年に完成した『古事記』や720年に完成した『日本書紀』には、天孫降臨神話、天皇の系譜や天皇の代ごとの伝承が記されている。また、713年には朝廷が諸国に対して、諸国の郡や郷の名前に意味のよい漢字(2文字)を選んで付けることや郡内の物産品、山・川や原野の名のおこり、土地の伝承などを記した『風土記』を提出することを命じた。これに応じて諸国から報告され、このうち常陸(茨城県)・播磨(兵庫県)・出雲(島根県)・豊後(大分県)・肥前(佐賀県)・長崎(長崎県)の5か国の『風土記』が、まとまって現在に伝わっており、これらにもその土地に伝えられた神話や伝承が記されている。</li> <li>『風土記』の神話と「記紀」神話についての記述</li> <li>『出雲国風土記』には、『古事記』や『日本書紀』(「記紀」)にない神話や、「記紀」とは異なった内容の神話が残されている。たとえば、『古事記』や『日本書紀』には、素戔嗚尊(すさのおのみこと)が出雲に天降り、八岐大蛇(やまたのおろち)を退治して、奇稲田姫(くしいなだひめ)と結婚して大国主神(おおくにぬしのかみ)を生んだこと、大国主神が天孫に国ゆずりした話などが伝えられている。これらの神話の背景にはヤマト王権が国家を統一していった過程があるものと考えられている。いっぽう、『出雲国風土記』の伝承には、大国主神(大穴持：おおなもち)は、「天の下造らしし大神」として語られているが、素戔嗚尊が出雲に天降ったことや、八岐大蛇を退治、国ゆずりしたことは出てこないので、現地の出雲国では「記紀」神話の伝承内容は語られていなかったとみられる。ここに当時の人びとのもののみかたや、考えかたのちがいを知ることができる。</li> <li>『出雲国風土記』の神話と伝承についての記述</li> <li>『出雲国風土記』の神話と伝承の例として、『出雲風土記』には大国主神をまつる「杵築神社」として登場する出雲大社や猪目洞窟の写真、出雲国の地図とともに、「出雲郡宇賀郷の地名の由来」や「出雲国の成り立ち」、「黄泉(よみ)の国への入り口」について記述されている。</li> </ul> </li> </ul>





発行者	扱い方 ( 本文・コラム・写真等 )	取り上げている項目	記述の概要
育 鵬 社	P21 本文 P35 本文 P38 コラム  P40 本文 P45 本文 P48 本文  P49 本文 P50,51 コラム	豊かな自然と縄文文化 大和朝廷と東アジア 日本人の宗教観  聖徳太子の国づくり 飛鳥文化・白鳳文化と遣唐使 天平文化 天平文化 神話に見るわが国誕生の物語	<p>・人々が豊かな自然と調和して暮らし、1 万年以上続いた縄文時代は、その後の日本文化の基盤をつくった。そして、縄文時代の人々と、その後、大陸からやってきた人々が交じり合い、しだいに共通の言葉や文化をもつ日本人が形づくられていった。( 本文 )</p> <p>・6 世紀前半には、わが国に支援を求める百済の王から仏像や経典が献上され、仏教が伝来した。その後、仏教と儒教は、日本人の思想や文化に大きな影響をあたえた。( 本文 )</p> <p>・「わが国固有の宗教・神道の特色」</p> <p>キリスト教やイスラム教などの世界宗教に対して、神道はわが国固有の民族宗教である。6 世紀の仏教伝来をきっかけに、日本人は、古くからの神々をまつることを「神道」として意識するようになった、わが国に古くからある信仰は、自然の霊的な力を信仰する多神教である。日本人は狩猟、採集の時代から、食物を育む山や海、太陽や水などの自然を「神」として、おそれと感謝の念を抱いてきた。そのような、ありとあらゆるものはたらしの中に「神」を感じた日本人の宗教観は、「古事記」では、「八百万の神」という言葉で表されている。そして、豊作を祈り、感謝する春祭りや秋祭りが定着し、干ばつや長雨の際には、天候の回復を神々に祈った。また、祖先の霊をまつること(祖先崇拜)を日本人は大切にしてきた。のちに仏教が伝わると、その教えを取り入れて、お盆や春・秋の彼岸に祖先をまつるようになった。縄文時代の遺跡では、住居のまわりに多くの墓が発見されていることから、祖先崇拜が大切な信仰として受け継がれてきたことがわかる。亡くなった祖先は、生きていたときと変わらぬまなざしで、子孫たちをそばでじっと見守っていてくれると、多くの日本人は今日でも考えている。これらは、神社の祭礼や民俗信仰、年中行事だけでなく、皇室の文化や祭祀(神や祖先をまつる儀式)の特徴でもある。元日早朝、天皇は宮中から、伊勢の神宮、山陵(天皇の陵墓)および四方の神々を拝礼する(四方拝)。また、11 月 23 日(勤労感謝の日)の新嘗祭では、天皇がその年に収穫された米と粟を神々にお供えする。この他、歴代天皇、皇族の霊をおまつりする春・秋の皇霊祭など、皇族の祭祀と民間の祭祀には、深い信仰的つながりがある。( コラム )</p> <p>・「外来文化を取り入れてゆく寛容さ」</p> <p>仏教以外にも、日本には様々な宗教や文化が伝来した。江戸時代には、キリスト教が政治的な理由により禁止された時期もあったが、日本人の宗教的感性は、外来の宗教を一方的にしりぞけるのではなく、日本の風土に適合させて、文化として取り入れてゆく寛容さをもっている。現代でも、年末年始に「クリスマス」と「除夜の鐘」「神社への初詣」という異なる宗教文化を体験することに、多くの日本人は違和感をもたない。キリスト教会で結婚式を挙げた夫婦が、生まれた子どもを神社でお祓いし、家族の葬儀を仏式で行う。一神教の立場では理解されにくい多くの宗教との関わりこそ、日本人の宗教観を象徴している。( コラム )</p> <p>・聖徳太子が示した「和」を重んじる考え方や、外来の仏教を保護しながら、のちの神道につながるわが国古来の信仰も尊ぶという姿勢は、その後のわが国の伝統に大きな影響を与えた。( 本文 )</p> <p>・遣唐使や留学生たちが日本にもち帰った新しい政治や文化の知識や技術は、その後の日本文化の発展に役立った。( 本文 )</p> <p>・「神話と歴史書の完成」</p> <p>律令国家としての基礎ができあがるにつれ、日本の歴史が書物としてまとめられるようになった。神々の物語や代々の天皇の業績を記した『古事記』や、国の正史として代々の天皇やその業績を記した『日本書紀』がそれにあたる。また、朝廷の命令によって、各地の地理や産物、伝説などを記した『風土記』もつくられた。( 本文 )</p> <p>・この時代の建築、美術、文学などの作品は、その後の時代の模範とされたものも多く、日本文化に大きな影響を与えた。( 本文 )</p> <p>・「日本の神々の物語」</p> <p>日本に現存する最古の歴史書とされる『古事記』『日本書紀』(まとめて記紀ともいう)は、神々の物語から始まる。記紀によれば、日本列島をつくったのは、イザナギ、イザナミという男女の神であった。雲の上から長い矛で海をかきまぜたり落ちたはずりで淤能碁呂島という島ができると、この島を拠点に本州や四国など、8 つの島を次々に生んだという。このため、わが国は「大八洲の国」ともよばれた。イザナギの子が天照大神とスサノオノミコトである。天照大神は太陽の女神であり、神々の中心として伊勢神宮にまつられている。弟スサノオは海を治めよとの命を守らなかつたため追放され、姉の天照大神に別れの挨拶をしようとする神々の國(高天原)を訪ねるが、乱暴なふるまいを続けたため、天照大神は天岩屋という巨岩にふさがれた穴にこもってしまった。すると、世界が闇に閉ざされてしまったので、多くの災いが一気に噴き出した。神々は困り果てたが、知恵と力を集め、天照大神を岩屋から引き出すことに成功した。高天原を追放されたスサノオは、出雲(鳥根県)に降り立ち、そこで人々を苦しめていた怪物・ヤマタノオロチを退治し、美しい姫と結ばれた。スサノオの子孫が因幡(鳥取県)の白ウサギを助ける話で知られるオオクニヌシノミコト(大国主命)である。( コラム )</p> <p>・「三種の神器と神武天皇」</p> <p>天照大神は、その孫ニギノミコトを地上につかわし、この地を治めるように命じた。このとき天照大神は二ニギに八咫鏡(鏡)、八咫瓊玉(宝石)、草薙剣(剣)を与えたという。これらは「三種の神器」と呼ばれ、天皇が即位するとき、代々受け継がれることになっている。ニギノミコトがお供の神々を引き連れて降り立ったのは、日向の高千穂だった。以後、しばらくここで暮らし、三代目に当たるカムヤマトイワレヒコノミコトの頃になると、国を治める中心としてふさわしい地を求め、部下とともに船出することになった。目指したのは大和(奈良県)だった。多くの豪族を説き伏せたり、その地の神をともにまつったり、また時には激しい戦いを繰り返しながら、一行は大和にたどり着いた。こうしてカムヤマトイワレヒコノミコトは畝傍山のふもととの橿原で即位し、初代神武天皇になるという物語である。なお、2 月 11 日の「建国記念の日」は、神武天皇が即位したとされる日を記念したものである。( コラム )</p> <p>・「伝説の英雄が活躍する神話」</p> <p>国を統一するのに大きな役割を果たしたのが、ヤマトタケルノミコト(日本武尊)である。第 12 代景行天皇の皇子・ヤマトタケルは、軍勢を率いて九州や出雲、関東に遠征し、大和の勢力を大いに広げた。しかし、都に帰る途中で病に倒れ、伊勢国(三重県)の能褒野で亡くなりました。ヤマトタケルの伝説は各地に残り、「三重」「焼津」「東の国」など、今日に残る地名のいわれとなっている。</p> <p>記紀が書かれたのは、国づくりが着々と進んだ 7 世紀から 8 世紀にかけてであった。それは、中国から伝わった文字を使い、わが国の成り立ちや言い伝えを日本語で記録しておこうとする気運が高まった時代でもあった。当時の人々は、日本の成り立ちを神話として説明しようとしたが、それは、ギリシャやローマをはじめとして、古今東西のあらゆる国に共通した試みだといえる。神話に書かれていることは、歴史の事実そのものとはいえないが、当時の人々の日本の成り立ちについての解釈や生活のようす、ものの考え方、感じ方を知るうえで貴重な手がかりとなっている。( コラム )</p> <p>・「スサノオノミコトのオロチ退治」(写真): 鳥根県の神代神楽で演じられるオロチ退治の演目。</p> <p>・「天岩屋戸」(写真) 岩屋の前で女神が舞い踊り、それを天照大神がのぞき見たところを、怪力の神が岩戸をこじ開けている。</p> <p>・「伊勢神宮」(写真) 皇室の祖先神である天照大神をまつる神宮で、朝廷から特別に保護された。20 年ごとに神殿などを建て替える式年遷宮が、690 年、持統天皇の時代に始められてから 1300 年以上続けられている。</p> <p>・「出雲大社」(写真) オオクニヌシノミコト(大国主命)をまつる神社。現在の社殿の高さは約 24m だが、平安時代の出雲には高さ 45m を超す巨大な高床式の本殿が建てられていたとされる。</p> <p>・「日本サッカー協会のシンボルマーク」(写真) このマークはヤタガラスという神武天皇の道案内をしたと伝えられる 3 本足のガラスがモデルになっている。</p>

発行者	扱い方 ( 本文・コラム・写真等 )	取り上げている項目	記述の概要
学 び 舎	P44 本文 写真  P47 本文 コラム	家族と別れる防人の歌  金色にかがやく大仏  『常陸国風土記』に書かれた 富士山と筑波山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春が近づくと、ムラの人びとは、広場で祭りをおこなう。老若男女、ムラをあげて集まり、食事をともし、酒盛りがはじまる。こうして、この年の米の豊作をいのである。( 本文 )</li> <li>・神木に供えものをささげ、豊作をいのである ( 推定復元図 ) ( 写真 )</li> <li>・朝廷は、仏教だけでなく、日本の歴史や神話の本の編さんも重視した。少し時代はさかのぼるが、天武天皇の命令によって、記録や語り伝えられてきたことをまとめる事業がはじまった。奈良時代になって、中国にならった歴史書として『日本書紀』、神話の記録として『古事記』が完成した。これらは、国の統一をすすめる目的でつくられたものだが、古くから伝えられた伝承もふくんでいた。太陽の女神とされる天照大神が、天から地上に神々をつかわし、その子孫が国を平定して、最初の天皇となったという神話は、そこに記録されたものである。</li> <li>また、出雲の国 ( 島根県 ) や常陸国 ( 茨城県 ) など、国ごとに言い伝えられたことを記した『風土記』もまとめられた。( 以上、本文 )</li> <li>・旅に出た母神が富士山に来て宿をたのんだところ、「収穫を祝う新嘗祭なので、お世話できません」と断られた。おこった母神は、「この山は、冬も夏も雪におおわれ、人も登らない山となるだろう」と予言した。これに対して、筑波山の神は、「母神をお泊めしないわけにはいかない」と食事まで準備して迎えた。これに喜んだ母神は、筑波山は人びとが集まって歌やおどりの宴がたえない山となるだろうと祝福した。</li> <li>この時代の人びとは、このように、富士山や筑波山のような、すがた形が美しい山々には、神々が宿っていると考えていた。( 以上、コラム本文 )</li> </ul>

別紙 2 - 7 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】h 北朝鮮による日本人拉致問題に関する内容 ( 中学校 社会 歴史的分野 )

発行者	扱い方 ( 本文・コラム・写真等 )	取り上げている項目	記述の概要
東京書籍	P260 本文 注釈 写真	変化の中の日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>核兵器の開発を進めるとともに、人権や主権を無視して多数の日本人を拉致したことが明らかになった北朝鮮との関係は、難しい問題である。( 本文 )</li> <li>拉致問題 ( 東京都 2002 年 10 月 15 日 )( 写真 )</li> <li>被害者のうち 5 人が 2002 年に、その家族が 2004 年に北朝鮮から帰国したが、依然として問題は解決されておらず、国交正常化の動きも進んでいない。( 注釈 )</li> </ul>
教育出版	P256 テーマ学習の紹介 本文 写真	隣国と向き合うために「朝鮮半島での動き」	<ul style="list-style-type: none"> <li>2002 年、日本の小泉純一郎首相が北朝鮮を訪問して、日朝首脳会談を行い、両国は国交の正常化を旨とせず日朝平壤宣言に署名した。会談で、北朝鮮側は日本人拉致の事実を認めて謝罪し、まもなく一部の拉致被害者の帰国が実現しました。しかし、いまだに行方のわからない被害者も多くいるため、日本政府は、その消息と帰国を求める交渉を続けている。( 本文 )</li> <li>北朝鮮から帰国した拉致被害者 ( 2002 年 )( 写真 )</li> </ul>
清水書院	P265 本文 注釈	沖縄の復帰、中国・朝鮮との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>北朝鮮と日本との関係は「二つの世界」の対立のもとで、閉ざされたままとなっていた。( 本文 )</li> <li>1991 年に両国による国交正常化のための交渉がはじめられたが、中断した。2002 年 9 月、はじめて日本の首相が訪朝して日朝首脳会談がおこなわれた。交渉が再開されたが、北朝鮮による日本人の拉致 ( むりやり連れ去ること ) 事件が解決されていないことや、北朝鮮の核問題もあって交渉は進んでいない ( 2014 年 3 月現在 )。( 注釈 )</li> </ul>
帝国書院	P259 本文 写真	激変する日本とアジア	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国と北朝鮮はいまだ分断されており、北朝鮮による日本人の拉致問題も未解決のままである。( 本文 )</li> <li>拉致被害者の帰国 ( 写真 )</li> <li>北朝鮮によって日本から拉致された被害者のうち 5 名が、2002 年、24 年ぶりに帰国した。そのほかの被害者のさらなる情報開示・帰国が求められている。( 注釈 )</li> </ul>
日本文教出版	P264 注釈  P270 写真 注釈	日朝平壤宣言  21 世紀と日本の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝鮮民主主義人民共和国とは、1991 ( 平成 3 ) 年に国交正常化交渉が始まった。2002 年に首脳会談が行われ、国交正常化交渉の再開を含む日朝平壤宣言が発表された。この会談の中で、北朝鮮側が日本人を拉致していたことを認めた。その後、国交正常化に向けた交渉は進んでいない。( 注釈 )</li> <li>消息が明らかでない拉致被害者も多く、一刻も早い解決が求められている</li> <li>北朝鮮から帰国した拉致被害者 ( 2002 年 )( 写真 ) 消息が明らかでない拉致被害者も多く、一刻も早い解決が求められる。( 注釈 )</li> </ul>
自由社	P272,273 本文 写真 注釈	21 世紀の日本の進路	<ul style="list-style-type: none"> <li>北朝鮮は 1970 年代から日本人を拉致し、自国の体制強化のために利用した。日本は 3 度にわたり拉致被害者と家族の一部を帰国させたが、依然として数百名ともいわれる日本人同胞が不当に拘束されている。( 本文 )</li> <li>北朝鮮に拉致された人たちの帰国 ( 2002 年 10 月 15 日 )( 写真 ) わが国の国民保護の体制の不備について拉致された被害者も多い。( 注釈 )</li> </ul>
育鵬社	P273 本文 写真 注釈	世界のための日本の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>北朝鮮の工作員に多くの日本人が連れ去られた事件 ( 拉致事件 ) も解決されていない。( 本文 )</li> <li>「北朝鮮に拉致されて帰国した人たち ( 2002.10.15 )」( 写真 )</li> <li>2002 ( 平成 14 ) 年 9 月、訪朝した小泉純一郎首相に対し、北朝鮮は日本人を拉致した事実を認めた。その後、拉致被害者の一部は帰国したものの、今なお、拉致された多数の日本人の消息が不明であり、問題は解決していない。( 注釈 )</li> </ul>
学び舎	記載なし		

別紙 2 - 8 (参考) 近現代の歴史的な事象で通説的な見解が存在しない内容 (中学校 社会 歴史的分野)

< 南京事件 >

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真等)	取り上げている項目	記述の概要
東京書籍	P220 本文 注釈	日中戦争と戦時体制	・日本軍は、1937 年末に首都の南京を占領し、その過程で、女性や子どもなど一般の人々や捕虜をふくむ多数の中国人を殺害した。(南京事件)。 (注釈) この事件は、「南京大虐殺」とも呼ばれる。被害者の数については、さまざまな調査や研究が行われているが、いまだに確定していない。
教育出版	P219 本文 注釈	軍国主義の高まりと日中戦争	・12月に占領した首都の南京では、捕虜や住民を巻き込んで多数の死傷者を出した。 (注釈) このできごと(南京事件)は、戦後の極東国際軍事裁判(東京裁判)で明らかにされた。犠牲者の数などについては、さまざまな説がある。
清水書院	P233 本文 P232 注釈	日中戦争と戦時体制	・南京占領の際には、兵士のほか、捕虜や武器を捨てた兵士、老人・女性・子どもを含む非戦闘員も無差別に虐殺され、国民政府の臨時首都がおかれた重慶への空爆でも多数の民間人が犠牲となった。 (注釈) 南京大虐殺とよばれる事件。諸外国はこの南京大虐殺を強く非難したが、軍の統制を受けた報道によって当時の日本人はこの事実を知らなかった。
帝国書院	P220 本文 注釈	戦争につき進む日本	・日本軍は中国南部からも侵攻し、上海や当時首都であった南京を占領した。南京では、兵士だけでなく多くの民間人が殺害された(南京事件)。 (注釈) この事件は、諸外国から非難されたが、戦争が終わるまで、日本国民に知らされなかった。死者数をふくめた全体像については、調査や研究が続いている。
日本文教出版	P228 本文 注釈	日中全面戦争と戦時体制	・日本軍は、各地ではげしい抵抗にあいながらも戦線を広げ、12月に占領した首都南京では、捕虜のほか、女性や子どもを含む多数の住民を殺害した(南京事件)。 (注釈) 当時、この事件は日本国民に知られていなかった。戦後、極東国際軍事裁判に当時の調査資料が提出され、その後の研究で、部隊や将兵の日記にもさまざまな殺害の事例が記されていることがわかった。ただし、全体像をどうとらえればよいのかなど、さらに研究が必要な部分もある。
自由社	記述なし		
育鵬社	P229 本文 注釈	日中戦争(支那事变)	・日本軍は12月に首都・南京を占領したが、蒋介石は奥地の重慶に脱出して徹底抗戦の姿勢をとり、戦争は長期化していった。 (注釈) このとき、日本軍によって、中国の軍民に多数の死傷者が出た(南京事件)。この事件の犠牲者数などの実態については、さまざまな見解があり、今日でも論争が続いている。
学び舎	P235 本文 注釈 体験談資料	戦火は上海, 南京, 重慶へ - 日中戦争 -	・日本軍は、食料などの物資は十分に補給されず、現地で調達せよと命令されていた。そのため、日本軍が通過する地域の住民は食料を要求され、略奪・殺傷などの被害を受けた。日本軍は12月、南京を占領した。このとき国際法に反して大量の捕虜を殺害し、老人・女性・子どもをふくむ多数の市民を暴行・殺害した(南京事件)。 日本では南京占領を祝う行事が盛大に行われた。 (注釈) 捕虜についての国際法 ハーグ陸戦条約では、捕虜は「人道をもって取り扱うべし」とされ、「兵器を捨て、または自衛の手段が尽き、投降を欲する敵を殺傷すること」を禁じていた。日本はこの条約を1911年に批准した。 (体験談資料) 南京市に住んでいた夏淑琴(当時8歳)の話 昼近くに銃剣を持った日本兵が家に侵入してきました。逃げようとした父は撃たれ、母と乳飲み児だった妹も殺されました。祖父と祖母はピストルで、15歳と13歳だった姉は暴行されて殺されました。私と4歳の妹は、こわくて泣き叫びました。銃剣で3ヶ所刺されて、私は気を失いました。気がついたとき、妹は母を呼びながら泣いていました。家族が殺されてしまった家で、何日間も妹と二人で過ごしました。(一部要約) 笠原十九司『体験者27人が語る南京事件』より

別紙 2 - 9 (参考) 政府の統一的な見解に関する内容 (中学校 社会 歴史的分野)

< 東京裁判 >

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真等)	取り上げている項目	記述の概要
東京書籍	P243 本文 写真 注釈	占領下の日本	・GHQの占領政策の基本方針は、日本が連合国の脅威にならないよう、徹底的に非軍事化することだった。軍隊を解散させ、戦争犯罪人(戦犯)と見なした軍や政府などの指導者を極東国際軍事裁判(東京裁判)にかけ、戦争中に重要な地位にあった人々を公職から追放した。 (写真)極東国際軍事裁判(東京裁判) (注釈)東条元首相など28名が「平和に対する罪」を犯したA級戦犯として起訴され、病死者などを除く25名が有罪判決を受けた。また、これとは別に、戦争中に残虐行為をしたとされるB・C級戦犯の裁判も、世界各地で行われた。(1947年)
教育出版	P236 本文 写真 注釈	敗戦からの再出発	・アメリカ軍のマッカーサーを最高司令官とする連合国軍総司令部(GHQ)は、日本政府に指令を出して、軍国主義を取り除き、民主主義を推し進める政策を実行しました。まず、軍隊を解散し、戦争の責任者を極東国際軍事裁判にかけて処罰した。 (写真)極東国際軍事裁判(東京裁判) (注釈)1948年の判決で、日本の政治家や軍人が、「平和に対する罪」などにより、戦争犯罪人として裁かれた。
清水書院	P249 本文 写真 注釈	民主化をめざして	・日本の非軍事化を進めるために軍隊は解散させられ、戦争を指導した責任者たちは戦争犯罪人として極東国際軍事裁判にかけられた。また、戦争協力者は公職から追放され、軍国主義や極端な国家主義をとらえた団体も解散させられた。 (写真)極東国際軍事裁判(東京裁判) (注釈)終戦の翌年から、東京市ヶ谷の旧陸軍省の建物で、政治・軍事の最高指導者を対象にはじめられた。
帝国書院	P238 本文 写真 注釈	敗戦からの出発	・1946年には、戦争犯罪容疑者を裁く極東国際軍事裁判(東京裁判)も始まり、主に平和に対する罪としてA級戦犯を裁いた。 (写真)極東国際軍事裁判(東京裁判) (注釈)この裁判では、戦争において指導的役割をしたA級戦犯が裁かれました。また、戦時中には捕虜や住民を虐待したB・C級戦犯の裁判は、日本以外にもアジア各地で行われた。
日本文教出版	P249 本文 写真 注釈	第二次世界大戦後の世界と日本	・総司令部は、日本政府に対して、(略)という五大改革の指令を出した。また、日本軍を解散させ、戦争をおしすすめた軍人や政治家の逮捕・裁判(極東国際軍事裁判)、職業軍人や国家主義者などの公職からの追放を進めた。 (写真)極東国際軍事裁判(東京裁判) (注釈)ポツダム宣言に基づいて連合国が開き、1948年に、戦争をおし進めた軍人や政治家25人全員(病死など3名を除く)に対して、有罪判決が下された。
自由社	P253 本文 写真 注釈  P255 コラム	占領下の日本	・1946(昭和21)年からは、東京裁判(極東国際軍事裁判)が開かれた。戦争中の指導的な軍人や政治家が「平和に対する罪」などを犯した戦争犯罪者(戦犯)であるとして、25人が有罪判決を受け、うち7人が死刑判決を受けた。 (写真)東京裁判で判決を聞く元首相の東条英機 (注釈)死刑執行は今上(現)天皇の誕生日(12月23日)になされた。 (コラム)占領下の検閲と東京裁判 東京裁判と国際法 東京裁判は1946(昭和21)年5月から2年半にわたって開かれた。戦争中の指導的な政治家や軍人が被告とされ、被告人全員が有罪とされて、東条英機以下7人が絞首刑に処された。 東京裁判は 勝った側が負けた側を裁いていた、 裁判官も検察官も大多数が勝った側から出た、 勝った側の戦争犯罪は裁かれなかった、という指摘があります。また、平和に対する罪などは戦後に出てきた考えで、事後法によって裁いてはいけない近代法の原則にも反するという指摘もある。 インドを代表して参加したパル判事は、この裁判は国際法上の根拠を欠いているとして、全員の無罪を主張した。しかしGHQはこの意見書を公開しなかった。 マッカーサーの反省 東京裁判開廷の最高責任者だったのはマッカーサーだった。マッカーサーはこの東京裁判を積極的に推進したと考えられているが、戦争を始めた人を新たに設けた「平和に対する罪」で裁くことで本当に平和を維持することはできるのか、という疑問を最初からもっていた。 1950(昭和25)年10月、マッカーサーはトルーマン大統領に会ったとき、同年6月から始まった朝鮮戦争をとりあげて、国家の指導者を平和に対する罪で裁いても戦争を阻止することはできないのだと、東京裁判について疑問を述べた。 このような批判や反省のある裁判だが、現在の日本政府は、「裁判は受諾しており、異議を述べる立場にはない」としている。
育鵬社	P254 本文 P256 コラム 写真 説明	占領下の日本と日本国憲法	・軍隊は解散させられ、戦争の計画や実行に中心的な役割をになったとされた軍人や政治家は、極東国際軍事裁判(東京裁判)にかけられ裁かれた。 (コラム) 戦犯として裁かれた人たち マッカーサーは、戦争中につくった裁判所条例に基づいて極東国際軍事裁判(東京裁判)を開いた。検事や裁判官は、すべて戦勝国とその植民地から任命され、日本人の弁護士はわずかだった。 裁判は、戦争指導にたずさわった政治家や軍人を、侵略戦争を行った「平和に対する罪」で裁こうとするものであった。弁護団は、この罪は新しく導入された考え方であり、過去の戦争にさかのぼらせて適用することは不当であると異議を申し立てたが、却下されたまま裁判は始まった。 1948(昭和23)年11月、25人に判決が下り、翌月、東条英機元首相以下7人が死刑となった。判決に当たって、インドやオランダなど5か国の裁判官は少数意見を提出した。その中でインド代表のパール判事は、「復讐の欲望を満たすために、たんに法律的手続きを踏んだにすぎないようなやり方は、国際正義の観念とはおよ

育鵬社			<p>そ縁違い」として、全被告を無罪とする意見を述べている。</p> <p>また、捕虜虐待などの戦争犯罪に問われた軍人なども、横浜やシンガポール、マニラなど各地の裁判所で裁かれ、1000人を超える人々が、十分な弁護を受けることもなく死刑に処せられた。</p> <p>東京裁判についてのみかた</p> <p>このように、東京裁判では、日本の政治家・軍人たちが戦争犯罪者として裁かれた。日本政府も占領終了時に、東京裁判の判決を受け入れることを表明した。その一方で、米ソなどの戦勝国に対しては、当時の国際法から見て戦争犯罪とされるものでも、罪に問われることはなかった。</p> <p>東京大空襲や原爆投下などのアメリカ軍による都市空襲では、多くの一般市民の命がうばわれた。ソ連軍の満州侵攻でも、満州に住む日本人への暴行や日本人の将兵のシベリア抑留によって、多くの人が被害を受けた。しかし、東京裁判については「平和に対する罪」を過去にさかのぼって適用したことの不当性を批判する意見がある。一方では世界平和に向けて国際法の新しい展開を開いた裁判として積極的に肯定する意見もあり、その評価は現在でも定まっていない。</p> <p>(写真)東京裁判の法廷</p> <p>(説明)左奥が裁判官席、右奥が被告席。実際の審理では、検察側の証拠の多くはそのまま採用されたが、弁護側の証拠は却下されることが多かった。</p>
学び舎	P259 本文	焼け跡からの出発 占領と日本の民主主義	<p>・GHQは軍隊を解散させ、戦争を指導した政治家や軍人を逮捕して、極東国際軍事裁判(東京裁判)にかけた。この裁判では、昭和天皇の責任は問われなかった。</p>

【政府の統一的な見解】

H27.3.25 衆議院外務委員会における岸田外務大臣の答弁

「東京裁判の全てを受け入れている。どの部分についても、国と国との関係において、当該裁判について異議を述べる立場にない。」

外務省 HP「歴史問題 Q&A」より

- 1 極東国際軍事裁判(東京裁判)は、戦後、連合国が日本人の重大戦争犯罪人を裁くために設置された裁判で、28名が平和に対する罪や人道に対する罪等により起訴され、病死または免訴となった者以外の25名が有罪判決を受けたものです。
- 2 この裁判については様々な議論があることは承知していますが、我が国は、サンフランシスコ平和条約第11条により、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾しており、国と国との関係において、この裁判について異議を述べる立場にはないと考えています。

<慰安婦問題>

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真等)	取り上げている項目	記述の概要
学び舎	P239 コラム P281 コラム 資料	朝鮮・台湾の人びとと日本の戦争  問い直される人権の侵害	<p>・朝鮮、台湾の若い女性のなかには、戦地に送られた人たちがいた。この女性たちは日本軍とともに移動させられ、自分の意思で行動することはできなかった。</p> <p>・1991年の韓国の金学順の証言をきっかけとして、日本政府は、戦時下の女性への暴力と人権侵害についての調査を行った。そして、1993年にお詫びと反省の気持ちをしめす政府見解を発表した。このように、東アジアでも戦時下の人権侵害を問い直す動きがすすんだ。アメリカ、オランダなどの各国の議会もこの問題を取り上げた。現在、世界各地の戦時下の暴力や人権侵害の責任が問い直されるようになっている。</p> <p>(資料)河野洋平官房長官談話(1993年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の結果、長期に、広い地域に、慰安所が設けられ、数多くの慰安婦が存在したことが認められる。</li> <li>・朝鮮半島からの慰安婦の募集、移送などは、総じて本人たちの意思に反して行われた。</li> <li>・軍の関与の下で、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた。政府は、苦痛を受け、心身に癒やすことのできない傷を負ったすべての方々に対し、心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。</li> <li>・歴史の真実を直視し、歴史研究・歴史教育を通じてこの問題を記憶にとどめ、過ちをくり返さない決意を表明する。(一部要約)</li> </ul> <p>*現在、日本政府は「慰安婦」問題について「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような資料は見発されていない」との見解を表明している。</p>

【政府の統一的な見解】

H5.8.4 慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話(抜粋)

「今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。」「いづれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかなを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徹しつつ、今後とも真剣に検討すべきものとする。」 外務省 HPの「歴史問題 Q&A」より引用

H25.5.7 日本軍「慰安婦」問題の強制連行を示す文書に関する内閣総理大臣答弁(抜粋)

「平成5年8月4日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかったものである。」

# 中学校 社会 公民的分野

別紙1 【(1)調査研究の総括表】

研究事項 大項目 発行者	a 大項目別のページ数, 割合					b 自由・権利について記述している箇所数					c 責任・義務について記述している箇所数					d 宗教や伝統文化を取り上げている箇所数				
	私 たち と 現 代	私 たち と 経 済	私 たち と 政 治	私 たち と 国 際 社 会	合 計	私 たち と 現 代	私 たち と 経 済	私 たち と 政 治	私 たち と 国 際 社 会	合 計	私 たち と 現 代	私 たち と 経 済	私 たち と 政 治	私 たち と 国 際 社 会	合 計	私 たち と 現 代	私 たち と 経 済	私 たち と 政 治	私 たち と 国 際 社 会	合 計
東書	28 13.5%	50 24.0%	84 40.4%	46 22.1%	208	0	4	61	0	65	1	1	4	2	8	9	3	7	11	30
教出	22 10.8%	60 29.4%	84 41.2%	38 18.6%	204	0	10	55	1	66	3	1	8	0	12	17	2	10	8	37
清水	18 10.5%	52 30.2%	74 43.0%	28 16.3%	172	0	11	48	1	60	0	3	5	0	8	12	2	5	4	23
帝国	28 13.8%	60 29.6%	74 36.5%	41 20.2%	203	0	6	41	2	49	2	4	7	0	13	14	1	5	4	24
日文	30 13.9%	56 25.9%	88 40.7%	42 19.4%	216	1	4	48	1	54	2	2	5	0	9	16	0	6	7	29
自由	36 18.6%	36 18.6%	70 36.1%	52 26.8%	194	10	4	43	0	57	3	2	4	0	9	12	2	2	3	19
育鵬	33 16.6%	50 25.1%	78 39.2%	38 19.1%	199	2	2	39	0	43	0	1	5	0	6	15	2	5	13	35
平均値	27.86 14.0%	52 26.1%	78.86 39.5%	40.71 20.4%	199.4	2	6	48	1	56	2	2	5	0	9	14	2	6	7	28

別紙 2 - 1 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 b自由・権利について記述している内容 【東京書籍】(中学校 社会 公民的分野)

個人の「～の権利」や「～権」、「～の自由」として記述している内容を取り上げた。

	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治		私たちと国際社会の課題	
具体的な内容	0	消費者主権 消費者の権利 労働者の権利 生存権 4	基本的人権 自由権 社会権 生存権 高齢者の人権 選挙権 平等権 参政権 個人の自由 外国人参政権 精神の自由 身体の自由 経済活動の自由 思想・良心の自由 信教の自由 集会・結社・表現の自由 学問の自由 職業選択の自由 被疑者・被告人の権利 職業選択の自由 財産権 教育を受ける権利 勤労の権利 労働基本権(労働三権) 団結権 団体交渉権 団体行動権 情報を公開されない権利 意見を述べる権利 報道の自由 情報を手に入れる権利 被選挙権 国民投票権 国民審査権 請願権 裁判を受ける権利 国家賠償請求権 刑事補償請求権 請求権 表現の自由 集会・結社の自由 住居・移転・職業選択の自由 新しい人権	環境権 知る権利 プライバシーの権利 自己決定権 弁護人を依頼する権利 黙秘権 公開裁判を受ける権利 直接請求権 子どもの権利 健やかに成長する権利 生きる権利 意見を表明する権利 休憩し遊ぶ権利 日照権 肖像権 知的財産権 著作権 先住民の権利	61	0



別紙 2 - 1 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 b自由・権利について記述している内容 【発行者 教育出版】(中学校 社会 公民的分野)

個人の「～の権利」や「～権」、「～の自由」として記述している内容を取り上げた。

	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治		私たちと国際社会の課題
具体的な内容		消費者の安全と権利 消費者としての権利 株主本来の権利 生存権 職業選択の自由 働く人たちの権利 団結権 団体交渉権 団体行動権 労働三権	自由権 基本的人権 社会権 平等権 参政権 女性のいろいろな権利 (配偶者の選択から妊婦が国から補助される権利まで) 精神活動の自由 生命・身体の自由 経済活動の自由 言論の自由 集会・結社の自由 思想・良心の自由 信教の自由 表現の自由 身体の自由 奴隷的拘束や苦役からの自由 身体を不当に拘束されない権利 被告人が弁護人を依頼する権利 法廷における不利益な供述を強要されない権利 職業選択の自由 選挙権 被選挙権 学ぶ権利 生存権 教育を受ける権利 労働権 団結権 団体交渉権 団体行動権(争議権) 労働基本権(労働三権) 新しい人権 幸福追求権 健康で快適な環境で暮らす権利 環境権 知る権利 プライバシーの権利 自己決定権 他人の権利 肖像権 著作権	監視する権利 国民投票権 国民審査権 住民投票権 直接請求権 請願権 請求権 公正な裁判を受ける権利 刑事補償請求権 子どもによる意見の表明権 平和のうちに生存する権利 報道の自由 不逮捕特権 証人を求める権利 迅速に公開裁判を受ける権利 (裁判公開の原則)	言論の自由
	0	10			55

別紙 2 - 1 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 b自由・権利について記述している内容 【発行者 清水書院】(中学校 社会 公民的分野)

個人の「～の権利」や「～権」、「～の自由」として記述している内容を取り上げた。

	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治		私たちと国際社会の課題
具体的な内容		財産権 営業の自由 経済活動の自由 勤労の権利 職業選択の自由 休憩の権利 団結権 団体交渉権 団体行動権 労働三権(労働基本権) 消費者の権利	所有権 信教の自由 言論や著作・印刷の自由 集会・結社の自由 基本的人権 幸福を求める権利 自由権 生命・身体の自由(人身の自由) 黙秘権 精神の自由 思想・良心の自由 信教の自由 学問の自由 表現の自由 集会・結社や言論・出版の自由 報道や表現の自由 財産権 経済活動の自由 平等権 参政権 公務員になる権利 社会権 生存権 教育を受ける権利(学習権) 勤労の権利 労働基本権 団結する権利 団体交渉する権利 団体行動する権利 選挙権(投票権) 被選挙権 請願権 国家賠償請求権 刑事補償請求権 国務請求権 新しい人権 プライバシーの権利 知る権利 アクセス権 環境権 自己決定権 投票の自由 裁判を受ける権利	直接請求権 平和のうちに生存する権利 国民の知る権利 国民主権 人権を守る権利	教育を受ける権利
	0	11		48	1

別紙 2 - 1 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 b自由・権利について記述している内容 【発行者 帝国書院】(中学校 社会 公民的分野)

個人の「～の権利」や「～権」、「～の自由」として記述している内容を取り上げた。

	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治		私たちと国際社会の課題
具体的な内容		消費者の権利 団結権 団体交渉権 団体行動権 労働基本権(労働三権) 生存権	自由権 平等権 社会権 表現の自由 選挙権(参政権) 外国人の参政権 幸福追求の権利 精神の自由 思想・良心の自由 集会の自由 信教の自由 学問の自由 生命・身体の自由 法律の定める手続きによらなければ逮捕されない権利 黙秘権 裁判を受ける権利 経済活動の自由 住む場所を選ぶ自由 職業選択の自由 財産を蓄える権利(財産権) 知的財産権 生存権 教育を受ける権利 勤労の権利 労働基本権 団結権 団体交渉権 団体行動権 環境権 日照権 プライバシーを守る権利 肖像権 知る権利 自己決定権 被選挙権 請願権 請求権 賠償請求権 刑事補償請求権 投票の権利 直接請求権		子どもの生命に対する権利 教育を受ける権利
	0	6		41	2

別紙 2 - 1 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 b自由・権利について記述している内容 【発行者 日本文教出版】(中学校 社会 公民的分野)

個人の「～の権利」や「～権」、「～の自由」として記述している内容を取り上げた。

	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治		私たちと国際社会の課題	
具体的な内容	個人の選択する自由	経済活動の自由 労働基本権 労働条件の改善などを交渉できる権利 働く権利	国民主権 基本的人権 表現の自由 信教の自由 財産権 自由権 投票権 社会権 参政権 精神の自由 生命・身体の自由 言論・出版・集会の自由 居住・移転の自由 契約の自由 職業選択の自由 平等権 集会・結社・表現などの自由 結婚の自由 生存権 教育を受ける権利 勤労の権利 労働基本権 団結権 団体交渉権 団体行動権 被選挙権 請願権 選挙権 裁判を受ける権利 刑事補償請求権 国家賠償請求権 新しい人権 幸福追求権 知る権利 プライバシーの権利 自己情報コントロール権 肖像権 環境権 日照権 自己決定権 嫌煙権 直接請求権 住民の権利 証人を求める権利 弁護人を依頼する権利 黙秘権 迅速な公開裁判を受ける権利 国民の権利や自由			基本的人権
	1	4		48	1	

別紙 2 - 1 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 b自由・権利について記述している内容 【発行者 自由社】(中学校 社会 公民的分野)

個人の「～の権利」や「～権」、「～の自由」として記述している内容を取り上げた。

	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治		私たちと国際社会の課題	
具体的な内容	親権 居所指定権 懲戒権 職業許可権 財産管理権 国民主権 参政権 精神活動の自由 経済活動の自由 自由権	団結権 団体交渉権 争議権 団体行動権	職業選択の自由 営業の自由 移動の自由 基本的人権 自由権 参政権 選挙権 国民主権 基本的人権の尊重 国民投票の投票権 プライバシーの権利 知る権利 環境権 新しい権利 社会権 身体の自由 精神の自由 信教の自由 学問の自由 経済活動の自由 権利の平等 生存権 教育を受ける権利 勤労の権利 請求権 団結権 団体交渉権 団体行動権 労働基本権 外国人参政権 地方選挙権 知られない権利 生命,自由及び幸福追求の権利 自分の生き方を決定する権利 日照権 被選挙権 請願権 裁判を受ける権利 賠償請求権 刑事補償請求権 直接請求権 住民投票の権利 法のもとの平等			
	10	4			43	0

別紙 2 - 1 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 b自由・権利について記述している内容 【発行者 育鵬社】(中学校 社会 公民的分野)

個人の「～の権利」や「～権」、「～の自由」として記述している内容を取り上げた。

	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治		私たちと国際社会の課題
具体的な内容	知的財産権 著作権	消費者の権利 生存権	国民主権 自由権 社会権 参政権 請求権 表現の自由 思想・良心の自由 信教の自由 集会・結社の自由 学問の自由 精神の自由 身体の自由 経済活動の自由 平等権 選挙権 公務員になる権利 生存権 教育を受ける権利 勤労の権利 団結権 団体交渉権 団体行動権 労働三権 労働基本権 被選挙権 請願権 外国人参政権 裁判を受ける権利 新しい権利 知る権利 プライバシーの権利 環境権 知的財産権(知的所有権) 治療法を選択する権利 情報公開請求権(情報を求める権利) 幸福追求権 日照権 眺望権 直接請求権		
	2	2		39	0

別紙 2 - 2 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 c 責任・義務について記述している内容 ( 中学校 社会 公民的分野 )

個人の「～の責任」や「～の義務」として記述している内容を取り上げた。

	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治	私たちと国際社会の課題
東京書籍	決まりを守る責任 1	環境に配慮した消費を行う責任 1	普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 公共の福祉のために利用する責任 4	能力に応じて責任 宗教的な義務 2
教育出版	地域社会への責任 権利を守るための責任や義務 よりよい社会を作っていく責任 3	消費者としての責任 1	労働者の権利と義務 国民の権利と義務 普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 憲法を尊重し擁護することが義務づけられている 秩序を守っていくという義務 住民の権利と責任 8	0
清水書院	0	税金を納める義務 納税の義務 法的責任 3	義務教育 公共の福祉のためにこれを利用する責任 普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 5	0
帝国書院	子どもを養ったり教育したりする義務 きまりを守る責任や義務 2	社会的責任 社会保険への加入義務 納税の義務 契約を守り、実行する責任 4	納税の義務 勤労の義務 国民の義務 普通教育を受けさせる義務 条例を守る責任 公共の福祉のために国民の自由や権利を利用する責任 納税により、行政活動を支えるなどの義務 7	0
日本文教出版	きまりを守る責任 契約の内容についての義務 2	代金を支払う義務 商品を引き渡す義務 2	子どもに普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 国民の義務 憲法を尊重し擁護する義務 5	0
自由社	未成年の子供を監護し、教育する義務 法に従い社会の秩序に従う義務 納税の義務 3	国民年金への加入義務 社会保険への加入義務 2	普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 裁判員の守秘義務 4	0
育鵬社	0	納税の義務 1	国民の義務 子どもに普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 守秘義務 5	0

宗教や伝統文化について人々の生活に影響を与えていることが分かる内容を取り上げた。

	私たちと現代社会		私たちと経済	私たちと政治	私たちと国際社会の課題
東京書籍	伝統文化(能・歌舞伎,生活文化等) 食文化(日本全国の様々な雑煮) 琉球文化(エイサー,紅型等) アイヌ文化(アイヌ古式舞踊,アットゥシ他) 年中行事(初詣,節分など) 文化財保護法 多文化共生・異文化理解 無形文化遺産・世界遺産 伊達の黒船太鼓と復興輪太鼓		伝統的工芸品(南部鉄器) 町並み保存運動(愛媛県内子町) 棚田オーナー制度(三重県熊野市丸山千枚田)	アイヌ民族 アイヌ文化振興法 アイヌ文化振興(アイヌ民族音楽会,アイヌ文化ふれあいまつり) アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議 信教の自由 重要伝統的建造物群保存地区(石川県金沢市) 伝統的な街並み(広島県福山市)	文化の多様性に関する世界宣言 「日章旗」国旗 「君が代」国歌 キリスト教 イスラム教 仏教 ヒンドゥー教 ユダヤ教 和食(日本人の伝統的な食文化) 世界遺産条約 パレスチナ問題
		9	3	7	11
教育出版	自然崇拜(アニミズム) 祖先信仰 神道 年中行事(正月,初詣など) 宗教的儀式 世界の三大宗教(キリスト教,仏教,イスラム教) 文化財 伝統芸能(狂言など) 伝統工芸 日本の祭り(阿波踊り,浅草三社祭等)	五重塔の技と知恵(心柱) 武士道 茶道 華道 書道 日本料理(和食) 無形文化遺産	伝統工芸(うちわ作りなど) 行事「物々交換」(大分市)	神社神道 信教(宗教)の自由 宗教的活動 政教分離 アイヌ民族 ユネスコの無形文化遺産 アイヌの伝統的な踊り アイヌ文化 アイヌ文化振興法 韓国・朝鮮の伝統芸能	「日章旗(日の丸)」国旗 「君が代」国歌 イスラム教(シーア派,スンニ派など) ヒンズー教 キリスト教(プロテスタント,カトリックなど) 仏教 戒律 宗教の対立
		17	2	10	8
清水書院	白川郷・五箇山の合掌造り集落 茅葺きや瓦屋根 年中行事(正月,節分,節句,盆踊りなど) 仏教 秋祭り 芸術(歌舞伎,能,和歌,俳句など) 日本の伝統的な和食 神道 神仏習合	ユネスコ無形文化遺産「食の文化」 琉球文化 アイヌ文化	歴史と文化の環境税(太宰府市) 棚田の景観	アイヌ民族 アイヌ文化振興法 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議 信教の自由 政教分離の原則	イスラーム主義 「日章旗(日の丸)」国旗 「君が代」国歌 宗教対立
		12	2	5	4
帝国書院	年中行事(正月,お盆など) 日本の文字 日本の神話 伝統文化(歌舞伎,茶道,俳諧など) 伝統芸能(大鹿歌舞伎) 世界の宗教(礼拝,クリスマス,断食月など) 助け合い 「和」の精神 勤勉な気質	伝統工芸(輪島塗,笠間焼など) 郷土の文化財 食文化(寿司など) 郷土料理 祭り	ものづくり(燕市の金属洋食器工場)	アイヌ民族 アイヌ文化振興法 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議 信教の自由 政教分離	日章旗(日の丸)・国旗 君が代・国歌 パレスチナ問題 イスラム急進派
		14	1	5	4



宗教や伝統文化について人々の生活に影響を与えていることが分かる内容を取り上げた。

	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治	私たちと国際社会の課題	
日本文教出版	伝統工芸（伝統的な筆づくりなど） 年中行事（お正月，七夕，神社の秋祭りなど） 二十四節気 伝統的な筆づくり 衣食住などの伝統文化 日本の伝統（能，歌舞伎，和太鼓など） 地域文化（料理，行事，方言など） 文化の伝承（伊勢神宮，石見神楽など） キリスト教（イエス） 仏教（シャカ） イスラム教 遍路（巡礼）・四国八十八ヶ所めぐり 無形文化遺産（和食など）	近代化産業遺産 世界文化遺産（富士山など） 禅の精神（龍安寺など）		信教の自由 アイヌ文化の継承・体験学習 アイヌ民族 アイヌ文化振興法 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議 まちづくり（京都の景観など）	日章旗・国旗 君が代・国歌 聖書 クルアーン（コーラン） 世界遺産 聖地エルサレム 宗教対立（パレスチナ問題）
自由社	稲作文化 伝統行事（祭り，盆踊りなど） 日本型食生活 神道 仏教 儒教 キリスト教 和の精神 勤労・勤勉	ものづくり 日本の芸術（浮世絵，能，華道，茶道など） イスラム教	文化財・文化遺産 合議の伝統	合議の伝統（十七条憲法など） 信教の自由	国旗・日章旗 国歌・君が代 国旗掲揚の国際儀礼
育鵬社	神道 仏教 宗教的行事（初もうで，お宮参りなど） 年中行事（節分，七夕など） 八百万の神 日本庭園（枯山水など） 神社の祭礼 登拝（信仰登山「富士講」） 神社仏閣・建築 食に関する社会的習慣 皇室の文化や祭祀 異文化理解 琉球文化（三線など） アイヌの古式舞踊	伝統工法（法隆寺の五重塔と東京スカイツリー）	史跡 文化財	信教の自由 歴史まちづくり法 まちづくり・村おこし アイヌ文化振興法 アイヌ文化の継承	日章旗（日の丸）・国旗 君が代・国歌 国連教育科学文化機関（UNESCO） 宗教対立 文化多様性条約 文化遺産や自然遺産 キリスト教 イスラム教 仏教 ユダヤ教 異文化理解 エスノセントリズム（自民族中心主義） 文化相対主義

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真等)	取り上げている項目	記述の概要	
東京書籍	P39 本文 P41 本文 写真 表	立憲主義と日本国憲法 国民主権と天皇の地位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法は、戦前の天皇主権を否定して国民主権の原理を採用し、人權の保障を強化している。(本文)</li> <li>・日本国憲法では、天皇は主権者ではなく、日本国と日本国民統合の「象徴」となり、その地位は主権者である国民の総意に基づくものと定められた(憲法第1条)。天皇は、国の政治についての権限を持たず、憲法に定められている国事行為のみを行う。天皇が国事行為を行うときは、内閣による助言と承認が必要で、その責任は内閣が負う。また、天皇は、国事行為以外にも、国際親善のための外国訪問や、式典への参加、被災地の訪問など、法的、政治的な権限の行使に当たらない範囲で、公的な活動を行っている。(本文)</li> <li>・内閣総理大臣の任命式(写真) ・国会召集の詔書(2013年)(写真) ・日本国憲法に見る天皇の地位と国民主権(条文) ・日本国憲法に定められた主な国事行為(表) ・東日本大震災の被災地に建てられた小学校の仮設校舎を訪問される天皇・皇后両陛下(福島県川俣町2013年)(写真)</li> <li>・天皇の国事行為に対する助言と承認も、内閣の仕事である。(本文)</li> </ul>	
	P88 本文	行政の仕組みと内閣		
教育出版	P39 表 P41 本文	憲法はこうして生まれた 国民の意思による政治	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大日本帝国憲法と日本国憲法の比較(表)</li> <li>・大日本帝国憲法のもとでは、主権は天皇にあるとされていましたが、日本国憲法の制定とともに、天皇の地位は変わった。日本国憲法第1条は、天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定し、国民主権のもとで、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」である。これを象徴天皇制という。象徴としての天皇は、国の政治に関する行為は行わず、形式的・礼儀的な国事行為のみを行う。天皇の国事行為には、国会の指名に基づく内閣総理大臣の任命、内閣の指名に基づく最高裁判所長官の任命(第6条)のほか、法律や条約の公布、国会の召集や衆議院の解散(第7条)などがある。こうした国事行為にはすべて内閣の助言と承認が必要とされる。また、国事行為のほかに、国会の開会式での「おことば」、外国の元首の接授、国内巡幸、外国訪問などが認められている。(本文)</li> <li>・天皇の国事行為の一つ、内閣総理大臣の任命(写真)</li> <li>・東日本大震災の際、避難所をご訪問される天皇陛下2011年 岩手県釜石市(写真)</li> <li>・新年の一般参賀の様子(写真)</li> <li>・天皇およびその一族を、皇室という。「皇室典範」(皇室に関する法律)では、天皇の地位は世襲であって、皇位の継承は男系の男子に限ると定められている。</li> <li>・天皇が公的な地位で行う、国事行為には該当しない行為を、「公的行為」という。</li> <li>・皇室と人々の交流(コラム) 毎年、皇室は子育ての施設や最先端の研究施設など、全国のさまざまな場所を訪れ、積極的に人々と交流を図っている。写真の天皇皇后両陛下による小学校へのご訪問は、「こどもの日」にちなんで行われたもので、秋の敬老の日の高齢者施設へのご訪問とともに、即位後の1992年以降、毎年続けられてきた。両陛下が80歳をむかえられた2014年を最後に皇太子、秋篠宮両ご夫妻に引き継がれることが決まっている。</li> <li>・小学校の授業を見学される天皇皇后両陛下2013年 東京都江東区(写真)</li> <li>・天皇の国事行為に助言や承認を与えることも、内閣の大切な仕事である。(本文)</li> </ul>	
	P41 写真			
	P41 注釈			
	P41 コラム 写真			
	P88 本文	内閣の仕事		
清水書院	P31 本文 注釈	日本国憲法の成立と基本原理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天皇は、主権者である国民の総意にもとづいて、「日本国及び日本国民統合の象徴」という地位をもつことになった。天皇は政治にかかわる権力の行使はできず、儀礼や儀式など憲法が定める国事行為のみをおこなう。(本文)</li> <li>・天皇の国事行為には、国会の指名にもとづいて内閣総理大臣を任命すること、内閣の指名にもとづいて最高裁判所の長官を任命すること、内閣の助言と承認にもとづいて、憲法改正、法律、条約などを公布することなどがある。(注釈)</li> <li>・内閣総理大臣は、国会議員のなかから国会で指名された人が天皇によって任命される。(本文)</li> </ul>	
	P76 本文	行政を担う内閣		
帝国書院	P37 イラスト 注釈 P37 写真 注釈 P39 本文 写真 注釈	日本国憲法とは 国民主権と私たち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「GHQが作成したポスター」(イラスト) 日本国憲法制定以前(上)と以後(下)の、天皇と国民の関係の変化などをイラストで表している。(注釈)</li> <li>・「日本国憲法公布の詔書」(写真) 詔書は天皇が国事行為について発する公的書類である。(注釈)</li> <li>・日本国憲法で国民主権が定められたことにより、大日本帝国憲法において主権者であった天皇の地位は大きく変わった。まず第1条で、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であるとされ、その地位は、主権者である「日本国民の総意に基づく」と定められた(象徴天皇制)。そして、天皇は国の政治を行う権限をいっさいもたず国事行為とよばれる形式的・儀礼的な行為を行う。すべての国事行為には内閣の助言と承認が必要で、内閣がその責任を負う。(本文)</li> <li>・「東日本大震災の被災者と言葉をかわされる天皇陛下(宮城県、2011年4月)」(写真)</li> <li>・国事行為 日本国憲法では、天皇が行う国事行為として、憲法改正・法律・条約などの公布、国会の召集、衆議院の解散、国務大臣の任免、勲章など栄典の授与、外国の大使公使の接受などが定められている。(注釈)</li> <li>・さらに、天皇の国事行為に対して助言と承認を与えたり、最高裁判所長官を指名したりすることも内閣の仕事である。</li> </ul>	
	P74 本文	内閣の役割		
	日本文教出版	P38 表 P39 グラフ P41 本文	日本国憲法の制定と三つの 基本原則 日本国憲法と国民主権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大日本帝国憲法と日本国憲法の比較(表)</li> <li>・新憲法に関する世論(1946年5月27日付新聞記事)</li> <li>・天皇は日本国と日本国民統合の象徴であり、この地位は、主権者である国民の総意に基づくものと定めている。日本国憲法には、国民主権のもとで国政は国民の代表者が行い、天皇は国政に関する機能をもたない定められている。天皇は、憲法に定められた国事行為のみを内閣の助言と承認により行う。これらの国事行為は形式的・儀礼的なものであり、内閣がその責任を負う。(本文)</li> <li>・東日本大震災で被災した人をご訪問される天皇陛下と皇后陛下(2011年)(写真)</li> <li>・国事行為(国会の召集詔書)(写真) 国事行為には、内閣総理大臣や最高裁判所長官の任命、国会の召集や衆議院の解散、法律や条約の公布などがある。また、国事行為のほかに、儀式への臨席や外国への親善訪問などの社交も行う。(注釈)</li> </ul>
		P41 写真		
P41 写真と注釈				

発行者	扱い方 ( 本文・コラム・写真等 )	取り上げている項目	記述の概要
自由社	P53 本文  P54 本文 P58,59 写真と注釈 本文 資料	日本国憲法の原則  憲法改正の手続き 天皇の役割と国民主権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法の3原則を支えているのは、立憲主義の憲法としての原則である。その第1に、象徴天皇の原則にのっとっている。憲法に規定する天皇は象徴であり、政治権力はもたない。象徴である天皇は、権力機関の長である内閣総理大臣を国会の指名に基づいて任命し、さらに内閣の指名に基づいて最高裁判所長官を任命する。諸外国では、天皇が国家の元首とみられることがある。</li> <li>・改正された憲法は、(天皇)により国民の名で公布される(96条)</li> <li>・「天皇と国会開会式(天皇が国会を召集する)」「宮中晩餐会でスペイン国王と乾杯される天皇陛下」(写真)</li> <li>・天皇は、国家の平穏と国民の幸福を祈ることにより、長い歴史を通じて国民の信頼と敬愛を集めてきた。日本の歴史において、権威と権力が分離するようになったのは、天皇はみずから権力をふるうことなく、幕府などそのときどきの政治権力に正統性をあたえる権威としての役割を果たしてきた。日本国憲法のもとの天皇も、日本の政治的伝統にならった役割を果たしている。天皇は「国政に関する権能」すなわち政治権力を行使する機能をもたない。しかし、内閣の助言と承認に基づいて、さまざまな国事行為をとり行う。法律、条約、政令なども、この天皇の国事行為としての署名によって、国家の手続きは完了する。また、対外的には、天皇は諸外国から日本を代表する元首としての待遇を受けることがある。</li> <li>・日本国憲法第1条は、天皇の地位を「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と規定している。これによって、天皇は、日本と国民全体の統合のための象徴としての役割を果たしている。この象徴という地位は、第1条後半では、「主権の存する日本国民の総意に基づく」とされている。日本国憲法が帝国議会で審議され成立したとき、この憲法第1条の規定を自然なものとして、素直に国民が受け入れたのは、長い日本の歴史の過程のなかで考えて、天皇の存在や、天皇の果たしてきた役割が、まさしく日本国と国民統合の象徴にふさわしいと思ったからにはほかならない。憲法は、国民に主権が存すると規定している。国民主権とは、国民の代表者が行使する政治権力に正統性をあたえる最高の権威が国民にあることを指している。憲法の前文でも、国政の「権威は国民に由来」と規定し、権威が日本国民の全体に存すると宣言している。このように、天皇は、長い歴史をもつ日本の国民全体の総意に基づいて、日本国および日本国民統合の象徴として特別な地位についている。そのため、天皇は、政治に対して関与しない立場をつらぬくことで、つねに、国民の一部ではなく、国民の全体を代表し象徴することが期待されている。</li> <li>・「天皇の国事行為」(資料)</li> </ul>
	P60,61 写真 本文 資料 年表 コラム	天皇のお仕事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「アフガニスタン大使から信任状を受けられる天皇陛下」(写真)</li> <li>・憲法第6条・第7条による内閣の助言、承認に基づいた天皇の仕事を「国事行為」と呼ぶ。国事行為は国家運営上、重要なものが多く、内閣総理大臣、最高裁判所長官の任命、法律、条約などの公布、国会の召集、衆議院の解散、総選挙の施行の公示、国務大臣などの任免、大使、公使の信任、栄典の授与、外国の大使、公使の接受など、すべての国民を代表して行われる性格のものばかりである。象徴だからこそ可能な、大切な仕事といえる。天皇陛下は、ほぼ毎日、皇居の「菊の間」で侍従が差し上げた書類を丹念にご覧になり、毛筆で署名(サイン)されたり、印を押される。その数は詔書、そして法律、政令、条約の公布、信任状など、内閣からのものだけで年間千数百件を数え、加えて、宮内庁関係の書類がほぼ同数ある。わが国では、憲法の規定により、天皇の国事行為によって法律の公布などの手続きが完了する。そのほかにも、外国の要人とのご会見や地方の視察、全国レベルの各種行事や大会に臨席されるなど、象徴という地位にふさわしい仕事として「公的行為」を精力的にこなされている。</li> <li>・日本は地震や台風などの災害が多いが、深刻な災害にあった地域への天皇皇后両陛下のお見舞いは、被災者の心を慰め、復興にむけての励ましとなり、被災者は大きな勇気を与えられている。東日本大震災の際にも、阪神淡路大震災や他の震災と同様に、両陛下は避難所を訪問され、被災者を見舞われた。</li> <li>・「2011(平成23)年、東日本大震災の被災者を東京都内の避難所に見舞われた天皇皇后両陛下」(写真)</li> <li>・「天皇の御製」(天皇の詠まれた歌、4首)(資料)</li> <li>・「主な宮中祭祀」(資料)</li> <li>・「古来から続く天皇のおつとめ」古代から伝わる天皇の大切な仕事は、神々に祈りを捧げることである。その祈りの内容は、「国民の幸せ」と「平和な世の中」である。天皇がとり行う祈りを宮中祭祀という。私たちは、今年の1月1日の午前5時ごろ、何をしていたか。このころ天皇陛下は未明の寒気のなか、皇居の庭に立たれていた。そして長い時間、屏風に囲まれた空間で、今年1年の平安と国民の幸せを四方の神々に祈られていた。これが「四方拜」という年初の大切なお祭りである。天皇陛下は国民からみえないところで日々、「国平らかに、民安かれ」とひたすら祈っておられる。昭和天皇は1988(昭和63)年の秋、大量の血を吐かれて危篤状態になられた。一時、意識をとりもどされたときに言われた言葉は、「今年の米の作柄はどうか?」であった。このような「民安かれ」の願いは、実は歴代の天皇が持ち続けてこられた真心であり、皇室の伝統といえる。(資料)</li> </ul>
	P146 コラム	「君が代」の意味	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「石灰壇」千数百年にわたり、歴代天皇は毎朝、石灰壇の上に直接座られ、「天下泰平」の祈りを続けてきた。明治以降、宮中三殿(皇居内の斎場)で侍従による毎朝御代拝にかわった。その時間に、天皇は御座所で祈られている。(写真と注釈)</li> <li>・これは古い和歌であり、天皇を国および国民統合の象徴とするわが国が、小さな石が固まって大きな岩となり、その上に苔が生えるまで、長く栄えますよにという意味だといわれている。</li> </ul>

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真等)	取り上げている項目	記述の概要
育 鵬 社	P26 写真 注釈	日本の伝統文化	・宮中歌会始(写真) 毎年1月に皇居では新年最初の歌会が開かれ、日本国民だけでなく海外からも選ばれた和歌が、天皇皇后両陛下・皇族の詠歌とともに紹介される。(注釈)
	P49 本文 P49 写真 注釈 P51 本文	大日本帝国憲法と日本国憲法 国民主権と天皇	・日本国憲法では、天皇の位置づけを大日本帝国憲法での統治権の総攬者から、日本国および日本国民統合の象徴へととらえ直した。(本文) ・憲法公布の祝賀大会(写真)1946(昭和21)年11月3日、昭和天皇の出席のもと、皇居前で開かれた。(注釈) ・日本国憲法は、天皇について「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」(1条)と述べている。 ・天皇は、内閣の助言と承認によって国事行為を行い、国政に関する権能(権利を行使する能力と資格)を有しないとされている(3条・4条)。 ・国事行為には、国会の指名に基づく内閣総理大臣の任命、内閣の指名に基づく最高裁判所長官の任命、憲法改正・法律・政令・条例の公布、国会の召集、衆議院の解散、国政選挙の施行の公示、国務大臣その他の官吏の任免などがある(6条,7条)。 ・天皇は、憲法に定められたこれらの国事行為以外にも、外国への親善訪問や外国からの賓客との会見、国内各地、福祉施設などの視察、国民体育大会や全国植樹祭への臨席などの公的行為と、国家と国民統合の象徴にふさわしい数多くの職務にたずさわっている。 ・天皇は、直接政治にかかわらず、中立・公平・無私な立場にあることで日本国を代表し、古くから続く日本の伝統的な姿を体現したり、国民の統合を強めたりする存在となっており、現代の立憲君主制のモデルとなっている。(以上、本文)
	P51 コラム 写真		・日本の歴史・文化と天皇(コラム)皇室は日本の成り立ちや、その後の歴史に深くかかわってきた。特に天皇は国の繁栄や国民の幸福を祈る民族の祭り主として、古くから国民の敬愛を集めてきた。また、その精神的・宗教的な権威によって自らは権力をふるわないものの、そのときどきに権力をにぎる幕府などに権限をあたえる立場にあった。例えば幕府の将軍も征夷大将軍として、天皇から任命される形をとることで、正統な権力となった。 ・大日本帝国憲法では、天皇は元首であり、統治権の総攬者であったが、例外的に実権を行使した以外は直接政治を行ったわけではない。日本の歴史には、天皇を精神的な支柱として国民が一致団結して、国家的な危機を乗り越えた時期が何度もあった。明治維新や、第二次世界大戦で焦土と化した状態からの復興はその代表例である。(コラム本文)
	P97 写真 注釈 本文	三権分立と国会のしくみ	・東日本大震災で被災した宮城県南三陸町を訪れ、津波で被害を受けた市街地へ黙禱をささげる天皇皇后両陛下(2011年)(写真) ・天皇の国事行為である内閣総理大臣の任命(2012年)(写真) ・宮中祭祀に臨まれる天皇陛下(写真)
	P101 本文 図	内閣と議院内閣制	・国会の開会式(写真) 衆議院本会議場には、戦前の貴族院を受け継いで玉座がある。そこで、衆議院議長の式辞のあとに、天皇陛下がお言葉を述べられる。(注釈) ・国会の召集は国事行為として内閣の決定により、天皇の名のもとに行われる。(本文) ・天皇によって内閣総理大臣が任命され、国務大臣が認証される。(本文) ・内閣による衆議院解散の決定は、天皇の国事行為である衆議院の解散が、内閣の助言と承認によって行われるという憲法上の手続き(7条)に基づくものである。(本文)
	P163 コラム 写真	社会保障のしくみ	・内閣と国会の関係(議院内閣制)(図) ・内閣の成立(図)
	P191 写真 注釈	国際社会での日本の役割	・皇室と福祉 皇室は伝統的に福祉とのつながりが深く、奈良時代、聖武天皇の後・光明皇后は悲田院、施薬院を開き、孤児や貧困者の救済、貧しい病人への治療が行われた。近代では、明治天皇の後、昭憲皇太后が福祉に取り組み、現代でも日本赤十字社とのかかわりが深く、また、福祉施設の訪問などが行われている。(コラム) ・施設を訪問し、国民に親しく声をおかけになる天皇皇后両陛下(写真) ・皇室と国際親善(アメリカのオバマ大統領をお迎えする天皇皇后両陛下,2014年)(写真) 天皇は、国賓や公賓として親善訪問する世界各国の元首(国王や大統領)や総理大臣などを接待したり、各国大使の信任状を受け取られたりしている。また、天皇や皇族は、招きに応じて諸外国を公式に訪問し、相手国の元首や国民との親善を深められている。このような皇室の活動は日本と諸外国との友好親善に大きな役割を果たしている。(注釈)

別紙 2 - 5 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】 f 自衛隊に関する内容 ( 中学校 社会 公民的分野 )

発行者	扱い方 ( 本文・コラム・写真等 )	取り上げている項目	記述の概要
東京書籍	P42, 43 本文 写真 注釈  P42 コラム  P113 本文 P188 写真 注釈  P194 本文 写真 注釈  P199 地図	日本の平和主義   東日本大震災からの復興と防災 新しい戦争  日本の外交の現状と課題  世界とつながる日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本は、第二次世界大戦で他の国々に重大な損害あたえ、自らも大きな被害を受けた。そこで、日本国憲法は、戦争を放棄して世界の恒久平和のために努力するという平和主義をかかげた。憲法第9条は、戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権を認めないと定めている。日本は国を防衛するために自衛隊を持っている。自衛隊と憲法第9条に関係については、政府は、主権国家には自衛権があり、憲法は「自衛のための必要最小限度の実力」を持つことは禁止していないと説明している。一方で、自衛隊は憲法第9条の考え方に反しているのではないかという意見もある。</li> <li>日本は防衛のために、アメリカと日米安全保障条約を結んでいる。この条約は、他国が日本の領域を攻撃してきたときに、日本とアメリカが共同で対応することを約束している。そのため日本は、アメリカ軍が日本の領域内に駐留することを認めており、沖縄をはじめ、各地にアメリカ軍基地が設置されています。近年では日本の領域外で日本の平和と安全に重大な影響を与える事態が起こったときにも対応できるよう、自衛隊と在日アメリカ軍との関係を強化している。</li> <li>自衛隊は近年、日本の防衛だけでなく、国際貢献としてさまざまな活動を行っている。例えば、国際平和協力法( P K O 協力法 ) に基づいて、カンボジアや東ティモールなどでの国際連合の平和維持活動( P K O ) に参加してきた。さらに、イラク戦争のときに復興支援を行ったり、ソマリア沖などで海賊対策として船舶を護衛したりしてきた。このような自衛隊の海外派遣については慎重な意見もある。また、東日本大震災といった自然災害などのときに、国民の生命や財産を守る災害派遣も、自衛隊の重要な任務の一つである。( 以上、本文 )</li> <li>自衛隊の観閲式( 2013 年 )( 写真 ) 自衛隊の最高指揮権は、自衛官ではなく、内閣総理大臣にある( 文民統制 )( 注釈 )</li> <li>日本の防衛関係費の推移( グラフ )</li> <li>東日本大震災の被害者を救助する自衛隊員( 宮城県気仙沼市 2011 年 )( 写真 )</li> <li>「集团的自衛権」 同盟関係にある国が攻撃を受けたときに、自国は攻撃を受けていなくても、その国の防衛活動に参加する権利を集团的自衛権という。政府は、憲法上、集团的自衛権は行使できないとしてきたが、2014 年に限定的な行使は可能という見解に変更した。( コラム )</li> <li>自衛隊は、水や燃料などの物流や救助活動を中心に大きな役割を果たしました。( 本文 )</li> <li>とらえられたソマリア沖の海賊と民間の船を護衛する自衛隊の護衛艦( 2009 年 )( 写真 ) ソマリアでは地域紛争が続き、経済や治安が不安定なため、海賊になって民間の船をおそい、金品や身代金をうばおうとする者が出てきた。そのため、各国は海賊の取りしまりを行っており、日本も 2009 年から自衛隊を派遣している。( 注釈 )</li> <li>国連の平和維持活動( P K O ) に自衛隊を派遣するなど国連の取り組みに対する人的な協力も行っている。( 本文 )</li> <li>国連平和維持活動( P K O ) に参加する自衛隊( 南スーダン 2014 年 )( 写真 ) 内戦からの避難民が暮らすキャンプでの下水道管設置作業の様子( 注釈 )</li> <li>日本の主な P K O と国際緊急援助隊の派遣先( 外務省資料ほか )( 地図 )</li> </ul>
教育出版	P67 本文, 図, 写真   P68, 69 本文   P69 地図・写真 P69 年表 P69 本文  P70 コラム    P178 本文  P178 写真 P185 本文 P185 写真 P188 本文	憲法に定められた平和主義   国際社会の平和と日本の貢献   平和の構築に向けて  理想と現実のなかの平和主義   災害の被災地への支援  国際連合のはたらき  日本の外交の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に国の防衛と、国際社会の安全の維持に貢献することなどを目的として、日本には自衛隊が設置されている。自衛隊は、1954 年の発足以降、規模や装備を増強しながら世界有数の防衛力をもつようになった。国内外の災害時の支援活動においても、活躍している。自衛隊の存在をめぐっては、憲法とのかわり度でさまざまな意見が出されている。歴代の政府は、すべての主権国家には自衛権があり、「自衛のための必要最小限の実力」を保持することは、第9条で禁じている「戦力」ではない、という見解にたっている。一方で、国民の中には、自衛隊のもつ装備が「自衛のための必要最小限度の実力」を超えるものだととして、自衛隊は憲法に違反するという主張もある。現在、自衛隊の最高指揮権は文民( 職業軍人でない人 ) である内閣総理大臣がもつこととされており、自衛隊を統括する防衛大臣も文民になっている。こうした原則は、文民統制( シビリアン・コントロール ) とよばれていて、かつてのように、軍部の独走で戦争が起きないように、自衛隊は、国会と政府の民主的な統制の下におかれている。( 以上、本文 )</li> <li>自衛隊の主な役割( 図 ) ・訓練の様子( 2013 年 静岡県御殿場市 )( 写真 ) ・国際平和協力業務の様子( 2010 年 ハイチ )( 写真 ) ・防衛関係費の推移( グラフ )</li> <li>今後自衛隊が力を入れていくと良い面( 2011 年内閣府世論調査 )( グラフ )</li> <li>1992 年、国際平和協力法( P K O 協力法 ) が成立し、国連 P K O 活動の一環として、自衛隊がカンボジアに派遣された。その後も自衛隊は、各国の平和維持や復興支援のため、国連の活動に協力したり、国外の戦争や紛争時に、米・英軍などの活動を後方で支援するため、政府が「非戦闘地域」とする現地に派遣されたりしている。国連への協力は、日本の外交の考え方に合うものであり、さらに海外で活動しやすいよう法律で整備したほうがよいとする意見がある一方で、憲法第9条との関係で、自衛隊の海外派遣に反対する声もある。</li> <li>自衛隊の海外での主な活動( 地図 ) ソマリア沖で貨物船を護衛する海上自衛隊の護衛艦( 写真 )</li> <li>日本の防衛に関する主なできごと( 年表 )</li> <li>自衛隊も国内外の災害派遣や平和維持活動において、その活動の成果が評価されている。自国の領土をしっかりと守りながら、世界の平和の構築や国際貢献をさらに進めていくためには、今後の日本の平和主義や自衛隊のあり方を、どのように考えていこうか。</li> <li>日本国憲法の前文と第9条に明示されている日本の平和主義の考え方は、戦後一貫して日本の国際協調と国際貢献活動を支えてきた。今後とも目指すべき理想として、その考え方がもつ意味は変わることはない。しかし現在、日本の平和主義は、複雑化する国際情勢のもと、あいにく地域紛争や国際的なテロ活動の多発など、極めて不安定な時代におかれている。特に東アジア地域においては、せめぎ合うアメリカと中国の関係や、北朝鮮の動向、ロシアの極東・シベリア開発の動き、そして、今もなお歴史的な課題を抱える日本とロシア、韓国、中国との関係のもとで、日本の平和主義の考え方やあり方に注目が集まっている。その一つが、「集团的自衛権」の行使についてである。国連憲章第51条に、各国の「固有の権利」として明記されるこの権利は、「密接な関係にある他国に対して武力攻撃が発生した場合、これを自国への攻撃とみなして、攻撃を受けた国と共同して防衛にあたることのできる」というものである。この権利について、平和憲法を掲げる日本は、「国際法上この権利を保有しているが、行使できない」という考えを、これまで表明してきた。しかし、国際社会への協調と貢献を積極的に推進していく「積極的平和主義」の考え方をもとに、2014 年、集团的自衛権の行使を認める閣議決定が行われた。これに対しては、平和的生存権や憲法第9条の意義を重視する立場などから、批判の声もあがっている。</li> <li>フィリピンを襲った台風は、日本からも自衛隊などが支援活動に向かい、住民への食料や水の配給、けがや病気になった人の治療、電力の回復や仮設住宅の建設といった産業基盤の復旧・復興支援活動を行った。</li> <li>被災者を治療する自衛隊の医療チーム 2013 年フィリピン( 写真 )</li> <li>日本も 1992 年に国際平和協力法( P K O 協力法 ) を制定し、カンボジアや東ティモールなど、海外への自衛隊の派遣を認めてきた。</li> <li>日本の自衛隊による P K O 活動 2012 年 南スーダン( 写真 )</li> <li>1990 年代から始まった、自衛隊の派遣による災害復旧や平和維持の活動も、日本が重視してきたことの一つである。近年では、2013 年に大型の台風によって甚大な被害を受けたフィリピンへ、いち早く自衛隊などを派遣した。</li> </ul>

発行者	扱い方 ( 本文・コラム・写真等 )	取り上げている項目	記述の概要
清水書院	P94 本文 注釈  P95 本文 注釈  P95 写真 P97 写真 巻末年表	自衛隊と日本の安全保障  世界平和と日本の役割 現代社会のうごき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次世界大戦後、日本はアメリカなどの連合国軍の占領下におかれた。ところがまもなく、アメリカを中心とする西側陣営と、ソ連を中心とする東側陣営とがきびしく対立する冷戦がはじまった。1950年に朝鮮戦争がおこると、連合国軍の最高司令官は、日本政府に警察予備隊をつくるように指示した。警察予備隊は保安隊と改められ、1954年に「わが国を防衛することを主たる任務」とする自衛隊に改編された。( 本文 )</li> <li>・こんにち、自衛隊は予算のうえで世界でも有数の規模に増強されている。( 注釈 )</li> <li>・日本国憲法は「戦力」の不保持を定めている。政府は憲法制定当初、それを「一切の軍備」の不保持を定めたものとして理解していた。しかし、自衛隊の創設によって、その理解に矛盾が生じた。そのため、政府は「自衛のための必要最小限度の実力は戦力にあたらぬ」という解釈を採用することにより、自衛隊は憲法第9条と矛盾しないとして、こんにちにいたっている。これに対して、自衛隊は憲法に違反するという学説や判例があり、また自衛隊の縮小をとらえる意見もある。そのほかにも、憲法第9条を改正しようとする主張も根強く、さまざまな議論が続いている。( 本文 )</li> <li>・こうした情勢の変化に対し、日米両政府は安全保障条約の目的を見直し、そして、日本の安全に影響をあたえうる「周辺」における武力紛争に際して、自衛隊はアメリカ軍を後方支援できることとした。また、アフガニスタンでの多国籍軍の武力行使に際して、自衛隊はインド洋やアラビア海で初の後方支援をおこなった。さらに日本政府は、武力紛争に際して、地方公共団体や民間に協力を求めることのできる法令を定めた。( 本文 )</li> <li>・1990年代以降、地域紛争が生じた場合、大国が独自に介入するよりも、国際連合の安全保障理事会の決議にもとづき、加盟国が提供した要員を国連が編成して派遣する平和維持活動( P K O )が活発になった。その結果、1992年に自衛隊を海外に派遣する国連平和維持活動協力が成立し、その後、カンボジア、モザンビーク、東ティモールなどに自衛隊が派遣された。( 本文 )</li> <li>・日本では、文民による国際貢献には世論が一致して賛成したが、自衛隊を派遣することについては賛否が分かれた。( 注釈 )</li> <li>文民とは、医療活動や貧困・飢餓をなくすための支援などに従事し、軍事活動にかかわらない要員( 注釈 )</li> <li>・カンボジアで、埋められた地雷の検査をする自衛隊員( 1992年 )( 写真 )</li> <li>・自衛隊による医療支援( 2013年フィリピン )( 写真 )</li> <li>・政府、集团的自衛権を限定容認( 年表 )</li> </ul>
帝国書院	P41 本文 写真 グラフ  P180 写真 注釈  P181 本文 写真  P181 コラム	日本の平和主知  国際社会における日本の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊は1950( 昭和 25 )年の朝鮮戦争をきっかけに連合国軍総司令部( G H Q )の指示でつくられた警察予備隊を前身として、日本の安全を保つことを任務として発足し、冷戦時代を通して人員や装備を増強してきた。自衛隊が憲法第9条や平和主義に反するのではないかという議論もあるが、政府は、自衛のための必要最小限の実力組織にすぎない自衛隊は戦力にあらず、戦争放棄といっても自衛権まで放棄したわけではないので憲法違反ではない、としている。</li> <li>日本の防衛費は、平和主義をとっていることで他国の軍事費に比べて国内総生産( G D P )や予算に占める割合が低く、そのおかげで戦後に驚異的な経済発展を実現できたという一面がある。しかし、防衛費の総額では世界有数の規模になっている。</li> <li>また自衛隊は、災害にあたっては派遣されており、東日本大震災の復旧・復興支援などで大きな役割を果たした。近年では、日本に対して、資金だけでなく人的な行動をとらぬ国際協力を求める声もあり、平和主義や自衛隊のあり方が議論されている。</li> <li>・「自衛隊の歩みと防衛費」( グラフ・写真 )</li> <li>・国連の P K O でカンボジアに派遣された自衛隊( 1994年 )( 写真 ) 日本が初めて国連の平和維持活動に参加し、道路の建設や橋の修理、公正な選挙が行われるための監視などを行った。( 注釈 )</li> <li>・復興支援のためイラクに派遣された自衛隊( 2004年 )( 写真 ) イラク戦争の後、イラク復興支援特別措置法にもとづき、医療支援や電力・水の供給などを行った。( 注釈 )</li> <li>・日本は、内戦で荒廃したカンボジアの復興を支援するため、1992年から国連の平和維持活動( P K O )に参加し、選挙監視や道路の整備などを行った。そして2004年からはイラク復興支援のために、自衛隊が日本独自で活動した。09年からは、ソマリア沖で船舶の安全な航行を確保するために自衛隊が派遣されている。こうした努力によって、日本は、かつて日本が占領した東南アジア諸国などをふくめ、世界各国から信頼されるようになってきた。( 本文 )</li> <li>・タンカーを護衛する自衛隊機( ソマリア沖 ) ( 写真 )</li> <li>・「集团的自衛権」 自国と密接な関係にある国が武力攻撃を受けた場合に、自国が直接攻撃されていなくても、ともに実力で阻止する権利を集团的自衛権とよぶ。日本では、憲法第9条との関係から、集团的自衛権の行使は認められないと考えられてきた。しかし近年、日本を取りまく状況の変化を受けて、2014年に政府は、集团的自衛権を限定的に行使できるという憲法解釈を閣議決定した。( コラム )</li> </ul>

発行者	扱い方 ( 本文・コラム・写真等 )	取り上げている項目	記述の概要
日本文教出版	P69 本文	日本国憲法の平和主義	・1950年に朝鮮戦争が始まると、連合国軍総司令部の指示によって、国内の治安を守るために警察予備隊が設置された。その後保安隊をへて、1954年にわが国の防衛を主たる任務とする自衛隊となる。自衛隊はわが国の平和と安全を守る役割を果たしているが、憲法が保持を禁止する「戦力」とのかかわりについて、さまざまな意見がある。たとえば、第9条は武力によらない自衛権だけを認めているとか、自衛隊の装備は自衛のための最小限の実力をこえているなどの理由から、自衛隊は憲法に違反しているのではないかという指摘がある。これに対して政府は、主権国家には自らを守る自衛権があり、自衛のための必要最小限の実力は禁じていないから、自衛隊は、憲法の禁止する「戦力」にあたらぬとしている。( 本文 )
	P69 資料	日米安全保障条約と日本の国際貢献	・日本の防衛の原則…文民統制(シビリアンコントロール) 文民とは現役の軍人ではない人のことである。内閣総理大臣や国務大臣が「文民」であること、国会が自衛隊の組織や行動を法律や予算で決定すること。( 資料 )
	P69 写真		・文民(内閣総理大臣)と自衛隊(2013年)(写真) ・自衛隊の演習のようす(写真)
	P69 グラフ		・各国の防衛費(2014年刊 世界国勢図会)
	P69 グラフ		・憲法第9条に関する意識調査(2013年4月20日新聞記事)
	P70 写真		・東日本大震災における自衛隊の救助活動(2011年、宮城県名取市)(写真)
	P70 写真 注釈		・ソマリア沖の海賊対策(写真) タンカーや貨物船襲撃事件の多発を受けて、海上輸送の安全を守るため、日本も各国とともに海上警備に自衛隊を派遣できる法律(海賊対処法)をつくった。(注釈)
	P70 グラフ		・自衛隊に力を入れてほしい面(内閣府資料)(グラフ)
	P70 本文		・日本は自国の安全と極東における国際平和のために、アメリカと日米安全保障条約を締結している。他国が日本の領土を攻撃したときに、共同して対応できるように、基地を提供し、アメリカ軍の国内駐留を認めている。近年、テロリズムとの戦いや日本周辺の軍事情勢の変化の中でアメリカとの防衛協力が強化されてきている。こうした日本をとりまく安全保障環境の変化に対応するため、2014年に政府はこれまで許されないとしてきた集団的自衛権の行使を限定的に認める憲法解釈の方針を示した閣議決定を行った。( 本文 )
	P70 年表		・冷戦終結後も、世界各地で地域紛争や民族紛争が起こっており、自衛隊は国際貢献のために国際平和維持活動(PKO)への参加や人道復興支援のための後方支援活動などを行っている。このような自衛隊の海外派遣については、自衛の目的をこえるもので、外国軍隊の武力衝突に巻き込まれることをあやむ意見もある。( 本文 )
P71 コラム	・日本の防衛に関する年表		
P105 写真 注釈	大災害に強いくらしをきざく	・日本国憲法は前文と第9条で世界の憲法のなかでも先がけて平和主義をとり入れた。現在では、ODAや自衛隊による協力を含まざるもさまざまな国際的な協力を平和主義に基づいて進めている。( コラム本文 )	
P190 地図 注釈 写真	日本の平和主義と国際貢献	・感謝状を受け取る自衛隊員(岩手県陸前高田市)(写真) 岩手県陸前高田市で、国から派遣された自衛隊は、被災地の救助や援助活動を行い、復旧に大きな役割を果たした。(注釈)	
P191 本文		・自衛隊の参加した主な海外活動(2013年刊 防衛白書ほか)(地図) PKOの他に、法律に基づき海外活動をすることもある。(注釈)	
自由社	P72 写真 注釈	平和主義と安全保障	・給水活動を行う自衛隊員(2014年、南スーダン)(写真)
	P73 写真 本文	わが国の安全保障の課題	・冷戦終結直後の湾岸戦争をきっかけに、日本は国連のもとで平和維持活動(PKO)に参加するようになった。1992年に国際平和協力法(PKO協力法)を制定し、カンボジアの平和回復と復興のために初めて自衛隊員と文民警察官を派遣した。その後も日本は、ゴラン高原、モザンビーク、東ティモール、南スーダンなどのPKOに参加した。さらに、こうした紛争後の地域では、停戦合意が行われた社会に紛争が再発しないように、そして平和的に行われた選挙のもとで民主的政府がつくられ、人々の生活が安定するように、国連を中心に平和構築のための活動が行われており、日本の自衛隊や文民の専門家たちが参加している。( 本文 )
	P74 コラム		・「自衛隊の新型装備品 [次期戦闘機F35] 老朽化したF4EJの後継機として導入される。ステルス性能、レーダー性能が高い。[イージス艦搭載の海上配備型迎撃ミサイル(SM3)] 弾道ミサイルを迎撃するミサイルの配備が進められている。[新型戦車] 90式戦車より小型軽量化。射撃・防御・走行・指揮統制の性能は向上。[いずも型護衛艦] 船首から船尾まで248mの甲板になっている。14機のヘリが搭載可能。」(写真)
	・「志願制の自衛隊の新隊員教育」(写真)		
			・政府は、わが国が独立国である以上、憲法第9条の諸規定は、自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められるとして、1954年に陸海空自衛隊を発足させた。1957年に定めた国防の基本方針を受けて、専守防衛に徹し、軍事大国にならないという基本理念に従い、日米安全保障条約を堅持し、文民統制を確保して節度ある防衛力を整備している。しかし、世界的にも有数の実力を備えた自衛隊を「戦力に至らない」とする政府の憲法解釈には批判も多くある。また、自衛隊は憲法違反であるから解散すべきだという主張もある。しかし逆に、憲法改正を行って自衛権の保有を明確にするとともに、自衛隊をわが国の軍隊として位置づけるべきだという主張もある。
			・憲法第9条には、大きく分けて、次のような4つの解釈がなされており、長らく議論されてきた。 第1の解釈 第1項は、侵略戦争のみならず自衛戦争も禁止している。第2項の戦力の不保持は、第1項の一切の戦争の禁止を確実にするための規定である。従って、自衛隊は憲法違反である。 第2の解釈 第1項は侵略戦争を禁止しているが、自衛のための戦争は禁止していない。しかし、第2項で一切の戦力の保持を禁止しているため、自衛のためであれ戦力をもつことはできない。従って、自衛隊の存在は、この第9条第2項に違反している。 第3の解釈 第1項は侵略戦争を禁止しているが、自衛のための戦争は禁止していない。また、第2項は、侵略戦争の放棄という第1項の「目的を達するため」の戦力不保持の規定であり、自衛のための戦力の保持を禁止したものではない。従って、自衛隊の存在は憲法に違反しない。 第4の解釈 条文の解釈は第2の解釈と同じように、自衛戦争は禁止していないが、戦力の保持は禁止していると解釈する。けれども、自衛隊は、第2項が禁止する「戦力」には至らない必要最小限度の防衛のための「実力」にすぎず、従って、自衛隊は憲法に違反しない。 第4の解釈が実は日本政府の解釈である。この解釈に対しては、言葉のうへの言いのがれの感が強く、現実には世界有数の能力をもつ自衛隊を「軍隊ではなく、戦力に至らない実力」と説明しても国際的には理解を得られない、という批判がある。( 以上、コラム本文 )

<p>自由社</p>	<p>P75 写真 注釈 コラム</p> <p>P160,161 表 グラフ 本文</p> <p>P164,165 表 グラフ 本文</p> <p>P166,167 地図 表 写真 本文</p>	<p>安全保障への努力と日本</p> <p>自衛隊と日米安保条約</p> <p>国連平和協力活動への取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害派遣」〔阪神淡路大震災〕〔焼失家屋の片付け〕(写真)約6400人の死者を出した1995(平成7)年の阪神淡路大震災当時は、県知事の災害派遣要請がなければ自衛隊の出動はできなかった。このとき県知事の要請が遅れたため、自衛隊の出動が遅れ、被害が拡大した。しかし、自衛隊は、計157名の救出に成功した。現在では、派遣要請を待ついとまがない緊急事態の場合、要請を待たないで出動できる。(注釈)</li> <li>・「東日本大震災」〔患者輸送支援活動〕〔ヘリによる被災者空輸〕〔捜索活動〕〔雪の中の捜索活動〕〔医療支援活動〕〔入浴支援活動〕(以上、写真)2011(平成23)年3月、東北・関東の太平洋岸を襲ったマグニチュード9.0の大地震と大津波、原子力発電所の事故に対して自衛隊は全国から10万人規模で捜索、輸送支援、医療支援、入浴支援、給食支援などの災害派遣を行った。自衛隊とともに消防、警察、海上保安庁、地方自治体、地域の人々、ボランティアなども連携して災害情報の提供、被災者への救援や救助、緊急避難場所の設営など、地域の人々の生命や安全の確保のために活動した。(注釈)</li> <li>・自衛隊は、外国の軍隊のような法制上のしくみになっていない。その点では、軍隊ではない。</li> <li>・わが国の自衛隊は、憲法上で軍隊として位置付けられていないことから、警察と同様にポジティブ・リスト方式で運用されている。たとえば、外国の軍艦や工作船によるわが国の領海の侵犯にさいして、軍事行動としてではなく、法律で定められた海上警備行動として対処している。また、PKO協力活動や人道復興支援などのために国際派遣されるさいには、活動できる地域が非戦闘地域に限られることに加えて、携行できる武器にも制限があり、しかも武器使用は正当防衛と緊急避難の場合に限られている。このような現状に対して、自衛隊が確実にわが国の主権を守り、国際平和維持に効果的に貢献するためには、自衛隊の法的地位を改めるべきだという議論がある。(以上、コラム本文)</li> <li>・「わが国周辺の安全保障環境」(地図)</li> <li>・「航空自衛隊機のスクランブル回数」(グラフ)</li> <li>・「わが国周辺における主な兵力の状況」(表)</li> <li>・「日本と中国の国防費の推移」(グラフ)</li> <li>・わが国は国連を中心とする国際平和の増進に貢献しながら、自衛隊と、日米安全保障体制によって安全を確保しようとしている。</li> <li>・「自衛隊の現有勢力(2013年度末)」(表)</li> <li>・「90式戦車」「イージス艦」「主力戦闘機F15J」「ペトリオットPAC3」(写真)</li> <li>・「各国の国防予算」(グラフ)</li> <li>・第二次世界大戦に敗れたわが国は連合国軍に軍事占領された。このとき連合国軍総司令部(GHQ)は、わが国の軍隊を解体し、非武装とした。しかし、1950(昭和25)年の朝鮮戦争にさいし、方針を変更し警察予備隊の創設を日本政府に命じた。</li> <li>・その後、1954年には自衛隊法が制定され、陸・海・空の自衛隊が発足した。自衛隊は、主な任務をわが国の防衛とし、治安維持や海上警備、災害時の人命救助などに活動するとされた。このとき同時に、防衛庁が設置された。自衛隊の発足は、東西冷戦が厳しさを増すなか、わが国と東アジアの平和と安全を確保するうえで大きな意義をもった。</li> <li>・1957年には、「国防の基本方針」が定められ、自衛隊の活動は専守防衛が基本であるとされた。以来、防衛大綱に基づき防衛力の計画的な整備・増強がはかられた。その後、自衛隊には、1992(平成4)年の国際平和協力法(PKO法)で始められていた海外での国際平和協力活動が本来任務につけ加えられた。そして2007年には、防衛庁が防衛省に昇格し防衛省・自衛隊体制となった。これによって防衛大臣が直接、予算や閣議決定を求められることができるなど、国の政治に占める国防の地位が強化された。自衛隊は同時に、東日本大震災などの大規模な自然災害における救助活動など、国民の生命と財産を守る活動にも挺身し、これに対し多くの国民が共感と信頼を寄せている。</li> <li>・日米安保体制(日米同盟)の柱である日米安全保障条約(日米安保条約)は、1951年に締結され、1960年の改定で、我が国が攻撃を受けたとき、自衛隊とアメリカ軍との日米共同防衛と、わが国からアメリカ軍への基地貸与などがとり決められた。</li> <li>・1996年の日米首脳会談で、安保条約の適用範囲がフィリピン以北の極東地域から「アジア・太平洋地域」に拡大され、これに基づき、1999年には周辺事態法が成立し、自衛隊は、周辺地域で重大な脅威となると思われる事態にアメリカ軍と共同で対処し、アメリカ軍の後方支援を行えることとなった。さらに、2014年にはそれまで個別的自衛権に限られていた憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使容認が閣議決定され、わが国と密接な関係にある他国への武力攻撃を自衛隊が阻止できるように、自衛隊法などの法整備を進めることになった。</li> <li>・「自衛隊の海外でのおもな活動」(地図)</li> <li>・わが国は、1991(平成3)年の湾岸戦争のさい、国際平和を守る貢献として、135億ドルの資金援助を行ったが、多国籍軍に自衛隊を派遣しなかった。そのために、国際的に厳しい批判を浴びた。停戦後になって、ペルシャ湾の機雷除去を目的とする海上自衛隊の掃海艇を自衛隊として初めて派遣した。その後、この反省から、わが国は翌1992年、国際平和協力法(PKO法)を制定し自衛隊をはじめとして国際平和協力活動に人を派遣して貢献できる体制をつくった。</li> <li>・PKO法に基づき、最初に人を派遣したのが、カンボジアの国家再建を支援する活動であった(1992年)。カンボジアは中国に支援されたポル・ポト政権が行った民族大虐殺で荒廃していた。このとき、民間要員とともに、陸上自衛隊が初めて海外派遣された。その後、世界各地での国連平和維持活動に対し、人的・物的双方の面から協力を行ってきた。これらのうち、カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、および東ティモールのPKOには自衛隊の部隊が参加した。</li> <li>・「国際平和協力活動の種類」(表)</li> <li>・「2009年4月、100回目の給油を受けたフランス海軍フリゲート艦「アコント」に掲げられたTHANK YOUの横断幕、手前は日本の補給艦「ときわ」(写真)</li> <li>・PKOとは別に、2003年にはイラク復興のために、陸・海・空の3自衛隊が派遣され、イラク復興の人道支援と多国籍軍への物資輸送の支援を実施した。派遣された地上部隊は、サマーワで給水、医療支援、学校・道路補修などの活動を成功させ、その高い規律と献身的な活動に、現地の人々から感謝と賞賛を浴び、国際的に高い評価をうけた。</li> <li>・この間、2001(平成13)年から、9.11アメリカ同時多発テロ事件に対する国際共同活動として制定されたテロ対策特別措置法などに基づいて、海上自衛隊がインド洋で多国籍海軍に給油支援を2010年まで実施した。また、2009年から海賊対処法により、ソマリア沖やアデン湾を航行する各国の船団を護衛する活動を海上保安官も乗せた海上自衛隊の護衛艦が他国の海軍とともに続けている。この海賊対処は石油の90%を中東にたよるわが国のシーレーンを確保するうえでも重要な活動となっている。これらの活動に対しては、国連をはじめ国際社会から高い評価と賞賛を受けている。</li> <li>・「アデン湾周辺の船団護衛」ジブチに活動拠点を設けた海上自衛隊は哨戒機で広大な海域を警戒し、護衛艦で輸送船団を護衛し、その搭載ヘリコプターは航路の周辺海域を警戒している。(地図)</li> </ul>
------------	---	--	---



発行者	扱い方 ( 本文・コラム・写真等 )	取り上げている項目	記述の概要
育 鷗 社	P 56 本文	平和主義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカとソビエト連邦(現在のロシアを中心とする国々)との対立により東西両陣営の冷戦が始まった。1950(昭和 25)年に朝鮮戦争がおきると、朝鮮半島に軍事力を振り向けざるを得なくなった連合国軍最高司令官マッカーサーは、手薄となる日本の防備を補うため、従来の方針を変更して日本政府に警察予備隊の設置を命じた。警察予備隊はやがて保安隊と名称を変更し、1954(昭和 29)年に規模と装備を増強して現在の自衛隊と発展した。2007(平成 19)年には、自衛隊を統括する防衛庁が防衛省に昇格し、防衛大臣の下で日本の防衛に努めている。(本文)</li> <li>・東日本大震災で被災者を救助する自衛隊員(宮城県多賀城市)(写真) 自衛隊の救援活動により、約 1 万 9000 人の被災者が救出された。(注釈)</li> <li>・ハイチ地震で医療活動を行う自衛隊(ハイチ, 2010 年)(写真)</li> <li>・戦後の防衛対策の歩み(年表)</li> <li>・自衛隊に対する印象(内閣府調査)(グラフ)</li> </ul>
	P 56 写真 注釈		
	P 56 年表		
	P 56 グラフ		
	P 57 本文		
	P 57 コラム		
	P 57 コラム		
	P 58 本文	平和主義と防衛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団的自衛権(コラム) 国際連合憲章第 51 条で保障されている権利である。個々の国が自分の国を守る権利を個別的自衛権という。そして同盟など密接な関係にある国の防衛を支援し、おたがいに協力しようとする権利を集団的自衛権という。</li> <li>・文民統制(シビリアンコントロール)(コラム) 憲法では自衛隊に命令を出す首相や防衛大臣は文官(職業軍人でない者)でなくてはならないと規定されている。また、自衛隊の定数や組織、予算は国会で決定されることになっている。</li> </ul>
	P 58 本文	平和主義と防衛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1951(昭和 26)年、サンフランシスコ平和条約の調印と同時に、日本はアメリカとのあいだで日米安全保障条約を結んだ。これは、アメリカ軍が国内に駐留することを認めたものである。1960 年に改定され、日本が外国からの攻撃を受けたとき、アメリカと共同して共通の危険に対処することが規定された。戦後の日本の平和は、自衛隊の存在とともにアメリカ軍の抑止力(攻撃を思いとどまらせる力)に負うところも大きいといえる。また、この条約は、日本だけでなく、東アジア地域の平和と安全の維持にも大きな役割を果たしている。(本文)</li> </ul>
	P 58 本文	平和主義と防衛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2001 年 9 月 11 日にアメリカで発生した同時多発テロでは、日本人 24 人をふくむ 2600 人もの人々が犠牲になった。その後、アメリカを中心とする多国籍軍がアフガニスタンでテロ集団への攻撃を始めると、日本は多国籍軍を後方支援するために自衛艦をインド洋に派遣した。この自衛隊の派遣に対し、「集団的自衛権は有するが、行使はできない」とする政府の憲法第 9 条の解釈をめくり、国会で議論が行われた。一方、国防という自衛隊本来の任務をじゅうぶんに果たすためには、現在の法律では有効な対応がむずかしいといった問題点も指摘された。そこで、有事への対応を想定した法律(有事法制)の整備が進められ、2003 年に武力攻撃事態対処法などの有事関連三法が成立した。(本文)</li> </ul>
	P 59 コラム	平和主義と防衛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄と基地(コラム) 1972(昭和 47)年 5 月 15 日、第二次世界大戦末期からアメリカに 27 年間占領・統治されていた沖縄は、日本に復帰した。しかし在日アメリカ軍基地は青森県、東京都、神奈川県、山口県などと同様に、沖縄県にも残っている。沖縄には国内のアメリカ軍の専用施設の約 74% が存在する(自衛隊との共用施設も含めた場合は全国の約 23%)。日米安全保障条約に基づく日米安保体制は日本の防衛の柱であり、アジア太平洋地域の平和と安定に不可欠である。一方で、地域住民の生活環境への影響を考え、日本政府は沖縄をはじめとする各地域の実情にあった負担軽減を行っている。沖縄では、基地の整理・縮小や住宅密集地区にある普天間飛行場の辺野古への移設などを進めている。</li> </ul>
	P 60 グラフ	憲法改正のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法改正についての世論調査(グラフ) 国の自衛権を明記し、自衛隊の存在を明文化するため。(憲法改正賛否の理由の一つとして)</li> </ul>
	P157 写真	政府の仕事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火した御嶽山で負傷者を救助する陸上自衛隊員ら(2014 年)(写真) 長野県と岐阜県の県境にある御嶽山が噴火し、登山客に多数の死傷者が出た。(注釈)</li> </ul>
P184 写真	国際連合のはたらき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南スーダンで給水活動を行う国連南スーダン派遣団の自衛隊(2013 年)</li> </ul>	
P187 本文	世界平和の実現に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湾岸戦争(1991 年)での、日本の多国籍軍への多額の資金提供は、国際社会できわめて低い評価だった。これをきっかけに、海上自衛隊の掃海部隊がヘルシャ湾に派遣され、危険な機雷の除去作業を行った。これは、自衛隊が初めて海外で行った任務となった。1992(平成 4)年には国連平和維持活動(PKO)協力が制定され、自衛隊は世界各地で、国連平和維持軍(PKF)に対する後方支援を行ってきた。また、近年では多国籍軍への後方支援や復興支援のために自衛隊が派遣されている。自衛隊の海外派遣については、国際平和や協力活動のために積極的に海外で活動できるよう法律を整備することが議論されている。(本文)</li> </ul>	
P187 写真 注釈	世界平和と安全に貢献する国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソマリア沖の海賊に対する警戒監視・船舶の護衛活動(写真) 日本は自衛隊を派遣し、国際社会の一員として公共の安全と秩序の維持に貢献している。(注釈)</li> </ul>	
P211 表	社会科のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊が、日本の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために果たしている役割を確認し、日米安全保障条約を踏まえ、国際社会の平和と安全の維持のために貢献する。(課題学習のテーマ例として)</li> </ul>	

発行者	扱い方 ( 本文・コラム・写真等 )	取り上げている項目	記述の概要
東京書籍	P170 本文 図と注釈	国際社会における国家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の主権がおよぶ範囲を領域という。領域は、領土、領海、領空から成る。領海の外には、排他的経済水域と大陸棚がある。排他的経済水域や大陸棚では、漁業資源や鉱産資源などを開発し保全する権利が、沿岸国に認められている。排他的経済水域の外側の水域は公海と呼ばれ、どの国の船や漁船も自由に航行や操業ができる(公海自由の原則)。</li> <li>・排他的経済水域や大陸棚の資源をめぐる、国家間での争いが起こっているところもある。こうした争いを平和的に解決して、資源を有効に利用し保全していくことが必要である。</li> </ul>
	P171 地図 注釈		<ul style="list-style-type: none"> <li>・領域と排他的経済水域 排他的経済水域では、どの国の船も自由に航行でき、飛行機は上空を自由に飛行できる。(図と注釈)</li> <li>・国際法上の大陸棚は、領土沿岸から 200 海里までの、領海の外にある海底とその地下を指すが、地形によっては 200 海里をこえる延長が認められることがある。(注釈)</li> <li>・1951 年のサンフランシスコ平和条約で、日本は千島列島を放棄した。しかし、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土は、千島列島にふくまれない日本固有の領土である。第二次世界大戦後にソ連が不法に占拠した北方領土の返還を、日本は、ソ連を継承したロシア連邦に求めている。(地図と注釈)</li> <li>・先島諸島の北方に位置する尖閣諸島は、沖縄県石垣市に属する日本の固有の領土だが、中国がその領有を主張している。(地図と注釈)</li> <li>・竹島は、隠岐諸島の北西に位置し、島根県隠岐の島町に属する日本の固有の領土である。しかし、韓国が不法に占拠していることから、日本は韓国に対して抗議を続けている。(地図と注釈)</li> </ul>
	P195 本文 写真	日本の外交の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排他的経済水域の境界線は日本の法令に、大陸棚の境界線を加えて大陸棚限界委員会の勧告に基づく。境界線の一部は関係国と協議中。(地図と注釈)</li> <li>・沖ノ鳥島と護岸工事がほどこされた沖ノ鳥島の北小島(東京都小笠原村)</li> <li>・解決すべき課題もある。日本の固有の領土である竹島は韓国によって不法に占拠されており、日本政府は抗議を続けている。日本の固有の領土である尖閣諸島については、中国が領有を主張し、中国の船が領海に侵入するなどしている。</li> </ul>
	P196 コラム 写真 注釈	日本の領土をめぐる問題の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロシア連邦は日本の固有の領土である北方領土を不法に占拠しており、日本は領土の返還を求め続けている。</li> <li>・「領土」とは、国の主権のおよぶ土地を意味し、国が政治などの役割を果たし、国民が安定した生活を営むために不可欠なものである。しかし、となり合った国や、海などをはさんで向かい合った国の間でどこまでがたがいの領土なのかで争いが起こることがある。こうした領土紛争が起こった場合、関係する国どうし話し合いで国境を決めるが、世界には解決できない領土紛争も残っている。</li> <li>・日本は、北方領土と竹島、そして尖閣諸島について、領土をめぐる問題をかかえている。ここでは、領土をめぐる問題の現状を見ていく。</li> </ul>
			<p>1 竹島問題</p> <p>竹島は、島根県隠岐の島町に属する日本の固有の領土であり、17世紀初めから、鳥取藩の漁民が藩の許可を受けて、この島と周辺の海で漁業を行っていたという記録が残っている。日本は、1900年代の初めに竹島でのあしかが盛んになったことに対応するため、1905(明治38年)の閣議決定で竹島を島根県に編入した。</p> <p>第二次世界大戦後に、日本が連合国軍に占領された際、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)は、日本の政治上の権限を停止する地域と、漁業や捕鯨を行ってはならない地域を指令し、ここに竹島がふくまれた。しかし、1951(昭和26)年に署名されたサンフランシスコ平和条約では、日本が放棄した領土に、竹島はふくまれていない。</p> <p>1952年4月にサンフランシスコ平和条約が発効し、連合国軍の指令も解除されたが、同年1月に、韓国の李承晩大統領が、公海上に、自国の海洋資源の権益の範囲として、いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して設定し、日本の漁船の立ち入りを禁止した。この範囲に竹島がふくまれており、これ以降、韓国が竹島を不法に占拠し、さまざまな活動を行う状況が、現在も続いている。</p> <p>日本は、この竹島の不法占拠に対して抗議する一方で、竹島問題を国際司法裁判所に委ね、平和的に解決するという提案を、1954年、1962年、2012(平成24)年の3度にわたって行ったが、韓国はこれを拒否し続けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・李承晩ラインについて報じる島根県の新聞(写真と注釈)</li> <li>・竹島に韓国が造った警備施設(2005年) 竹島には現在も韓国の警備隊が常駐している。(写真と注釈)</li> <li>・国際司法裁判所(2010年) オランダのハーグに本部がある国連の機関で、国家間の紛争についての裁判を行っている。(写真と注釈)</li> </ul>
	P197 コラム 写真 注釈		<p>2 北方領土問題</p> <p>「北方領土」とは、北海道根室市などに属する、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島を指す。これらの島々は明治時代以降に開拓され、日本人が住み続けてきた、日本の固有の領土である。しかし第二次世界大戦の終結の直後に、ソ連軍によって占領され、日本人が住めなくなった。ソ連が解体した後も、ロシア連邦が不法に占拠している。</p> <p>1956年の日ソ共同宣言では、日本とソ連との間で平和条約が結ばれた後に、歯舞群島と色丹島を日本に返還することについては合意したが、国後島と択捉島のあつかいについては合意できていない。このため、平和条約を結ぶことができなかった。</p> <p>1993年の東京宣言では、日本とロシア連邦は、北方領土問題を解決し、平和条約を結ぶための交渉を続けることで合意した。これに従って、その後、日本とロシア連邦との間で交渉が続いている。北方領土問題を解決し、日本への返還を実現するためには、両国の関係を深めていくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の根室半島上空から見た歯舞群島(2013年)(写真と注釈)</li> <li>・日ソ共同宣言(1956年) 日ソ共同宣言などに署名する日本の鳩山一郎首相とソ連のブルガーニン首相(写真と注釈)</li> <li>・東京宣言(1993年) 東京宣言などに署名する日本に細川護熙首相とロシア連邦のエリツィン大統領</li> </ul> <p>3 尖閣諸島をめぐる問題</p> <p>尖閣諸島は、沖縄県石垣市に属する、日本の固有の領土である。日本は、どこの国も尖閣諸島を領有していないことを確認したうえで、1895年の閣議決定で沖縄県に編入した。その後、日本は尖閣諸島への実効的な支配を続けており、広く国際社会からも日本の領土として認められている。</p> <p>1951年のサンフランシスコ平和条約では、日本は台湾と澎湖諸島の領有権を放棄したが、尖閣諸島は日本の領土に残され、南西諸島の一部としてアメリカが統治を行うことになった。</p> <p>1968年の、国連アジア極東経済委員会が報告した鉱物資源の調査結果では、東シナ海に石油資源がある可能性が指摘された。この報告書のすぐ後、1971年2月に中国が、初めて公式に尖閣諸島が自国の領土であると主張を行った。しかし、同年6月に結ばれた日本とアメリカとの間の沖縄返還協定では、沖縄には尖閣諸島がふくまれることについても合意がされている。</p> <p>その後中国は、1992年に尖閣諸島を領土としてあつかう法律を制定したり、2008年以降、尖閣諸島周辺の海に派遣して日本の領海に侵入したりしている。日本は、こうした中国の行為に抗議するとともに、領海や領空の警備を強化している。また、同時に東シナ海全体が平和で安全な海になるよう、外交的な努力も続けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尖閣諸島の魚釣島(2005年)(写真) ・中国の船と並走する海上保安庁の巡視船(2012年)奥に見えるのは魚釣島(写真と注釈)</li> </ul>

発行者	扱い方 ( 本文・コラム・写真等 )	取り上げている項目	記述の概要
教育出版	P178, 179 本文  P179 写真 P179 写真 P179 写真 P180 本文 図 注釈 P181 本文  P181 地図 注釈 P181 地図 注釈  P189 コラム  P189 コラム写真 注釈	緊張関係が存在する東アジア  国際社会を構成する国家 日本の領土をめぐる  北方領土の返還に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領土・領海・領空をめぐる問題は、主張の違いから対立が生じることがある。海で隔てられていると同時に、海で隣国とつながっている日本は、現在、隣り合うロシア、韓国、中国などとの間に、領土をめぐる緊張関係が存在する。近年では、領海や領空に無許可で立ち入る侵犯行為事件がたびたび起こるなど、近隣諸国との間で国際的な課題となっている。( 本文 )</li> <li>・北方領土の返還を求める元島民の人たち 2011 年 北海道根室市 ( 写真 )</li> <li>・日口外相会談の様子 2013 年東京都港区 北方領土問題の進展に向けた話し合いが行われた。( 写真 )</li> <li>・東シナ海上の警備をする海上保安庁の巡視船とボート 2013 年沖縄県 ( 写真 )</li> <li>・それぞれの国家は、主権とともに領域と国民から成り立つ。領域とは国家の主権が及ぶ範囲をいい、領土、領海、領空の三つの部分からなっている。( 本文 )</li> <li>・領土・領空・領海 ( 図 ) 他国の領海あるいは領空に、許可なく外国の船や飛行機が立ち入るとは、領海侵犯あるいは領空侵犯となる。( 注釈 )</li> <li>・北海道の東にある歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土や、日本海に位置する竹島 ( 島根県 ) は、歴史的にも国際法の上でも日本固有の領土であるというのが日本政府の立場。しかし、現在、これらの島々は不法に占拠されている。( 本文 )</li> <li>・北方領土は、第二次世界大戦の終結後、ソ連に占拠され、現在はロシアに引き継がれています。日本は、北方領土の返還をロシアに求め続けているが、いまだに実現していない。竹島については、韓国が領有権を主張し、占拠を続けている。日本は韓国に抗議し、国際司法裁判所での話し合いによる解決を提案しているが、未解決のままとなっている。( 本文 )</li> <li>また、尖閣諸島 ( 沖縄県 ) については、日本固有の領土であり、領有権の問題は存在しないというのが日本の立場である。しかし、中国は自国の領土であると主張し、対立関係が続いている。さまざまな背景をもつこうした対立を解消していくことは、簡単ではない。しかし、威嚇や武力にうつつたえることなく、粘り強い外交交渉によって平和的に解決することが必要である。( 本文 )</li> <li>・日本の国土とその周辺 ( 地図 ) 範囲の一部は、関係国と交渉中。( 注釈 )</li> <li>・北方領土 ( 地図 ) 日本とロシアは、北方領土をめぐる、双方が領土問題の存在を認めたいうえで、正式な交渉を行っている。1956 年の日ソ共同宣言において、ソ連は日本が返還を求める四島のうち、歯舞群島と色丹島を、日ソ平和条約の締結後に、日本に引き渡すことに同意している。( 注釈 )</li> <li>・竹島と尖閣諸島 ( 写真 ) 尖閣諸島周辺の海域には、中国の船が侵入を繰り返している。日本はそれに抗議し、周辺海域の警戒を強めている。( 注釈 )</li> <li>・日本とロシアとの間では、北方領土を日本に返還するための交渉が、長期にわたって続けられてきている。この間、日本は返還を強く要求するだけでなく、ロシアと一定の経済協力や、エネルギー・資源開発についての協力なども行ってきた。北方領土が返還されれば、日口間の協力関係もさらに強化されるというのが、日本の立場である。一方で、領土問題解決のための環境整備の一環として、北方四島のロシア人患者を日本に受け入れるなどの人道支援や、住民が互いに訪問し合って開く、文化交流会や意見交換会などの交流事業がたびたび行われてきた。現地で暮らすロシアの人々にも配慮しながら、今後も引き続き北方領土の返還を求めていくことが必要である。( 注釈 )</li> <li>・納沙布岬 ( 手前 : 北海道根室市 ) から見た北方領土の歯舞群島 ( 写真 ) 納沙布岬からいちばん近い島まで、およそ 4 km しが離れていない。( 注釈 )</li> </ul>
清水書院	P162 図 注釈  P162 本文  P163 コラム  P163 地図 注釈	国際政治のしくみ  領土をめぐる問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領土・領海・領空 ( 図 ) 独立国は、領土・領海・領空の範囲にわたって主権を主張できる。他国の領海や領空に入る船や飛行機は、その国の指示にしたがわなければならない。また、領海の外の経済水域が認められ、海底・海中を問わず、その水域の鉱物・漁業資源に対する沿岸国の権利が保護されている。( 注釈 )</li> <li>・国家は、それぞれ、主権のおよぶ領土・領海・領空という固有の領域をもっている。また、国家は、領域内に住む国民を統治するとともに、国民を保護している。( 本文 )</li> <li>・日本の領土問題 ( コラム ) 北方領土 1945 年の 8 月下旬からソ連が占拠した千島列島を、日本はその後サンフランシスコ平和条約によって放棄した。しかし、択捉島以南 ( 択捉・国後・色丹・歯舞群島の北方四島 ) は放棄した千島列島には含まれない日本固有の領土であり、ソ連の地位を引き継いだロシアに、返還を求める交渉がなされている。竹島 島根県隠岐諸島北西にある竹島は、漁採地として 17 世紀なかばには日本が領有権を確立し、第二次世界大戦後も日本の直轄下にあると確認された固有の領土であるが、領有権を主張する韓国が島を占拠している。日本は国際法にのっとり、平和的な解決を求めている。</li> <li>・日本の領土と経済水域 ( 地図 ) 沖縄県先島諸島の北方の東シナ海にある尖閣諸島は、他国の占有の跡がないことを確認のうえ、1895 年に、正式に日本の領土に編入し、南西諸島の一部となったが、1970 年代ごろから中国が領有権を主張するようになった。( 注釈 )</li> </ul>
帝国書院	P166 本文 図 注釈  P168 本文  P168 写真 コラム  P168 写真 注釈 P168 注釈  P169 地図 注釈 P169 地図 注釈 P169 注釈  P169 写真 注釈	国家と国際社会  領土をめぐる問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家の支配する領域は、領土・領海・領空の三つから構成されている。( 本文 )</li> <li>・領土・領海・領空 ( 図 ) 領海とは海岸線から一定の範囲の海域である。そのはばは国によって異なり、日本は 12 海里 ( 約 22 km ) です。200 海里 ( 約 370 km ) 以内は排他的経済水域とされている。領空とは領土・領海の上空で、一般的に大気圏内とされている。( 注釈 )</li> <li>・日本も近隣諸国との間で、近年、領土をめぐるさまざまな動きがある。北海道の北東にあり、北方領土とよばれる歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島は日本固有の領土である。第二次世界大戦後にソ連が占領してから 60 年以上、ソ連、続いてロシアが不法に占拠している。1951 年のサンフランシスコ平和条約で日本は千島列島を放棄したが、北方領土は千島列島にふくまれていない。日本はロシアと、北方領土問題の解決とその後の日口平和条約の締結に向けて交渉を続けている。日本海に浮かぶ島根県の竹島もまた、日本固有の領土である。しかし、韓国が 52 年に国際法上の根拠のないまま境界線 ( 「李承晩ライン」 ) を引いて領有を宣言し、今日まで不法に占拠を続けている。日本は韓国に対してくり返し抗議を行っている。これらの島々の周辺は漁業資源が豊富であり、島々を領有することで広範囲に排他的経済水域が設定される。そして、これらの領土における主権を守り、船舶が安全に航行・作業できるようにするためにも、領土をめぐる問題の解決は重要になってきている。</li> <li>なお、日本固有の領土である沖縄県の尖閣諸島は、第二次世界大戦後アメリカの統治下におかれたが、沖縄返還とともに日本の領土にもどった。周辺の海底で石油などの資源が見つかったことで、1970 年代以降中国も領有を主張しているが、日本ばかりでなく国際的にも尖閣諸島は日本の領土だと認められている。( 以上、本文 )</li> <li>・海上保安庁の船には含まれた中国船 ( 尖閣諸島沖 ) ( 写真 )</li> <li>・2012 年に、日本政府は、日本固有の領土である尖閣諸島のうち、民間人が保有する 3 島を「平穏かつ安定的に管理するため」として購入し、国有化しました。これに対して尖閣諸島の領有権を主張する中国は強く反発し、尖閣諸島の沖合にあたる日本の領海に、たびたび政府の船舶を侵入させています。日本は、尖閣諸島を有効に支配しており、国際法を守ることを通じて地域の平和と安定が確立されることを求めている。( コラム )</li> <li>・北海道・納沙布岬と歯舞群島の水晶島 ( 写真 )</li> <li>・1956 年の日ソ共同宣言では、平和条約締結後、歯舞群島と色丹島を返還することで合意した。日本は、国後島と択捉島をふくむ四島の返還を求めて交渉を続けている。( 注釈 )</li> <li>・竹島では、江戸時代の初期には米子の町人たちによって漁獲が行われるようになっていた。そして 1905 年に、日本の明治政府は国際法に従って竹島を島根県に編入し、日本の領土だと再確認した。竹島は、1951 年のサンフランシスコ平和条約によって日本が放棄した島々にはふくまれていない。( 注釈 )</li> <li>・日本の排他的経済水域 ( 地図 ) 日本の排他経済水域は領海とあわせて約 447 万 km<sup>2</sup> であり、国土面積約 38 万 km<sup>2</sup> の 12 倍近くである。</li> <li>・北方領土の歩み ( 地図 ) 日本とロシアは、1855 年に日露通好条約によって、ウルップ島と択捉島に間に国境を定めた。</li> <li>・尖閣諸島は、1885 ~ 95 年に日本政府が慎重に調査し、どこの国の領土でもないことを確認したうえで、日本の領土に編入された。尖閣諸島は、1951 年のサンフランシスコ平和条約で日本が放棄した島々にはふくまれていない。( 注釈 )</li> <li>・尖閣諸島のかつおぶし工場 ( 明治 30 年代 ) ( 写真 ) 尖閣諸島には、明治時代から大正時代にかけて日本人が定住していた。( 注釈 )</li> </ul>

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真等)	取り上げている項目	記述の概要
日本文教出版	P178 図 注釈 P178 写真 P179 本文 図 写真  P179 地図 写真  P179 注釈 P179 注釈	国際社会と主権国家,日本の領土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家の領域(図) 排他的経済水域では、外国の船舶や航空機の移動は自由ですが、外国は資源の採取はできない。(注釈)</li> <li>・ 西之島(2015年,東京都)(写真) 海底火山の噴火により新しい陸地が生まれ、日本の領域となった。(注釈)</li> <li>・ 国家の主権がおよぶ範囲(領域)は、領土を中心に、それをとりまく領海と領空から成る。国際的なルールでは、海岸線から200海里以内を排他的経済水域と定め、沿岸国がその資源を利用することができることになっている。その外側が公海で、だれもが自由に利用することができる。(公海自由の原則)(本文)</li> <li>・ 周囲を海に囲まれた日本には領土をめぐる問題がある。北海道の歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島は北方領土とよばれ、歴史的に日本固有の領土である。しかし、1945年にソ連に占領され、ソ連解体後もロシアが不法に占拠している。現在、日本は北方領土の返還をロシアに強く要求しているが、いまだに実現していない。(本文)</li> <li>・ 竹島は、1905年に閣議決定で島根県に編入された日本固有の領土だが、1952年以降、韓国が取りこみ、今も不法に占拠している。日本は韓国に対して何度も厳重に抗議している。サンフランシスコ平和条約でも北方領土と竹島が日本固有の領土と確認されている。(本文)</li> <li>・ 尖閣諸島は、1895年に閣議決定で沖縄県に編入された日本固有の領土である。周辺海域に石油資源などが埋蔵されている可能性が指摘された1970年代になって、中国が領有権を主張するようになったが、尖閣諸島は、現在日本が有効に支配しており、領土問題は存在していない。(本文)</li> <li>・ 日本の領域と排他的経済水域(地図) 竹島(島根県)(写真),尖閣諸島(沖縄県)(写真) 中国船と並走する海上保安庁の巡視船(2012年)。後方は魚釣島。(注釈),北方領土(北海道)(写真),沖ノ鳥島(東京都)(写真)</li> <li>・ 小さな島であっても、排他的経済水域の設定により重要となった。北方領土,竹島,尖閣諸島周辺も水産・鉱山資源が豊富である。(注釈)</li> <li>・ 日本は竹島問題を国際司法裁判所に訴えて平和的に解決することを韓国に何度か提案しているが、韓国は応じていない。(注釈)</li> </ul>
自由社	P144 本文  P145 本文  P145 地図 注釈  P145 写真 注釈 P145 写真 注釈 P148 本文 地図 年表  P149 本文 地図	国家と国際関係           わが国の領土に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家の領域とは、歴史的に形成されてきたその国の主権がおよぶ範囲のことで、領土、領海、領空からなる。また、領海の外側に排他的経済水域(EEZ)を設け、その水域にある天然資源(漁業資源や鉱物資源など)を独占的に採取する権利が認められている。EEZの外側は公海と呼ばれ、どの国も自由に航海したり、漁業操業などの資源採取ができる。(公海自由の原則)(本文)</li> <li>・ 一定の地域を、複数の国家が自国のものと主張して対立する問題が、領土問題あるいは領土紛争である。わが国には、北方領土問題、竹島問題の2つの重大な領土問題があり、いずれも、歴史的にも国際的にもわが国固有の領土であるが、ロシアと韓国が不法にそれぞれ占拠している。そのほかわが国の尖閣諸島を中国が領有権を主張し、公船が領海侵犯、航空機が領空接近を繰り返している。また、海底ガス油田が発見された東シナ海で、日中中間線がEEZの境界線であるとするわが国の主張や、沖ノ鳥島に関するわが国の権利を認めないとする中国とのあいだで対立が起きている。わが国は、外交交渉や国際司法裁判所での平和的解決に努めている。これらの問題解決は、経済的権利を確保し、国の主権と尊厳を守るうえで重要である。(本文)</li> <li>・ わが国の領域(地図) 国連海洋法で、領土から12海里(22.2km)の範囲を領海、領海上の大気圏内を領空、領土から200海里(約370km)の範囲を経済水域と決められている。(注釈)</li> <li>・ 中国の天然ガス採掘施設(写真) 2000年ごろから、日中のEEZが重なるこの海域の中間で、中国が海底ガス田を開発し、わが国と対立している。(注釈)</li> <li>・ 沖ノ鳥島の一部,東小島(写真) 東京都小笠原村に属するサンゴ礁の島であり、この島があることで周囲40万km<sup>2</sup>のわが国のEEZが確保されている。(注釈)</li> <li>・ 「北方領土 ロシアが占領中」歯舞群島・色丹・国後・択捉、4島からなる北方領土は、これまで一度も外国の領土になったことのないわが国固有の領土である。しかし、第二次世界大戦末期、旧ソ連軍は日ソ中立条約を破って、1945(昭和20)年8月9日に満州、次いで8月11日に南樺太に侵入した。そして、8月18日に、千島列島の北端、占守島に侵入、この地域を守備していた日本軍との激戦をへて、9月5日までに北方四島を占領した。それ以降、ロシアになった現在まで不法占拠を続けている。当時、四島には約1万7千人の日本人が住んでいたが、1949年までに全員が強制撤去させられた。また、しばしば領海を侵したとして日本漁船が銃撃、拿捕、抑留されている。(本文)</li> <li>・ 北方四島の総面積は千葉県とほぼ同じで、近海は世界有数の豊富な漁業資源に恵まれている。これをとりもどすことは旧島民をはじめ日本国民全体の悲願である。しかし、ロシアは「第二次世界大戦の結果として法に基づいてロシアへと移った」とし、かたくなな態度を続けており、進展はみられていない。この一方で、4島に住むロシア人との交流事業、人道支援事業が行われている。(本文)</li> <li>・ 1855年の日露通好条約で決められた国境(地図)</li> <li>・ 北方領土問題の主な歴史(年表)</li> <li>・ 「竹島 韓国が占領中」竹島は周囲が絶壁の火山島で、人は住めないが周辺は海流の影響で豊富な漁場となっている。江戸時代には鳥取藩の人が幕府の許可を得て漁業を行っていた。1905(明治38)年、国際法に従ってわが国領土と島根県に編入、以降実効支配を行ってきた。戦後は日本領土を確定した国際法であるサンフランシスコ講和条約で日本領土と確認されている。(本文)</li> <li>・ ところが対日講和条約が発効する直前に韓国李承晩政権は、一方的に日本海に「李承晩ライン」を設定し、竹島を自国領として取りこみ、違反したとする日本漁船に銃撃、拿捕、抑留などを実施した。1954年には、沿岸警備隊を派遣し、竹島を実力で占拠した。現在も、警備隊員を常駐させ、実効支配を強化している。(本文)</li> <li>・ 韓国が竹島の領有を主張する理由は、竹島は韓国名獨島で、固有の領土である、日本は力で日本領に編入した、GHQの指令で韓国領土とされていた、などとするものである。(本文)</li> <li>・ の主張に対し、1905年のわが国への領土編入前に、韓国の竹島領有の明確な根拠がなく、他の2つの主張は、事実と国際法に照らして成り立たないとわが国は反論している。そして、問題を平和的に解決するために1954年以来、国際司法裁判所へ付託することを提案しているが、韓国政府は応じていない。(本文)</li> <li>・ 竹島の位置関係(地図)</li> <li>・ 「尖閣諸島 日本固有の領土の危機」尖閣諸島は1885年からの調査に基づき、1895年日本政府がどの国にも属していないことを確認し、閣議決定して日本領土に編入した。そして最盛期には200人以上の日本人がカツオ節製造などで居住していた。戦後アメリカの施政下にあったが1972年沖縄返還にともない日本に戻った。1970年代はじめ島周辺で有望な油田が確認されると、中国は自国の領土だと主張しはじめ、漁船の違法操業を繰り返す。2010年にはわが国の巡視船に故意に衝突させた。2012年以降は公船を頻りに領海侵入させ、2013年12月には防空識別圏を設定し、一方的に緊張を高めている。また、2004年ごろから中国は日中中間線付近のガス油の採掘を始めた。わが国はそれをEEZ内の資源の横取りだと抗議しているが、解決できていない。(本文)</li> <li>・ 各国の防空識別圏(地図)</li> </ul>

発行者	扱い方 ( 本文・コラム・写真等 )	取り上げている項目	記述の概要
育 鵬 社	P176, 177 本文	国家とは何か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家は領域・国民・主権の三つの要素からなり、領域の大きさや国民の数は国によって違う。</li> <li>・国家の主権がおよぶ範囲のことを領域という。領域には領土、領海、領空がある。海岸から 12 海里 ( 約 22 km ) 以内が領海とされ、領海の外側で海岸から 200 海里 ( 約 370 km ) 以内が排他的経済水域である。その外側は公海で、どの国も使用することができる ( 公海自由の原則 )。領土・領海の上空の大気圏内を領空という。領土・領海・領空を不法に侵すことは国家主権の侵害である。なお、宇宙空間に関しては平和利用が原則で、国家による領有が禁止されている。領域にはそれぞれの国の歴史的背景があり、国境線を接する隣国との間で領土をめぐる主権の対立を引き起こし、国際紛争の原因となることもある。</li> <li>・日本も近隣国と領土をめぐる問題をかかえている。北海道に属する北方領土 ( 択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島 )、島根県の竹島は、どちらも日本固有の領土 ( 一度も外国の領土になったことがない土地 ) だが、それぞれロシアと韓国が領有を主張し、不法占領 ( 国際法上の根拠がないまま占領 ) している。日本政府は返すよう強く求めている。これら領土問題のほか、日本固有の領土で、日本が実効支配 ( 実際に統治 ) している沖縄県の尖閣諸島について、中国政府と台湾当局が領有を主張している。海に囲まれている日本は、エネルギー・漁業資源の確保だけでなく、船の安全操業などの観点からも、ねばり強い交渉でこれらの問題を解決しなければならない。</li> <li>・尖閣諸島の日本領海内に中国の監視船が侵入したことを伝える新聞記事 ( 2012 年 ) ( 新聞記事 )</li> <li>・領土・領海・領空 ( 図 ) 他国の領域や領空に入る場合は、国家主権の考えから、当然その国の指示に従わなければならない。なお、領空とは、領土・領海の上空をさし、大気圏内とされている。( 注釈 )</li> <li>・各国の領海 + 排他的経済水域面積の比較 ( 表 )</li> <li>・日本の主権範囲 ( 地図 )</li> <li>・竹島 ( 島根県 ) 竹島は、歴史的にも国際法上も明らかに日本固有の領土である。日本は遅くとも 17 世紀半ばには、竹島の領有権を確立。1905 ( 明治 38 ) 年、竹島を島根県に編入して領有する意思を再確認した。しかし、1952 ( 昭和 27 ) 年、韓国は「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、その内に竹島を取り込み、不法占領した。日本は、厳重に抗議するとともに、竹島の領有権に関する問題を国際司法裁判所に付託することを提案しているが、韓国が拒否している。( 外務省ウェブサイトから要約 ) ( 注釈 )</li> <li>・北方領土 ( 北海道 ) 北方四島 ( 択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島 ) は日本固有の領土である。1855 ( 安政元 ) 年に調印された日露親善条約では択捉島とウルップ島との国境が確認されている。しかし、第二次世界大戦末期の 1945 ( 昭和 20 ) 年 8 月 9 日、ソ連は日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾した後に北方四島のすべてを占領。四島を一方的に自国領に「編入」し、すべての日本人を強制退去させた。それ以降、今日にいたるまでソ連、ロシアによる不法占拠が続いている。( 外務省ウェブサイトから要約 ) ( 注釈 )</li> <li>・尖閣諸島 ( 沖縄県 ) 尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いなく、現に日本は有効に支配している。尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。政府は、清国の支配がおよんでいないことを慎重に確認し、1895 ( 明治 28 ) 年に正式に日本の領土に編入。第二次世界大戦後、1952 年のサンフランシスコ平和条約でアメリカの施政下に置かれ、1972 年の沖縄返還で日本に返還された。中国政府および台湾当局が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、東シナ海に石油埋蔵の可能性があるとの指摘を受けて尖閣諸島に注目が集まった 1970 年代以降である。( 外務省ウェブサイトから要約 ) ( 注釈 )</li> </ul>
	P176 新聞記事 P176 図 注釈		
	P176 表 P177 地図		
	P177 注釈 P178, 179 コラム 写真	外国に対する主権 領土を取り戻す、守るとのこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国はみな領域をもっており、領域内はその国の主権に基づく政治が行われている。そのため、外国が軍事力などの圧力を使って、その国の政治に干渉することは、主権の侵害にあたとされている。</li> <li>・北方領土 - 故郷に帰れない元島民 北海道の一部である北方領土 ( 国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島 ) は、千葉県と同じくらいの広さがある、日本固有の領土である。しかし、第二次世界大戦が終わった後の 1945 ( 昭和 20 ) 年 8 月 28 日から 9 月 5 日にかけてソ連軍が侵攻し、そのまま居座った。当時、約 1 万 7000 人の日本人が住んでいて、およそ半分は自ら脱出したが、残りの人々は 47 年から 48 年にかけて追い出され、樺太 ( 現在のサハリン ) の収容所に留め置かれた後、北海道本島に送られた。択捉島の薬取という村に住んでいた山本昭平さん ( 終戦のとき 17 歳 ) は故郷を離れるときのことを次のように話している。 「引き揚げといっても、( 日本の領土なので ) 本当は強制送還なんです。3 隻の発動機船で港を出て 10 メートルくらい行くと、飼いが残した犬が、別れるのが分かってうろうろしているんですよ。20~30 メートル離れると、1 匹が海に入って追ってきました。すると、ほかの犬も飼いが追ってきました。船を操縦している機関士はスピードを上げました。乗っているみんなは、故郷を離れる悲しさをこらえていましたが、犬が追ってくるのを見て一人が大泣きし始めました。それがきっかけとなって、みんなも泣き出しました。私も悔しくて泣きました。発動機船の音と泣き声が岬に反響して、なんとも言えない雰囲気でした。」( 独立行政法人北方領土問題対策協会ホームページから要約 )</li> <li>・ソ連が、ロシアに代わった今も北方領土は不法占拠され、日本人は一人も住んでいない。元島民は高齢化し、平均年齢は 78 歳を超えている ( 2012 年現在 )。北方領土は国と国の問題であるとともに、故郷を奪われた人たちの人権問題でもある。( 本文 )</li> <li>・日本人が住んでいたところの色丹島の運動会 ( 写真 )、国後島で祭壇に手を合わせる墓参団員 ( 2013 年 ) ( 写真 )</li> <li>・竹島 - 捕らえられた漁民 島根県の竹島も日本固有の領土で、隠岐の漁民がアシカ猟やアワビの採取などを行い、周辺海域では漁船が魚を獲っていた。しかし、日本が連合国に占領されていた 1952 ( 昭和 27 ) 年、韓国が一方的に日本海に漁船立ち入り禁止線 ( 李承晩ライン ) を引き、竹島を自国領だと主張。李承晩ラインを越えたと行って、日本の漁船を次々と捕らえた。1963 年 9 月 28 日付の新聞の 1 面コラムは次のように書いた。 「李ライン海域で日本漁船がまた捕獲された。韓国警備艇の武装した隊員が乗り移り、34 人の日本人船員を連行している。同じ 27 日の朝、別の漁船も追われ 10 人の船員は海に飛びこんで逃げ、船長は一時重体だったという。( 中略 ) この海域はいま、アジ、サバの最盛期で、500~600 隻の日本漁船が出漁している。そこをねらって韓国警備艇は不意うちをかける。ライトを消し、島陰つたいに近寄り、銃撃をあびせたり。日本側も巡視船を増やし、厳戒警報を出しているが、捕獲は防ぎきれず、今年になってすぐに 16 隻。昨年 1 年中に捕獲された数より多い。李ラインを越したという理由だけで、これまでに多数の船員が釜山の刑務所に入れられ、船はとりあげられている。( 中略 ) 海のオオカミのような韓国警備艇の仕業だ。そもそも李ラインというのは、昭和 27 年 1 月に韓国大統領の李承晩氏が、国防上の要請によるとして、設定を宣言したものだが、それは公海上に一方的に設定したもので、国際法上不当なものだ。日本政府はこのラインを認めていないが、過去 10 年間に韓国は勝手に実力を行使して、約 300 隻の日本漁船を抑留、数多くの乗組員や家族を泣かせている。( 中略 ) 韓国は李ラインを「平和ライン」と呼ぶが、現状は平和とウラハラの不法ラインである。公海上で日本漁船員を捕らえるこの理不尽は黙って見過ごせるものではない。( 朝日新聞「天声人語」から )</li> <li>・1965 ( 昭和 40 ) 年に日本と韓国の国交が正常化したときに李承晩ラインはなくなりましたが、韓国は竹島を不法占拠したままである。( 本文 )</li> <li>・戦前、隠岐の漁民が竹島で行っていたアシカ猟 ( 1935 年 ) ( 写真 )</li> <li>・尖閣諸島 - 脅かされる実効支配 沖縄県の尖閣諸島は、福岡県出身の実業家、古賀辰四郎が 1895 ( 明治 28 ) 年から開拓し、かつお節の生産やアホウドリの羽毛を採取していた。事業は息子の善次に引き継がれ、最盛期には 242 人が住んでいた。今は無人島だが、北方領土や竹島と違って日本が実効支配しているため、政府は「尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない」との立場である。しかし、中国が台湾当局が領有権を主張し中国の監視船などが領海への侵入を繰り返しているほか、中国の漁船が海上保安庁の巡視船に衝突する事件などが起きている。領土は国家主権の大事な要素であるから、こうした事件にきちんと対応し、日ごろから備えるとともに、外交的な努力などで相手の国や国際社会に日本の主張を理解してもらうことが必要である。</li> <li>・明治 30 年代、尖閣諸島のカツオ節工場前での記念写真 ( 写真 )</li> </ul>

## 別紙 2 - 7 【( 2 ) 調査研究事項の具体的な内容】h 北朝鮮による日本人拉致問題に関する内容 ( 中学校 社会 公民的分野 )

1

発行者	扱い方 ( 本文・コラム・写真等 )	取り上げている項目	記述の概要
東京書籍	P195 本文 写真 注釈	日本の外交の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、核実験を行ったり、ミサイルを発射したりするなど、問題の多い政策をとり続けており、日本人などの拉致問題も解決していない。(本文)</li> <li>北朝鮮から帰国した拉致被害者(2002年)(写真) 2002年に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮が日本人を不法に拉致した事件が問題になった。その結果、被害者5人とその家族は帰国したが、そのほかの被害者の安否は不明である。日本は、拉致問題が人権や日本の主権の侵害であることを国際社会に訴え、一刻も早い解決を目指している。(注釈)</li> </ul>
教育出版	P189 コラム 写真  P191 写真 注釈	日本の外交のいま  世界のなかの日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>北朝鮮との交渉 2002年9月、日本と北朝鮮との首脳会談が、ピョンヤン(平壤)で行われました。この会談で、拉致問題について日本の抗議を受けて、北朝鮮は日本人の拉致を認め、再発の防止を約束した。その結果、拉致された人々のうち5人と、その家族の日本への帰国や来日が実現した。しかし、いまだに行方がわからない拉致被害者も多くいるため、政府は引き続き拉致被害者について調査を求めている。世界の多くの国々にも協力をよびかけながら、粘り強く北朝鮮に対して拉致問題の解決を求めていくことが大切である。(コラム本文)</li> <li>初めて首脳会談を終えた、当時の日本の小泉純一郎首相と北朝鮮の金正日国防委員長(2002年 北朝鮮・ピョンヤン)(写真)</li> <li>帰国を果たした拉致被害者(2002年)(写真) 2002年北朝鮮に拉致された人々のうち、5人の帰国が実現した。しかし、いまだに行方がわからない拉致被害者も多く、未解決の問題となっている。(注釈)</li> </ul>
清水書院	P96 本文 注釈	世界平和と日本の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)とは国交がなく、日本人の拉致問題など未解決の課題もあり、国交正常化が難航している。(本文)</li> <li>日朝の国交正常化が模索され、2002年9月、日朝両首脳が会談をおこなった。そこで北朝鮮による日本人拉致問題や安全保障の問題など両国間の諸問題が話しあわれ、これらを交渉で解決していくことに合意して「日朝平壤宣言」に署名した。だが、拉致問題の解決をめぐり、日朝の交渉は引き続き難航している。(注釈)</li> </ul>
帝国書院	P167 写真 注釈	国家と国際社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>拉致被害者の帰国(2002年)(写真)</li> <li>北朝鮮に拉致された被害者のうち、5名が24年ぶりに帰国した。しかし、帰国した人たち以外にもまだ多くの拉致被害者があり、その多くは安否不明である。拉致問題は被害者への人権侵害であるとともに、日本の主権の問題でもあり、解決がはかられねばならない。日本政府は、問題解決に向けた取組を続けている。(注釈)</li> </ul>
日本文教出版	P187 新聞資料 注釈 P187 本文  P187 写真	現代世界の戦争と平和	<ul style="list-style-type: none"> <li>北朝鮮の日本人拉致問題(2002年9月18日新聞)(新聞資料) 拉致問題は、被害者の人権と国家主権を侵害する問題である。(注釈)</li> <li>北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)は、経済的な困難のなかで、核やミサイル開発に乗り出し、国際危機を起こした。日本とのあいだには拉致問題もある。拉致被害者の問題は未解決であり、日朝国交正常化に向けての交渉は進んでいない。北朝鮮問題の解決は、東アジアの大きな課題であり、中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア、アメリカが参加する六か国協議が開かれている。</li> <li>日朝首脳会談(2002年、北朝鮮)(写真)</li> </ul>

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真等)	取り上げている項目	記述の概要
自由社	P70 写真 P161 本文 P162, 163 コラム 写真 年表 地図	参政権と請求権 安全保障への努力と日本 日本人拉致問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拉致被害者救出の署名目録の担当大臣への提出(請願権)(写真)</li> <li>・冷戦終結後は、北朝鮮による拉致事件や核ミサイル開発、中国の軍備増強、国際テロなどの新たな脅威が出現し、防衛力の役割が増している。(本文)</li> <li>・北朝鮮は、なぜ日本人を拉致したのであろうか。この重大な人権侵害と国家主権侵害を、日本はなぜ防げなかったのであろうか。(本文)</li> <li>・「5人は帰国したけれど」1977(昭和52)年以来、北朝鮮は、日本政府認定だけで17人、特定失踪者問題調査会の推計では約100人、一説では数百名ともいわれる日本人を拉致してきた。2002年9月17日、小泉首相が北朝鮮を訪問したさい、北朝鮮は13人の日本人拉致を認めて謝罪し、「5人生存、8人死亡」と日本側に通知した。その後、地村保志さんから5名は帰国したが、「8人死亡」の根拠はきわめて乏しい。13人以外にも多数の拉致被害者がおり、拉致実行犯の引き渡しもなされていない。日本人拉致問題は、依然として未解決のままである。(本文)</li> <li>・「なぜ多くの日本人が拉致されたのか」日本人拉致問題の背景には、朝鮮半島における北朝鮮と韓国との対立がある。北朝鮮は韓国に対していろいろな破壊活動を仕掛けるために、作員教育を行ってきた。その作員教育の一つに、日本人化教育課程があった。日本人化計画のためには、日本語や日本の生活習慣を教える日本人教官が必要となり、日本人を拉致してきた。(本文) 辛光洙事件の場合は北朝鮮作員の辛光洙が原教晃さんになりすまし、日本での工作活動を行っていたのである。(本文)</li> <li>・「2002(平成14)年10月15日、5人の拉致被害者が帰国した。」(写真)</li> <li>・「容易に日本に潜入してきた北朝鮮作員」多くの拉致被害者は、北朝鮮の工作船に乗せられて拉致されていった。横田めぐみさんは、真っ暗な船倉に40時間以上閉じ込められて北朝鮮まで運ばれていった。「お母さん、お母さん」と叫んで壁などをあちこち引っかいたので、到着したときには爪がはがれかけて血だらけだったといわれている。当時、北朝鮮の工作船は何ら支障なく日本沿岸までやってきて、作員が容易に日本国内に潜入してきたのである。最初の本格的な拉致事件である宇出津事件のとき、日本の警察は、久米裕さんを登陸半島の宇出津沿岸まで連れて行き北朝鮮作員に引き渡した日朝鮮人を逮捕し、拉致の事実を告白させていた。だが、スパイ防止法がない日本では、作員を罰することができなかった。そこで、捜査当局は、国外移送目的拐取罪での起訴を考えた。ところが、被害者である久米裕さんが見つからないと証拠が出ないと判断して、不起訴にしまったのである。私たちは、日本人拉致被害者全員を返せと、強く北朝鮮に迫っていかなければならない。(本文)</li> <li>・「行方不明になった横田めぐみさんを探すポスター」(写真)</li> <li>・「救出運動のシンボル、ブルーリボン」(写真)</li> <li>・「拉致事件の発生場所」(地図)</li> <li>・「北朝鮮による日本人拉致事件の流れ」(年表)</li> </ul>
育鵬社	P59 本文  P79 新聞資料 注釈  P182, 183 コラム 写真, 図 新聞記事	日本の防衛の課題  国際社会における人権  北朝鮮による日本人拉致事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本周辺では、北朝鮮との緊張が高まっている。1998年には日本に向けて実験用ミサイルが発射された。また、2001年には、北朝鮮の工作船が、東シナ海で日本の海上保安庁の巡視船の停船命令に従わず、銃撃戦の末、自沈するという事件も起こった。このような中で、2002年9月に北朝鮮の平壤で日朝首脳会談が行われ、北朝鮮は日本人を拉致したことを認めた。日本政府は、拉致問題の解決がなければ北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの立場をとっている。しかし、その後は、拉致事件への北朝鮮の不誠実な対応が続き、交渉は進展していない。2009年には北朝鮮が国際連合の安全保障理事会の決議に違反して、再びミサイル発射実験と核実験を強行し、朝鮮半島情勢はいっそう緊迫化している。(本文)</li> <li>・北朝鮮による日本人拉致問題を伝える新聞(新聞資料) 日本国内に侵入したり、あるいは海外で日本人を拉致した北朝鮮の行為は、国家主権と人権の重大な侵害である。(注釈)</li> <li>・1977(昭和52)年11月14日の夜、新潟市の中学1年生、横田めぐみさんは、帰国した父、滋さんに茶色い櫛をプレゼントした。この日は滋さんの誕生日。「おとうさん、これからはもう少しおしゃれにきをつけてね」と、めぐみさんが話すと、母の早紀江さんや双子の弟たちがにこやかに笑った。次の朝、日本海に面した新潟の空は厚い雲に覆われていた。「レインコートはいらない?」と話しかける早紀江さんに、めぐみさんは「どうしようかな…。きょうはやめる」と言って学校に出かけた。それ以来、早紀江さんはめぐみさんの声を聞いていない。めぐみさんは帰ってこなかった。明るかった一家の暮らしは一変した。滋さんは毎朝少し早めに家を出て海岸を見て回った。早紀江さんも、家事を終えたと「めぐみ!」「めぐみ!」と何度も呼びながらわが子を探した。</li> <li>・それから20年たった1997(平成9)年、めぐみさんは北朝鮮の作員に連れ去られて平壤で生きているという情報が、家族のもとに入ってきた。連れ去られる工作船の中で、めぐみさんは「お母さん、お母さん」と泣き叫び、壁などを引っかいたので、北朝鮮に着いたときには手の爪がはがれそうになって血だらけだったという。2002(平成14)年北朝鮮を訪れた小泉純一郎首相に対して金正日総書記は、日本人を拉致していた事実を認めた。めぐみさんは「死亡した」と伝えられたが、北朝鮮側の説明や「証拠」はとて納得できるものではない。拉致事件が初めて教科書に載ったとき、滋さんは「めぐみさんの事件を知って、国のあり方や家族の大切さについて考えてほしい」と中学生に向けて訴えた。「主権」「人権」「防衛」「外交」「家族」……。私たちと同じ中学生がある日突然連れ去られたこの事件は、公民の授業で学ぶ言葉と密接に関係している。私たちは、世界の人々が平和で幸せに暮らせるために公民の勉強をしているのである。「めぐみ、きつと助けてあげる」。滋さんは講演の前には必ず、めぐみさんからもらった、あの櫛で髪を整えている。</li> <li>・1970年代から80年代にかけて、北朝鮮の作員によって日本人が海岸から連れ去られたり、ヨーロッパでだまされて連れて行かれる事件などが相次いだ。日本政府は、北朝鮮による日本人拉致被害者として17人を認定しているが、帰国できたのは5人だけで、認定・未認定にかかわらず、めぐみさんに残る被害者全員を返すよう北朝鮮に求めている。被害者の家族会や支援団体は、被害者を救出する運動を続けている。拉致事件は刑法の国外移送目的拐取などの罪にあたり、日本の警察当局は実行犯の特定など事件の解決に努めている。これまでに10人の被疑者を国際刑事警察機構(ICPO)を通じて国際手配している。このほかに、朝鮮籍の7歳の姉と3歳の弟が日本国内から連れ去られる事件を警察が北朝鮮によるものと認定していて、1人が国際手配されている。日本政府は、北朝鮮に調査と回答を求めている。</li> <li>・日本以外にも、韓国やタイ、ルーマニア、レバノン、中国、アメリカなどで北朝鮮に拉致された可能性のある人たちがいることがわかっており、国際社会の関心は高まっている。拉致事件は、国家主権の侵害であるとともに、重大な人権侵害として国際連合で問題になっている。国連総会や下部機関の人権理事会は、拉致事件など北朝鮮による人権侵害に強い心配を表明する決議を何度も採択している。また、日本は主要国首脳会議などの国際会議や首脳会談で拉致事件を話題にし、各国の理解と支持を得ている。北朝鮮は国連安保理決議を無視して核ミサイルの開発も続けていて、国際社会は北朝鮮の動きに重大な関心を持っている。日本は、拉致事件解決には被害者全員の帰国、真相究明、実行犯の引き渡し-の3点が必要との立場から、国際社会と連携して、北朝鮮に話し合いを求めるとともに、経済的な制裁などを行う「対話と圧力」の方針で臨んでいる。日本と北朝鮮には現在、国交がないが、正常化するためには、まず拉致事件を解決することがなにより必要である。(以上、コラム本文)</li> <li>・めぐみさんが小さかったころ、一家で撮った写真(写真) 幸せな家族が引き裂かれた。(注釈)</li> <li>・日本政府が拉致被害者として認定している17人(図)</li> <li>・国連調査委員会が北朝鮮の組織的な人権侵害が裏付けられたとする最終報告書の公表を伝える新聞記事(2014年)(新聞記事)</li> </ul>

別紙 2 - 8 (参考) 政府の統一的な見解に関する内容 (中学校 社会 公民的分野)

<日本の戦後処理>

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真等)	取り上げている項目	記述の概要
教育出版	P191 本文 注釈	世界の一員として	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦争によって、日本がアジアの人々にもたらした被害について、日本は深く反省し、条約を結んで対応してきたが、今後も引き続き、近隣諸国との良好な関係を深めていく必要がある。(本文)</li> <li>日本政府は、国家間の賠償などの問題はすでに解決済みという立場をとってきている。また1955年には、当時の村山富市首相による談話などで、公式に謝罪した。しかし、戦争時に日本の軍や企業による行為で被害を受けた人々からは、現在でも補償を求める動きが続いている。(注釈)</li> </ul>

【政府の統一的な見解】

外務省 HP「歴史問題 Q&A」より

- 1 終戦後、我が国は、関係国との間で、賠償や財産、請求権の問題を一括して処理しましたが、その際、個人の請求権についても併せて処理しました。例えば、サンフランシスコ平和条約では、連合国国民及び日本国国民の相手国及びその国民に対する請求権はそれぞれ放棄されています。
- 2 このように個人の請求権の問題についても、サンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約等の当事国との間では、法的に解決されています。